

令和5年度

## 包括外部監査結果報告書

都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行について

浜松市包括外部監査人

## 目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	監査の対象とした部局	2
5	監査対象期間	2
6	監査の視点	2
7	監査手続	2
8	監査実施期間	2
9	監査実施者	2
10	利害関係	3
第 2	監査対象の概要	4
1	都市公園の概要	4
(1)	公園の種類	4
(2)	都市公園の意義	4
(3)	都市公園の種類	5
2	浜松市の都市公園	7
(1)	公園種類別の内訳	7
(2)	主な都市公園	7
(3)	政令指定都市の比較	9
3	公園事業の概要	11
(1)	浜松市総合計画と施策	11
(2)	事業費内訳	12
(3)	組織の概要	14
4	監査対象と監査要点	16
(1)	監査の対象とした事業	16
(2)	現地視察の対象とした公園	17
(3)	法令等にもとづく台帳の整備	18

第3 監査結果	22
【1】総括的事項	22
I 公園施設の安全確保の強化について	22
II 公園管理情報の整備について	25
【2】個別事項	28
I 公園施設の安全確保について	33
1 遊具の安全確保について	33
(1) ハザードのある遊具と市の対応について	35
(2) ハザード種類別の措置状況について	40
(3) 遊具履歴書の作成と保存について	45
2 樹木の安全確保について	46
(1) 潜在的な危険木の把握について	51
(2) 公園外周の樹木について	58
(3) 日常点検項目の明記（指定管理業務）について	58
(4) 定期点検について	59
(5) 点検結果の記録と公園別の重要な情報について	60
(6) 公園の景観について	61
3 その他施設の安全確保について	62
(1) グラウンドの安全確保について	62
(2) 園路の安全確保について	64
(3) ベンチ等の劣化について	65
(4) 看板の劣化について	66
II 法令等にもとづく台帳の整備について	69
1 都市公園台帳	69
(1) 規則に定める記載事項について	69
(2) 最終更新日について	74
(3) 他の公園の都市公園台帳について	75
(4) 都市公園台帳の整理について	76
2 公有財産台帳	77
(1) 財産台帳（工作物等）の記載件数について	77
(2) 修繕履歴の記載状況について	78
(3) 管理対象物件の具体的記載について	79
(4) 他の公園の財産台帳について	80
(5) 指定管理者との協定書について	81

Ⅲ 政策・事業について	84
1 舘山寺総合公園運営事業	84
(1) 公園施設長寿命化計画策定業務について	84
2 浜松城公園長期整備構想推進事業	86
(1) 浜松城公園長期整備構想について	86
3 公園整備事業	89
(1) 市民1人当たりの公園敷地面積について	89
(2) 公園整備事業の指標（整備率）について	91
(3) 公園整備事業の指標（県協議）について	92
4 公園施設長寿命化事業	93
(1) 公園施設長寿命化計画（遊戯施設）について	93
(2) 事業内容と事業指標について	95
【3】 公園別視察結果	97
1 遠州灘海浜公園	97
2 浜松城公園	105
3 佐鳴湖公園	113
4 舘山寺総合公園	118
5 雄踏総合公園	121
6 都田総合公園	126
7 四ツ池公園	131
8 和地山公園	142
9 花川運動公園	149
10 美蘭中央公園	157
11 芳川公園	160
12 富塚公園	169
13 香公園	181
14 半田公園	189
15 西岸中央公園	194
16 瞳ヶ丘西公園	198
17 西岸もくせい公園	202
18 ながどおり公園	206
19 天竜川緑地	208
20 三方原防風林緑地	215
21 有玉緑地	221
22 ゆたか緑地	227

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行について

### 3 特定の事件を選定した理由

浜松市の都市公園は、2023年4月1日現在で589箇所あり、総面積は647.35ヘクタール、市民1人当たりの都市公園面積は8.39平方メートルである。国土交通省の「都市公園整備現況一覧表」（2022年3月31日現在）によれば、浜松市の都市公園等（市民緑地を含む）の数は、20の政令指定都市の中で18番目、面積は17番目、市民1人当たりの都市公園等面積は、全国平均の10.8平方メートルを下回り、11番目の水準に位置している。

こうした状況下において、浜松市では、2010年に「浜松市都市計画マスタープラン」と「浜松市緑の基本計画」を策定し、2021年にはそれぞれの計画を更新して、公園の整備や維持管理に関する様々な施策を実施している。2023年度の当初予算では、公園の整備費と管理費に25億円が計上されている。

公園は不特定多数の人が利用するため、遊具や施設の点検、清掃による衛生管理、迷惑行為や犯罪の治安対策など、安全性と利用品質の確保が求められている。また、公園は自然環境と密接に関わっており、動植物の生態系保護や資源の持続可能性に配慮するなど、環境保護の観点からも適切な設計と管理が必要である。多くの視点から、公園を整備、維持管理するには多額の費用がかかるが、限られた財源をどのように配分し、将来に向けて適切な維持管理体制を確立するかが、市の課題と考えられる。

こうした多くの課題を市が抱える一方で、公園は市民の憩いの場やレクリエーション施設として重要な役割を果たしており、市民の生活に密接に関わっている。公園に関する市の業務は、市民の生活や福祉に直接影響を与える重要なものである。

都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行について、外部監査を実施することにより、現状を把握するとともに、問題点や課題を見つけ、改善案を提示することは、市民にとって有意義なことと考え、外部監査のテーマを選定した。

#### 4 監査の対象とした部局

- ・都市整備部 緑政課
- ・都市整備部 公園課
- ・都市整備部 公園管理事務所

#### 5 監査対象期間

原則として令和4年度であるが、必要に応じて、他の年度も監査対象としている。

#### 6 監査の視点

- ・都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行が、法令規則等に準拠して適切に実施されているか
- ・都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行が、経済性、効率性、有効性の観点から合理的に実施されているか

#### 7 監査手続

主な監査手続として、公園の現地視察、関連書類一式の閲覧、関連規則等との照合、担当部署に対するヒアリング、調査・分析などを実施している。

#### 8 監査実施期間

令和5年6月20日から令和6年3月21日まで

#### 9 監査実施者

##### (1) 包括外部監査人

公認会計士 内山昌美

##### (2) 補助者

公認会計士 松島達也  
公認会計士 鈴木啓市  
公認会計士 山田夏子  
公認会計士 原田俊輔  
弁護士 杉田智樹

## 10 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

<報告書の記載事項について>

浜松市では行政区再編により、2024 年 1 月 1 日以降、公園の所在地（区名）が変更しているが、本報告書では、すべて 2023 年 4 月 1 日現在の情報を記載しているため、変更前の区名を記載している。

## 第2 監査対象の概要

### 1 都市公園の概要

#### (1) 公園の種類

公園の種類は、一般に次のように区分される。

区分			根拠法	所管	
公園	地域制公園 (自然公園)		国立公園	自然公園法	環境省
			国定公園		
			都道府県立自然公園		都道府県
	営造物公園	国の 営造物公園	国民公園	環境省設置法	環境省
			国営公園(都市公園)	都市公園法	国土交通省
		地方公共団体の 営造物公園	都市公園		条例等
その他の公園					

公園は、地域制公園と営造物公園に大別される。

地域制公園(自然公園)とは、国や都道府県が一定の区域内を公園として指定した自然の風景地であって、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3つに区分される(自然公園法第2条)。営造物公園とは、国や地方公共団体が、用地の買収、借地契約などにより、土地の管理権を取得したうえで、目的に応じて設置した公園である。

営造物公園は、国が設置する営造物公園と地方公共団体が設置する営造物公園に区分される。国が設置する営造物公園には、国民公園と国営公園(都市公園)があり、地方公共団体が設置する営造物公園には、都市公園法にもとづき設置される都市公園と条例などにより設置される公園がある。

今回、包括外部監査の対象とするのは、都市公園法にもとづき浜松市が設置した都市公園である。

#### (2) 都市公園の意義

都市公園とは、国又は地方公共団体が設置する公園又は緑地のことをいう(都市公園法第2条)。

都市計画運用指針では、公園と緑地について、次のとおり記載している。



公園とは、主として自然環境の中で休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地である。

また、緑地とは、主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地である。

### (3) 都市公園の種類

都市公園は、設置の目的や面積などにより、次のように区分される。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。

種類	種別	内容
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

(注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

(出典：国土交通省ホームページ)

## 2 浜松市の都市公園

### (1) 公園種類別の内訳

浜松市の都市公園を種類別に公園数、面積等を示すと、次のとおりである(2023年4月1日現在 浜松市提供資料より)。

種類	種別	公園数	面積 (㎡)	1公園当たり 面積 (㎡)
住区基幹公園	街区公園	421	626,311	1,487.7
	近隣公園	25	385,155	15,406.2
	地区公園	6	258,806	43,134.3
都市基幹公園	総合公園	9	1,743,834	193,759.3
	運動公園	6	592,830	9,880.5
大規模公園	広域公園	3	981,860	327,286.7
緩衝緑地等	特殊公園	2	108,674	54,337.0
	都市緑地	112	1,763,513	15,745.7
	緑道	5	12,562	2,512.4
合計		589	6,473,545	10,990.7

(注) 広域公園には県営の2公園も含まれている。

公園数を見ると、7割以上が街区公園であり、次いで都市緑地が多く、この2種類で9割超を占めている。また、面積で見ると、都市緑地が最も多く、次に多いのが総合公園である。全体的には、都市緑地が多いという特徴が見られる。

### (2) 主な都市公園

浜松市の都市公園を面積の大きい順に並べ、上位30件を示すと、次のとおりである(2023年4月1日現在 浜松市提供資料より)。

	公園種別	公園名	開設面積(㎡)	当初開設 年月日	所在地
1	総合公園	佐鳴湖公園	504,308.64	S43.12.1	西区入野町
2	総合公園	舘山寺総合公園	450,960.00	S54.4.1	西区舘山寺町
3	広域公園	遠州灘海浜公園	432,859.63	S36.7.1	南区中田島町
4	緑地	天竜川緑地	310,028.00	S44.4.1	南区鶴見町
5	総合公園	都田総合公園	236,000.00	H4.3.31	北区新都田
6	運動公園	四ツ池公園	188,570.60	S16.9.1	中区上島
7	緑地	天竜川運動公園	187,847.61	S57.10.1	浜北区中瀬
8	運動公園	花川運動公園	181,189.37	H7.3.31	中区西丘町

9	総合公園	雄踏総合公園	169,000.00	S57.3.25	西区雄踏町
10	総合公園	可美公園	139,424.74	S55.5.3	南区増楽町
11	総合公園	浜松城公園	97,409.53	S25.5.1	中区元城町
12	総合公園	引佐総合公園	93,000.00	H19.3.31	北区引佐町
13	運動公園	和地山公園	87,471.19	S44.4.1	中区和地山
14	緑地	飛ヶ谷緑地	83,881.60	H5.3.31	北区新都田
15	墓園	三方原墓園	83,732.26	S61.3.31	北区根洗町
16	緑地	内野緑地	73,277.03	H16.3.30	浜北区染地台
17	緑地	伊左地緑地	73,200.00	S55.4.1	西区伊左地町
18	緑地	天竜川鹿島上島緑地	70,943.69	H23.3.31	浜北区上島他
19	緑地	半田緑地	68,000.00	H12.3.31	東区半田
20	地区公園	飯田公園	64,600.40	S51.4.1	南区大塚町
21	運動公園	船明ダム運動公園	60,537.28	S53.4.1	天竜区船明
22	緑地	佐鳴台緑地	60,348.00	S61.3.31	中区佐鳴台
23	地区公園	美蘭中央公園	52,351.00	H8.12.27	浜北区西美蘭
24	緑地	天竜川中瀬緑地	48,575.00	H9.3.31	浜北区中瀬
25	運動公園	明神池運動公園	45,847.78	H2.4.1	浜北区宮口
26	緑地	入野第一緑地	44,686.39	H17.11.1	西区入野町
27	地区公園	安間川公園	44,526.00	S46.4.1	東区安新町
28	地区公園	鳥羽山公園	43,271.00	S26	天竜区二俣町
29	緑地	西之谷公園	43,000.00	S56.3.30	西区雄踏町
30	緑地	天竜川弁当野緑地	41,941.30	H13.3.29	浜北区中瀬

(注) 3 遠州灘海浜公園の面積には、県営公園分は含まれていない。

また、次の表は、公園開設からの経過年数別に見た公園数と面積である。

経過年数	開設年月	公園数	面積 (m <sup>2</sup> )
60年超	～1963.3	14	816,183
50年超	1963.4～1973.3	45	1,181,688
40年超	1973.4～1983.3	95	1,449,269
30年超	1983.4～1993.3	133	1,089,608
20年超	1993.4～2003.3	126	869,773
10年超	2003.4～2013.3	135	976,069
10年以内	2013.4～2023.3	41	90,955
合計		589	6,473,545

(注) 県営の2公園も含まれている。

これを見ると、開設から30年超経過した公園が287件と半数近くあり、老朽化が進んでいることがわかる。

開設60年超となっている14公園の内訳は、次のとおりである。

	公園種別	公園名	開設面積(m <sup>2</sup> )	当初開設年月日	所在地
1	街区公園	記念公園	214.00	S11.11.20	西区舞阪町弁天島
2	運動公園	四ツ池公園	188,570.60	S16.9.1	中区上島
3	街区公園	阿蔵駅前公園	517.27	S18.12.1	天竜区二俣町阿蔵
4	総合公園	浜松城公園	97,409.53	S25.5.1	中区元城町
5	地区公園	鳥羽山公園	43,271.00	S26	天竜区二俣町二俣
6	街区公園	二俣本町公園	294.76	S27.11.5	天竜区二俣町二俣
7	街区公園	八柱公園	1,668.00	S31.10.1	中区船越町
8	街区公園	植松第一公園	5,538.80	S31.8.1	東区植松町
9	街区公園	新川緑地	12,536.50	S32.4.1	中区田町
10	広域公園	遠州灘海浜公園	432,859.63	S36.7.1	南区中田島町
11	街区公園	積志公園	948.90	S37.10.1	東区積志町
12	風致公園	弁天島公園	24,942.00	S37.4.1	西区舞阪町弁天島
13	近隣公園	五社公園	6,345.00	S37.4.1	中区利町
14	街区公園	三謡公園	1,067.00	S37.4.1	中区蛄塚

### (3) 政令指定都市の比較

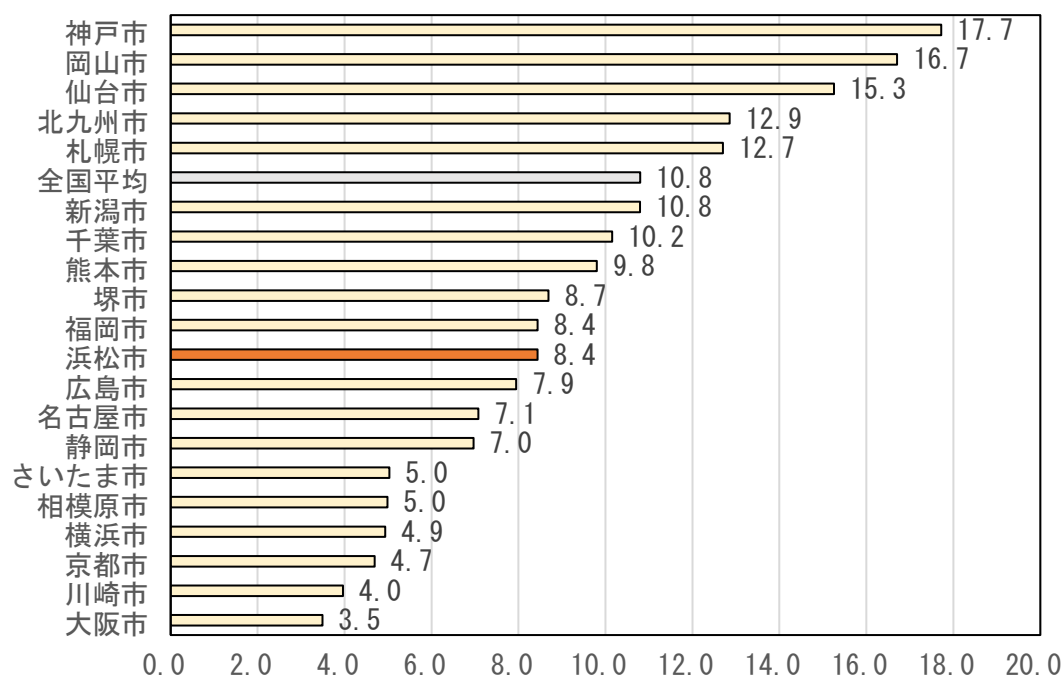
政令指定都市の都市公園数、面積、1人当たり公園面積を比較すると、次のとおりである（国土交通省 令和4年3月現在 都市公園データベースより）。

#### 【公園数と面積】

都市名	箇所数	面積(ha)
札幌市	2,742	2,502
仙台市	1,837	1,665
さいたま市	1,012	672
千葉市	1,172	991
横浜市	2,709	1,863
川崎市	1,172	609
相模原市	637	360
新潟市	1,437	837
静岡市	533	467
浜松市	581	660

都市名	箇所数	面積(ha)
名古屋市	1,503	1,641
京都市	953	675
大阪市	994	959
堺市	1,190	713
神戸市	1,698	2,674
岡山市	469	1,150
広島市	1,174	919
北九州市	1,720	1,189
福岡市	1,700	1,361
熊本市	1,094	717

### 【市民1人当たり都市公園面積】



(国土交通省 令和4年3月現在 都市公園データベースより)

浜松市の市民1人当たりの都市公園面積は、全国平均の10.8㎡を下回り、政令指定都市20市の中で11番目の水準となっている。

### 3 公園事業の概要

#### (1) 浜松市総合計画と施策

監査のテーマである都市公園の整備と維持管理等について、浜松市総合計画の2023年度実施計画となる戦略計画2023では、分野別計画として、基本政策、主な取組などについて、次のとおり記載している。

分野	安全・安心・快適
理想の姿 (30年後)	◆どこでも安全、いつまでも安心、持続可能で快適なまちになっている。
政策の柱 (10年後)	◆災害、犯罪、事故などの危険から、自分の命と財産を自分で守る意識を身に付けている。 ◆居住エリアの集約化などが進み、コンパクトなまちづくりが進んでいる。
基本政策	市民が集う活力ある都市づくり
主な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>♪ 2024年の浜名湖花博20周年記念事業の開催により「花と緑のまち・浜松」を一層推進するため、はままつフラワーパークにおいて新たな花壇の設置や園路のバリアフリー化などの整備を進め、市内外からの来場者の増加を図ります。</li><li>♪ 浜松城公園は、鹿谷地区の公園整備を行い、地域の魅力向上と都市の顔となる公園の魅力を高めます。</li><li>♪ 遠州灘海浜公園篠原地区への県による22,000人規模の全天候型新野球場建設の早期実現に向け、引き続き静岡県との協議を進めます。</li><li>♪ 環境負荷の低減、維持管理費の縮減に向けて、公園照明灯のLED化により省エネルギー化を進めます。</li></ul>

## (2) 事業費内訳

監査の対象とした部局である都市整備部緑政課、公園課、公園管理事務所における令和4年(2022年)度予算の事業別内訳は、次のとおりである。

担当課	事業		金額(千円)
緑政課	1	舘山寺総合公園運営事業	211,482
	2	花と緑のまち・浜松推進事業	80,655
	3	緑化推進センター運営事業	44,141
	4	浜松城公園長期整備構想推進事業	40,132
	5	緑地保全事業	37,854
	6	市街化区域内農地緑化保全事業	6,992
	7	緑化推進運営経費	6,984
	8	都市計画公園見直し事業	3,190
	9	緑の基本計画事業	2,541
	10	花と緑の基金積立金	500
		計	434,471
公園課	1	公園整備事業	454,911
	2	公園管理・活用事業	53,917
	3	公園事業運営経費	1,679
		計	510,507
公園管理事務所	1	公園緑地帯維持管理事業	657,871
	2	公園施設維持管理事業	346,947
	3	公園施設改良事業	229,511
	4	公園巡視機動業務委託事業	86,208
	5	公園施設長寿命化事業	79,491
	6	愛護会育成事業	16,427
	7	公園管理運営経費	13,282
	8	公園管理デジタル運営経費	4,711
	9	ビーチスポーツ施設整備事業	-
		計	1,434,448
事業費合計(人件費除く)			2,379,426



前述した戦略計画 2023 の分野別計画では、都市整備部緑政課、公園課、公園管理事務所の政策、主要事業等について、次のとおり示している。

(単位：百万円)

政策	主要事業	担当課	2023 予算
緑化推進・緑地保全	舘山寺総合公園運営事業	緑政課	734
	浜松城公園長期整備構想推進事業		
都市公園・緑地の整備	公園整備事業	公園課	581
	公園施設改良事業	公園管理事務所	1,525

戦略計画 2023 において、主要事業とされている事業の「事業目的・事業対象」について、事業シートには、次のとおり記載している。

舘山寺総合公園運営事業（緑政課）

花と緑をテーマとした観光拠点として、来園者に対しおもてなしの空間を演出する。また、フラワーパークと動物園を一体的に管理するなど、効率化に向けた改善を行い、将来まで持続できる施設運営を行う。

浜松城公園長期整備構想推進事業（緑政課）

2014 年 2 月に策定・公表している浜松城公園長期整備構想に基づき、埋蔵文化財包蔵地である旧元城小学校跡地と駐車場エリアについて遺構調査を行い、その調査結果を踏まえた遺構の保存、活用、整備手法を考慮した公園づくりを検討する。

公園整備事業（公園課）

子ども・高齢者・障がい者など誰もが安全・安心して利用でき、花とみどりを親しむ豊かな環境を享受できる快適空間を創造するため、都市公園等の計画的な整備を行う。

公園施設改良事業（公園管理事務所）

老朽化により市民ニーズに合わなくなったり、安全性に支障が生じたりしている公園施設（トイレ・遊具・園路など）を対象に、施設改良を行い、より市民が利用しやすい公園の提供に努める。また、都市公園の照明灯の LED 化による省エネルギーの推進を図る。

### (3) 組織の概要

都市整備部緑政課、公園課、公園管理事務所の事務分掌、事業計画等、職員数は、次のとおりである。

#### ① 事務分掌

##### 【緑政課】

- (1) 公園緑地に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 緑の基本計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 都市計画公園等の都市計画決定に関すること。
- (4) 花と緑のまち・浜松の推進に関すること。
- (5) モザイクカルチャー事業の推進及び普及啓発に関すること。
- (6) 緑地の保全及び緑化の推進並びにその総括に関すること。
- (7) 保存樹及び保存樹林に関すること。
- (8) 自然公園及び自然環境保全地域内における建築行為等の許可等に係る事務の総括に関すること。
- (9) 風致地区及び特別緑地保全地区内における建築行為等の許可等に関すること。
- (10) 生産緑地に関すること。
- (11) 特定市民農園に関すること。
- (12) 緑化推進センターに関すること。
- (13) フラワーパークに関すること。
- (14) 動物園との連絡調整に関すること。
- (15) 動物愛護教育センターとの連絡調整に関すること。
- (16) 公益財団法人浜松市花みどり振興財団との総合調整に関すること。

##### 【公園課】

- (1) 都市公園等の調査及び計画に関すること。
- (2) 都市公園等に係る用地事務に関すること。
- (3) 都市公園等の設計及び建設に関すること。
- (4) 公園管理事務所との連絡調整に関すること。

##### 【公園管理事務所】

- (1) 都市公園及び児童遊園等(他の所管に係る公園施設を除く。)の管理運営に関すること。
- (2) 公園愛護会の育成に関すること。

## ② 事業計画等

「所管事務・事業の概要」に記載する事業計画等は次のとおりである。

### 【緑政課】

計画名	浜松市緑の基本計画
計画年度	令和3年度～令和12年度
計画内容	市の緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画であり、これにより、緑地の保全や緑化の推進を総合的、計画的に実施するもの（都市緑地法第4条）
計画目標	「みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ」

### 【公園課】

計画名	浜松市都市計画公園整備プログラム
計画年度	平成28年度～令和6年度
計画内容、目標等	都市計画公園における事業着手の時期を明確にし、整備予定時期に合わせた事業推進に努める。

### 【公園管理事務所】

計画名	浜松市公園施設長寿命化計画（遊戯施設、一般施設）
計画年度	平成24年度（遊戯施設）、平成30年度（一般施設）
計画内容、目標等	計画に基づいた施設の維持管理・更新を適確に行うことにより、安全性・機能の確保及びライフサイクルコストの縮減を図るもの

## ③ 職員数

(2023年7月1日現在)

区分	緑政課	公園課	公園管理事務所
正規職員	16人	14人	10人
再任用職員	1人	1人	1人
会計年度任用職員	2人	2人	2人
計	19人	16人	13人

## 4 監査対象と監査要点

### (1) 監査の対象とした事業

基本的には、監査のテーマである都市公園の整備と維持管理に関連する事業を監査の対象としている。

監査の対象とした部局は、都市整備部緑政課、公園課、公園管理事務所であるが、緑政課と公園課については、戦略計画 2023 において「主要事業」としている館山寺総合公園運営事業、浜松城公園長期整備構想推進事業、公園整備事業を監査の対象とした。また、公園管理事務所については、「主要事業」である公園施設改良事業のほか、令和 4 年度予算の事業費内訳から、1 事業当たりの金額が 50 百万円以上のものも監査の対象としている。

監査の対象とした事業は、次のとおりである。

担当課	事業	備考
緑政課	館山寺総合公園運営事業	※1
	浜松城公園長期整備構想推進事業	※1
公園課	公園整備事業	※1
公園管理事務所	公園緑地帯維持管理事業	※2
	公園施設維持管理事業	※2
	公園施設改良事業	※2
	公園巡視機動業務委託事業	※2
	公園施設長寿命化事業	※1

なお、※1 の事業については、「【2】個別事項 III 政策・事業について」に監査の結果を記載しているが、※2 の事業については、公園の現地視察に重点をおいて監査を行ったため、監査の結果は、「【2】個別事項 I 公園施設の安全確保について」と「【3】公園別視察結果」に記載している。

#### (主な監査要点)

- 事務の執行が経済性、効率性、有効性の観点から合理的に実施されているか。
- 事業は、浜松市都市公園条例の定めにしたがい、適切に実施されているか。
- 設定した事業指標は目標通り達成されているか。

## (2) 現地視察の対象とした公園

浜松市では、維持管理している都市公園が 589 箇所と非常に多いことから、監査対象として抽出した事業を監査する際には、事務手続だけではなく、実際に公園がどのように維持管理されているかを確認することが重要と考え、現地視察を重視することとした。現地視察の対象とした公園は、次の 22 公園である。

	公園名	公園種別	開設面積 (㎡)	開設年月日	所在地
1	遠州灘海浜公園	広域公園	432,859.63	S36.7.1	南区中田島町
2	浜松城公園	総合公園	97,409.53	S25.5.1	中区元城町
3	佐鳴湖公園	総合公園	504,308.64	S43.12.1	西区入野町
4	舘山寺総合公園	総合公園	450,960.00	S54.4.1	西区舘山寺町
5	雄踏総合公園	総合公園	169,000.00	S57.3.25	西区雄踏町
6	都田総合公園	総合公園	236,000.00	H4.3.31	北区新都田
7	四ツ池公園	運動公園	188,570.60	S16.9.1	中区上島
8	和地山公園	運動公園	87,471.19	S44.4.1	中区和地山
9	花川運動公園	運動公園	181,189.37	H7.3.31	中区西丘町
10	美蘭中央公園	地区公園	52,351.00	H8.12.27	浜北区西美蘭
11	芳川公園	近隣公園	24,569.00	S54.4.1	南区本郷町
12	富塚公園	近隣公園	19,783.70	S63.3.31	中区富塚町
13	香公園	近隣公園	9,607.25	H3.3.30	北区新都田
14	半田公園	近隣公園	10,515.00	H10.3.31	東区半田山
15	西岸中央公園	近隣公園	23,409.00	H10.3.31	西区大平台
16	瞳ヶ丘西公園	街区公園	3,160.00	S56.4.1	西区古人見町
17	西岸もくせい公園	街区公園	5,027.00	H9.3.31	西区大平台
18	ながどおり公園	街区公園	3,198.00	H9.3.31	浜北区貴布祢
19	天竜川緑地	緑地	310,028.00	S44.4.1	南区鶴見町
20	三方原防風林緑地	緑地	35,577.67	H14.3.31	北区三幸町
21	有玉緑地	緑地	40,439.00	S50.4.1	東区有玉西町
22	ゆたか緑地	緑地	36,196.00	S62.5.30	東区豊町

(2023年4月1日現在 浜松市提供資料より)

現地視察の対象として、開設面積の広い大型の公園を中心に選定するとともに、公園種別が偏らないようにするため、近隣公園、街区公園、緑地(遊具のある緑地)からも監査対象を選定するようにした。

今回の監査では、館山寺総合公園は、緑政課が管理するはままつフラワーパークを監査対象とし、遠州灘海浜公園、浜松城公園、四ツ池公園、花川運動公園は、公園管理事務所が管理する施設を監査対象としている。

また、現地を視察する際には、浜松市総合計画にある「安全・安心・快適」の分野から「安全」面を重視し、「公園施設の安全確保」を主たる監査のテーマとした。一般に市民が利用し、目にすることの多いと思われる以下の施設等を中心に現地視察を行っている。

	公園施設の種類	現地視察の対象とした主な施設等
公園施設	園路広場	園路、広場
	遊戯施設	遊具全般
	修景施設	植栽、芝生
	運動施設	ソフトボール場、グラウンドゴルフ場
	休養施設	ベンチ、テーブル
	管理施設	看板
自然物	—	樹木

なお、本報告書では、自然物である樹木も含め、上記の主な施設等を「公園施設」と総称して記載している（以下同じ。）。

（主な監査要点）

- 遊具の安全確保は適切に実施されているか。
- 樹木の安全確保は適切に実施されているか。
- その他、公園施設の安全確保は適切に実施されているか。

### （3）法令等にもとづく台帳の整備

都市公園は、都市公園法等にもとづく都市公園台帳、浜松市公有財産管理規則にもとづく公有財産台帳の整備が求められているため、台帳の整備状況について監査を行っている。

#### ① 都市公園台帳

都市公園台帳について、都市公園法では、次のとおり定めている。

<p>●都市公園法 （都市公園台帳） 第十七条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳（以下この条において「都市公園台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。</p>
---

- 2 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

また、都市公園台帳の記載内容については、都市公園法施行規則に次のとおり定めている。

●都市公園法施行規則

(都市公園台帳)

第十条 都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成する。

2 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 所在地

三 設置の年月日（既設公園については、公園又は緑地として設置された年月日）

四 沿革の概要

五 敷地面積及びその土地所有者別の内訳並びに当該土地所有者の所有する敷地について公園管理者の有する権原

六 公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項

イ 種類及び名称

ロ 工作物であるものについては、その構造

ハ 建築物であるものについては、その建築面積

ニ 運動施設については、その敷地面積

ホ 法第五条第一項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物、同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物及び同条第七項に規定する滞在快適性等向上公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

八 運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

九 主要な占用物件についての次に掲げる事項

イ 種類及び名称

ロ 構造

- ハ 建築物であるものについては、その建築面積
- ニ 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可による占用の期間の初日及び末日
- 十 公園一体建物の概要
- 3 図面は、縮尺千二百分の一以上の平面図（法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図。第十九条第五項において同じ。）とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 都市公園の区域の境界線
  - 二 公園保全立体区域の境界
  - 三 行政区画名、大字名、字名及びその境界線
  - 四 地形
  - 五 敷地の土地所有者別の区分
  - 六 主要な公園施設
  - 七 主要な占用物件
  - 八 公園一体建物
- 4 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

## ② 公有財産台帳

地方自治法では、公有財産について、次のとおり定めている。

### ●地方自治法

（公有財産の範囲及び分類）

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

また、公有財産の管理について、浜松市公有財産管理規則では、次のとおり定めている（一部抜粋）。

### ●浜松市公有財産管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、公有財産の取得、維持、管理及び処分について必要な事項を定める。



(財産の所属)

第2条 行政財産の取得、管理及び廃止に関する事務の処理は、当該行政財産に係る事務又は事業を所管する課(課に準じるものを含む。以下同じ。)の長(特別の事情があると市長が認める場合にあつては、市長が別に定める者。以下「主管の長」という。)が行うものとする。

(財産の管理)

第3条 主管の長及び区役所の区振興課長は、法令等に基づき誠実に公有財産(以下「財産」という。)を管理しなければならない。

(財産総括簿及び財産台帳)

第5条

4 主管の長及び区役所の区振興課長は、その管理に属する財産について財産台帳及び図面を作成しなければならない。

(財産の異動)

第6条 主管の長及び区役所の区振興課長は、その所管する財産について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちにその内容を財産台帳に記録し、財務部長に報告しなければならない。

(1) 財産の取得又は処分

(5) 増改築、修繕、災害その他の事由による形質の変更又は価格の変動

(台帳価格)

第7条 財産台帳に記載すべき財産の価格(以下「台帳価格」という。)

は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、収用に係るものは取得価格その他のものは次に掲げる区分によって定めなければならない。

(1) 土地については、近傍類似の時価に準じて算定した額

(2) 立木竹については、材積に単価を乗じて算出した額又は見積価額

(3) 建物及び工作物並びに船舶その他の動産については、建築費又は製造費

都市公園台帳は、都市公園法の規定により作成が求められており、記載内容は、都市公園法施行規則に定められている。また、都市公園には、遊具のように地方自治法第238条第3号に定める不動産の従物があり、これらは公有財産に該当するため、浜松市公有財産管理規則により、財産台帳の作成が求められている。

(主な監査要点)

○都市公園台帳は、都市公園法、都市公園法施行規則の定めにしたがい、適切に記載されているか。

○財産台帳は、浜松市公有財産管理規則の定めにしたがい、適切に記載されているか。

### 第3 監査結果

#### 【1】総括的事項

監査結果の詳細は、【2】個別事項、【3】公園別視察結果に記載のとおりであるが、ここでは、監査の結果、個別に取り上げられた主な内容を整理し、総括的事項として記載している。

個別の監査結果から主な問題点を整理してみると、公園施設の管理と関連情報の管理に大別され、市の課題は、次の2点に集約することができる。

- |                    |
|--------------------|
| I 公園施設の安全確保の強化について |
| II 公園管理情報の整備について   |

#### I 公園施設の安全確保の強化について

浜松市総合計画に掲げられた「安全・安心・快適」の分野から「安全」面を重視し、監査を実施した結果、遊具、樹木、グラウンドなど、施設の安全確保を強化すべきと考えられるものが多く見受けられた。

##### 1 遊具の安全確保について

浜松市の都市公園には、点検業者がハザード3（生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態）と判定した遊具が429件あり、全体の18%を占めている。国土交通省の指針では「特に、生命に危険を及ぼす、重度又は恒久的な障害をもたらす、身体の欠損を引き起こすなどのおそれのある物的ハザードは、早急に取り除く」としているが、浜松市の場合、多くの遊具はハザードの除去ができていないことがわかった。監査対象としたハザード3の遊具96件のうち、ハザードを除去することなく、使用可能となっていた遊具は79件である。

遊具の安全性を確保し、「安全・安心・快適」なまちづくりのため、最低限必要な予算を投じ、ハザード3の遊具をゼロにすることを最終目標とした取り組みが必要である。

記載箇所	ページ
1 遊具の安全確保について	
（1）ハザードのある遊具と市の対応について	35
（2）ハザード種類別の措置状況について	40

## 2 樹木の安全確保について

浜松市では、開設から年月が相当期間経過している公園が多く、樹木の老朽化が進行している。現地視察の結果、危険木の可能性のある樹木が見受けられ、実際に公園では倒木も発生しており、人的・物的事故も起きている。

樹木を起因とした事故を未然に防ぐためには、リスクが高い樹木を事前に把握することが重要と考えるが、潜在的な危険木については、市がどこまで正確に情報を把握できているのか疑問である。また、情報収集の方法も受動的であり、市の積極的な関与は少ない。

公園利用者の安全・安心を確保するため、まずは、公園管理者として、潜在的な危険木の存在について、市が率先して情報の収集に努めるべきである。そのためには、市の主導により、安全確保の重要度の高い公園、重要度の高い区域を決定し、点検業務受託者や指定管理者と認識を共有したうえで、重点的かつ効率的な点検を実施し、潜在的な危険木を把握することが必要である。

記載箇所	ページ
<b>2 樹木の安全確保について</b>	
(1) 潜在的な危険木の把握について	51
(2) 公園外周の樹木について	58
(3) 日常点検項目の明記（指定管理業務）について	58
(4) 定期点検について	59

## 3 その他施設の安全確保について

### (1) グラウンドの安全確保について

愛知県西尾市の公園でソフトボールの練習をしていた男子児童が、地面から突き出ていた釘で10針縫う怪我をしていた。これを受けて、愛知県内では同様の施設で調査が実施され、複数の施設で地中から釘が発見・撤去したことが公表されている。

浜松市では、釘の調査や利用者への注意喚起等は実施していないが、愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、西尾市のケースが特別ではないと考えられる。

公園利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、浜松市においても、グラウンド内の釘等の有無について、調査を実施する必要がある。

## (2) 園路の安全確保について

現地視察の結果、段差のある園路、水捌けが悪く雨が降ると滑りやすいと思われる園路、舗装の劣化した園路などが見受けられた。

監査で指摘した公園に限ることなく、市全体の課題として、公園利用者が躓いたり、転倒したりすることのないよう、園路の安全確保に努める必要がある。

## (3) ベンチ等の劣化について

公園内には、破損したベンチや劣化したベンチが多数あり、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。また、仮に利用したとしても、破損しているベンチでは、利用者の安全確保の問題がある。

ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。

## (4) 看板の劣化について

現地視察の結果、公園内の看板が見えなくなっているもの、剥がれているもの、内容が更新されておらず古いものが多く見受けられた。危険性を表示する注意看板の場合は、公園利用者の安全確保に重要な影響を及ぼす可能性もある。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員、委託業者、指定管理者により、看板の劣化を早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。

記載箇所	ページ
<b>3 その他施設の安全確保について</b>	
(1) グラウンドの安全確保について	62
(2) 園路の安全確保について	64
(3) ベンチ等の劣化について	65
(4) 看板の劣化について	66

## II 公園管理情報の整備について

都市公園台帳、公有財産台帳など、公園を管理する情報について十分に整備されていない事例が多く見受けられた。それらの中には、法令規則等に違反しているものもあるため、適切な措置が必要である。また、情報が速やかに更新され、最新で正しい情報が記録される状態を維持できるよう、管理業務体制を構築しておく必要がある。

### 1 都市公園台帳の整備について

#### (1) 都市公園台帳に記載されていない項目がある

都市公園台帳は、都市公園法の規定により、作成が求められており、その記載内容は、都市公園法施行規則に定められているものである。しかし、都市公園台帳を閲覧したところ、都市公園法施行規則に定める事項について、記載されていないものも多く見受けられた。

#### (2) 都市公園台帳が更新されていない

都市公園法施行規則第 10 条は、「都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成」し、「調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない」と定めている。しかし、都市公園台帳の更新が行われていないものも多く、最新の情報が記載されていない状態である。なかには、作成年月日が昭和 50 年 4 月 1 日と相当古いものもある。

#### (3) 監査対象以外の都市公園台帳も整備されていない

監査対象とした都市公園台帳以外でも、台帳のほとんどは、都市公園法施行規則に定める事項が記載されておらず、長期間にわたり更新されていない状態となっている。市は、都市公園台帳のシステム化について、検討を始めたところであるが、今のままでは、せつかく新システムを導入したとしても、そこに移行する情報そのものがないか、情報が最新のものではないという状態である。

記載箇所	ページ
1 都市公園台帳	
(1) 規則に定める記載事項について	69
(2) 最終更新日について	74
(3) 他の公園の都市公園台帳について	75
(4) 都市公園台帳の整理について	76

## 2 公有財産台帳の整備について

### (1) 公有財産台帳に記載されていない公有財産が多い

浜松市公有財産管理規則第5条第4項は「主管の長及び区役所の区振興課長は、その管理に属する財産について財産台帳及び図面を作成しなければならない」と定めている。しかし、財産台帳に記載されていない公有財産があまりにも多く、市の公有財産の台帳としては、網羅性に問題がある状態である。

### (2) 修繕履歴が公有財産台帳に記載されていない

浜松市公有財産管理規則第6条は、修繕などの事実が生じたときは、「直ちにその内容を財産台帳に記録」しなければならないと定めている。しかし、財産台帳を閲覧したところ、遊具の修繕履歴については1件も記載がなかった。

### (3) 管理対象となる財産が台帳から把握できない

財産台帳の「用途欄」、「備考欄」の記載内容を見ても、公有財産として管理する対象が具体的に何であるのか、把握できないものが多く見受けられた。

### (4) 監査対象以外の公有財産台帳も整備されていない

監査対象とした公有財産台帳以外でも、ほとんどの公園は、財産台帳に工作物や修繕履歴等の記載がなく、管理対象となる財産を具体的に把握できない記載も多くなっている。

管理の対象となる公有財産は、取得から長期間を経過している財産が多く、取得価額の不明なもの、これまでの履歴が不明なものも多いため、財産台帳を適正な状態に整備することは、困難な作業と考えられる。

記載箇所	ページ
<b>2 公有財産台帳</b>	
(1) 財産台帳（工作物等）の記載件数について	77
(2) 修繕履歴の記載状況について	78
(3) 管理対象物件の具体的記載について	79
(4) 他の公園の財産台帳について	80
(5) 指定管理者との協定書について	81

### 3 公園別情報の整備について

#### (1) 遊具履歴書について

都市公園法施行規則では、遊具の点検結果や損傷等の異常に対し講じた措置については、その内容を記録し、施設の利用期間中はこれを保存することを義務づけている（都市公園法施行規則第3条の2第1項第2号）。しかし、遊具の安全確保のために市が作成・保存している記録はなく、国土交通省の指針による遊具ごとの遊具履歴書も作成していない。

遊具の維持管理や更新等の安全管理を適切に行っていくため、都市公園法施行規則や国土交通省の指針にしたがい、遊具の修繕等の記録を作成し、保存する必要がある。

#### (2) 樹木点検結果について

樹木の点検結果について、国土交通省は、樹木点検票（個表）、樹木点検票（総括表）などの様式を示しているが、浜松市では、このような点検票は作成していない。

樹木に起因する事故を防止し、公園利用者の安全・安心を確保するため、委託業者が危険と判断した樹木など、重要な情報については、別途、記録を残し、記録が散逸しないように整理保存しておく必要がある。

#### (3) 公園別の重要な情報について

浜松市では、公園の巡視により委託業者が異常等を発見した場合に、手書きの報告書を作成し、市へ提出している。この報告書は、公園別には整理されておらず、報告順にファイルされているだけであり、資料が膨大で、必要な資料を探すのに手間がかかるものとなっている。

現状の手書き報告書のファイルでは、担当者の異動により重要な事項が引き継がれない可能性があるため、遊具、樹木に限らず、公園ごとの重要な情報は、デジタルツールなどを活用し、検索可能な状態で整理保存しておく必要がある。

記載箇所	ページ
1 遊具の安全確保について (3) 遊具履歴書の作成と保存について	45
2 樹木の安全確保について (5) 点検結果の記録と公園別の重要な情報について	60

## 【2】個別事項

監査の結果については、次の2つに区分して記載している。

【指摘】 合規性、事務の経済性・効率性・有効性の観点から、是正を要する事項  
 【意見】 検討が望ましい事項

今回の監査では、【指摘】は141項目、【意見】は44項目であった。

内容	指摘	意見	ページ
<b>【2】個別事項</b>			
<b>I 公園施設の安全確保について</b>			
<b>1 遊具の安全確保について</b>			
（1）ハザードのある遊具と市の対応について	1		35
（2）ハザード種類別の措置状況について	4		40
（3）遊具履歴書の作成と保存について	1		45
<b>2 樹木の安全確保について</b>			
（1）潜在的な危険木の把握について	1		51
（2）公園外周の樹木について	1		58
（3）日常点検項目の明記（指定管理業務）について	1		58
（4）定期点検について	1		59
（5）点検結果の記録と公園別の重要な情報について	1		60
（6）公園の景観について		1	61
<b>3 その他施設の安全確保について</b>			
（1）グラウンドの安全確保について	1		62
（2）園路の安全確保について	1		64
（3）ベンチ等の劣化について	1		65
（4）看板の劣化について	1		66
<b>II 法令等にもとづく台帳の整備について</b>			
<b>1 都市公園台帳</b>			
（1）規則に定める記載事項について	1		69
（2）最終更新日について	2		74
（3）他の公園の都市公園台帳について	1		75
（4）都市公園台帳の整理について	1		76
<b>2 公有財産台帳</b>			
（1）財産台帳（工作物等）の記載件数について	1		77



内容	指摘	意見	ページ
(2) 修繕履歴の記載状況について	1		78
(3) 管理対象物件の具体的記載について	1		79
(4) 他の公園の財産台帳について	1		80
(5) 指定管理者との協定書について	1		81
<b>Ⅲ 政策・事業について</b>			
<b>1 館山寺総合公園運営事業</b>			
(1) 公園施設長寿命化計画策定業務について	1		84
<b>2 浜松城公園長期整備構想推進事業</b>			
(1) 浜松城公園長期整備構想について		1	86
<b>3 公園整備事業</b>			
(1) 市民1人当たりの公園敷地面積について		2	89
(2) 公園整備事業の指標（整備率）について		1	91
(3) 公園整備事業の指標（県協議）について		1	92
<b>4 公園施設長寿命化事業</b>			
(1) 公園施設長寿命化計画（遊戯施設）について	1		93
(2) 事業内容と事業指標について	1	1	95
<b>【3】公園別視察結果</b>			
<b>1 遠州灘海浜公園</b>			
(1) 樹木の状況（風車公園）	2		97
(2) 樹木の状況（江ノ島地区）	1		99
(3) 看板の劣化	1		100
(4) 野鳥観察小屋の環境整備	1	1	101
(5) 津波避難マウンドの鍵付きベンチ	1		102
(6) 凧場公園の健康遊具	1		103
(7) マンホールの露出		1	103
(8) 利用者増加への取り組み		1	104
<b>2 浜松城公園</b>			
(1) 遊具	1	1	105
(2) 冒険広場のスズメバチ	1		107
(3) 冒険広場の立入禁止場所		1	108
(4) 立入禁止の案内		1	108
(5) 看板①		1	109
(6) 看板②		1	109
(7) 石垣の雑草		1	110

内容	指摘	意見	ページ
(8) 樹木の状況	1		110
(9) 石畳のアート (バリアフリー化)		1	112
(10) 園内案内等		1	112
<b>3 佐鳴湖公園</b>			
(1) 遊具	2		113
(2) 看板の劣化	1		114
(3) サンクンガーデンのせせらぎ水路		1	115
(4) 野鳥観察小屋		1	116
(5) 設置者不明の自然道	1		116
<b>4 館山寺総合公園</b>			
(1) 遊具	1		118
(2) 園路	2		119
(3) 樹木の説明表記	1		120
<b>5 雄踏総合公園</b>			
(1) 遊具	2		121
(2) 昇降台 (施設番号なし)		1	123
(3) 看板の劣化	1		123
(4) 亀崎ファミリーランドプールの告知		1	124
(5) 駐輪場の屋根破損	1		125
(6) 電話ボックスの跡地		1	125
<b>6 都田総合公園</b>			
(1) 遊具	1		126
(2) ベンチの破損	1		127
(3) 看板の劣化	1		127
(4) わんぱくゲレンデ		1	128
(5) 増沢池の周辺通路		1	129
(6) 陥没現場の原因究明と対策	1		130
<b>7 四ツ池公園</b>			
(1) 遊具	5	2	131
(2) 樹木の状況	1		135
(3) 園路	1		137
(4) 芝生公園	1	1	138
(5) 看板等	1		140
(6) ベンチ	1		141

内容	指摘	意見	ページ
<b>8 和地山公園</b>			
(1) 遊具 (使用不可となっているもの)	2		142
(2) 遊具 (「使用可」だが特記事項の記載があるもの)	1		145
(3) 立入禁止の案内	1		146
(4) 遊具広場のコンクリート	1		146
(5) ロープがかけられた木	1		147
(6) 樹木の状況	1		147
<b>9 花川運動公園</b>			
(1) 遊具 (使用不可となっているもの)	2	2	149
(2) 遊具 (「使用可」だが特記事項の記載があるもの)	2		151
(3) グラウンドゴルフ場	2		154
(4) 時計 (東側駐車場)	1		155
(5) 不明瞭な看板	1		155
(6) 園路	1		156
<b>10 美蘭中央公園</b>			
(1) 遊具	2		157
(2) 看板等	1		158
<b>11 芳川公園</b>			
(1) 遊具	3		160
(2) 看板	1		163
(3) 木製ベンチ	1		164
(4) ソフトボール場	1	1	166
(5) 樹木の状況	3		167
<b>12 富塚公園</b>			
(1) 遊具 (使用不可となっているもの)	3		169
(2) 遊具 (「使用可」だが特記事項の記載があるもの)	4		174
(3) その他 (看板、ベンチ、トイレ等)	3	4	177
<b>13 香公園</b>			
(1) 遊具 (使用不可となっているもの)	2		181
(2) 遊具 (「使用可」だが特記事項の記載があるもの)	3		185
(3) ベンチ	1		188
<b>14 半田公園</b>			
(1) 遊具	2	1	189
(2) 看板等	1		192

内容	指摘	意見	ページ
(3) 立入禁止エリア		1	193
<b>15 西岸中央公園</b>			
(1) 遊具	2	1	194
(2) 木製ベンチ		1	197
<b>16 瞳ヶ丘西公園</b>			
(1) 遊具	2	1	198
<b>17 西岸もくせい公園</b>			
(1) 遊具	4		202
<b>18 ながどおり公園</b>			
(2) 看板	1		207
<b>19 天竜川緑地</b>			
(1) 遊具	2		208
(2) 遊具の管理	1		210
(3) 天竜川緑地のホームページ		1	210
(4) 看板の劣化	1		211
(5) ベンチの破損と劣化	1		212
(6) 増水時の対応		1	212
(7) 鶴見緑地の状況	1		213
<b>20 三方原防風林緑地</b>			
(1) 遊具	5		215
(2) ベンチ	1		219
(3) 看板	1		220
<b>21 有玉緑地</b>			
(1) 遊具	2		221
(2) 樹木の状況	1	1	224
(3) 割れたポール	1		225
(4) 看板	1		226
(5) ソフトボール場	1		226
<b>22 ゆたか緑地</b>			
(2) その他遊具	1	1	228
(3) 看板	1		229

## I 公園施設の安全確保について

### 1 遊具の安全確保について

#### 【国土交通省指針（概要）】

都市公園における公園施設の安全性の確保については、都市公園法施行令第7条に「公園施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければならない」と規定されている。これを踏まえ、国による都市公園行政及び技術に関する助言（都市公園法第31条）の一環として、国土交通省では「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）平成26年6月 国土交通省」を策定し、公園管理者へ通知している。

国土交通省は、この指針を「都市公園の遊戯施設のうち、主として子どもの遊びに供することを目的としたものについての安全確保に関して、配慮すべき事項を示したもの」と位置づけている。

指針における遊具の安全確保に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

遊具の安全確保に当たっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能を損なわないよう、遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めることを基本とする。

公園管理者は、リスクを適切に管理するとともに、生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらす事故（以下、「重大な事故」という）につながるおそれのある物的ハザードを中心に除去し、子ども・保護者等との連携により人的ハザードの除去に努める。

基本的な考え方では、子どもの遊びにおける危険性をリスクとハザードに区分している。それぞれの意味は次のとおりである。

①リスクは、遊びの楽しみの要素で冒険や挑戦の対象となり、子どもの発達にとって必要な危険性は遊びの価値のひとつである。子どもは小さなリスクへの対応を学ぶことで経験的に危険を予測し、事故を回避できるようになる。また、子どもが危険を予測し、どのように対処すれば良いか判断可能な危険性もリスクであり、子どもが危険を分かっているで行うことは、リスクへの挑戦である。

②ハザードは、遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性である。また、子どもが予測できず、どのように対処すれば良いか判断不可能な危険性もハザードであり、子どもが危険を分からずに行うことは、リスクへの挑戦とはならない。

また、遊具に関連するハザードを物的ハザードと人的ハザードに分け、次のとおり解説している。

遊具に関連するリスクとハザードは、それぞれ物的な要因、人的な要因とに分けることができる。

例えば、通常子どもが飛び降りることができる遊具の高さは物的リスクであり、落下防止柵を越えて飛び降りようとする行為は人的リスクである。

一方、遊具の不適切な配置や構造、不十分な維持管理による遊具の不良は物的ハザードであり、不適切な行動や遊ぶのには不適切な服装や持ち物は人的ハザードである。

そして、遊具に関連する事故の状態を3段階に大別し、次のとおり解説している。

事故の状態としては、①生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらすもの、②重大であるが恒久的でない傷害をもたらすもの、③軽度の傷害をもたらすものの3段階に大別することができる。特に、頭部の傷害は重度の障害につながることもあるので十分な配慮が必要である。

実務上、事故の要因となる物的ハザードのレベルは、遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）により、ハザード0から3として示されている。

ハザード	内容
0	傷害をもたらす物的ハザードがない状態
1	軽度の傷害をもたらすハザードがある状態
2	重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態
3	生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態

以上より、公園管理者は、遊具の安全確保にあたり「生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらす事故につながるおそれのある物的ハザード」の除去、すなわち、上記の安全規準にいう「ハザード3」の除去に努める必要があることが理解できる。

## (1) ハザードのある遊具と市の対応について

浜松市の都市公園の遊具について調査したところ、点検業者が「ハザード3」であり「使用不可」と判定している遊具が多く存在した。令和4年度浜松市都市公園遊具点検業務の調査結果では、ハザードレベル別に見た遊具数は、次のとおりとなっている。

### ① ハザードレベル別の遊具数

ハザード	0	1	2	3	判定なし	計
遊具数	317	434	1,149	429	86	2,415
割合	13%	18%	48%	18%	3%	100.0%

(注)「判定なし」は、バスケットゴール、コンクリート製ハウスのように、人が上部に乗ることを想定していない遊具が対象となっている。

(再掲)

ハザード	内容
0	傷害をもたらす物的ハザードがない状態
1	軽度の傷害をもたらすハザードがある状態
2	重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態
3	生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態

点検結果の内訳を見ると、ハザードのある遊具(レベル1～3)が全体の84%を占めており、うち最も危険なレベルであるハザード3の遊具は429件、全体の18%とハザードのない遊具よりも多いことがわかる。

浜松市には、公園設置から長期間経過している都市公園が多く、国土交通省の指針や日本公園施設業協会の安全規準が策定される前に設置された遊具が多く存在している。遊具の設置時点では、特に問題とされていなかった項目でも、国土交通省の指針等が公表された後においては、ハザードと認定されるものが多くなったことが、この要因として挙げられる。

### ② ハザードの主な内容

浜松市のハザード3と判定された遊具429件について、ハザードの種類を調査したところ、主な内容は次のとおりであった。なお、1つの遊具につき、複数のハザードが同時に内在しているものが多いため、以下の表では、合計件数が429件を超えている。

ハザードの種類	件数
落下時基礎露出	270
出発部有害な隙間	159
部分的な腐食	128
部分的な破損	100

(注) 該当 100 件以上のハザードを抽出している。

ハザードの種類として多い順に、落下時基礎露出、出発部有害な隙間、部分的な腐食、部分的な破損となっていた。特に落下時基礎露出を有する遊具は多く、全体の 6 割を超えていた。

なお、落下時基礎露出、出発部有害な隙間について、国土交通省の指針では、次のとおり説明している。

(落下時基礎露出)

遊具に関連する事故の 1 つに落下があるが、落下は、頭部骨折などの重大な事故につながるおそれがあるため、落下するおそれがある遊具の下の基礎は、露出させない。

(出発部有害な隙間)

遊具にでっぱりや突起、狭い隙間がある場合には、衣服やかばんの吊るし紐などの絡まりや引っかかりによって首が絞められ、重大なケガや死に至ることがあるため注意する。特に、すべり台の上部にあるでっぱりや突起は注意する。

### ③ ハザードに対する市の措置状況

国土交通省の指針では「発見されたハザードの適切な処理」として、次のとおり記載している。

発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施する。

なお、応急措置を講ずる際には、本格的な措置を講ずるまでの間に、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。

また、その解説として次の記載がある。

- 1) 発見された物的ハザードについては、その危険性の程度を判定し、より危険性の高いものは優先的に措置を講ずる。
- 2) 特に、生命に危険を及ぼす、重度又は恒久的な障害をもたらす、身体の欠損を引き起こすなどのおそれのある物的ハザードは、早急に取り除く。ま



た、子どもは、破損した遊具に興味を示すことが多いため、破損した遊具についても早急に措置を講ずる。

①物的ハザードに対する措置

- ・ 特に、遊具に倒壊、部材の欠損・消失等により挟み込みのおそれがあるなど、重大な事故につながるおそれがある物的ハザードが認められた場合には、直ちに遊具の一部又は全体の使用中止の措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などを行う。

(以下省略)

指針では、ハザード3の遊具については、直ちに遊具の一部または全体の使用中止の応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置を行うことが、適切な処理とされている。

現地視察を実施した公園の遊具のうち、ハザード3の遊具とそれに対する市の措置の状況は、次のとおりであった。

措置の内容	応急措置		本格的措置			措置なし	計	
	使用中止	修繕	撤去	更新	補修	使用可能		
1	遠州灘海浜公園	0	0	0	0	0	0	0
2	浜松城公園	0	1	1	0	0	2	4
3	佐鳴湖公園	1	0	0	0	0	1	2
4	舘山寺総合公園	0	0	0	0	0	0	0
5	雄踏総合公園	0	0	0	0	0	4	4
6	都田総合公園	0	1	0	0	0	2	3
7	四ツ池公園	0	1	0	0	0	0	1
8	和地山公園	1	0	1	0	0	3	5
9	花川運動公園	0	0	0	0	1	2	3
10	美蘭中央公園	0	1	0	0	0	1	2
11	芳川公園	0	0	0	0	0	5	5
12	富塚公園	0	1	0	0	0	8	9
13	香公園	0	0	0	0	0	9	9
14	半田公園	0	0	0	0	0	2	2
15	西岸中央公園	1	0	1	1	0	3	6
16	瞳ヶ丘西公園	0	1	1	0	0	0	2
17	西岸もくせい公園	0	1	0	0	0	2	3
18	ながどおり公園	1	0	0	0	0	0	1
19	天竜川緑地	0	0	0	0	0	21	21
20	三方原防風林緑地	0	0	0	0	0	7	7

21	有玉緑地	0	0	0	0	0	7	7
22	ゆたか緑地	0	0	0	0	0	0	0
計		4	7	4	1	1	79	96

監査対象とした22公園の遊具うち、ハザード3と判定されている遊具は96件あり、そのうち、応急措置を講じたものは11件（使用中止4件、修繕7件）、本格的措置を講じたものは6件（撤去4件、更新1件、補修1件）である。

それ以外の79件については、措置が実施されることなく、遊具は使用可能な状態となっていた。また、修繕が実施された遊具7件のうち6件についても、点検業者が指摘したハザードが一部残っており、完全には除去されていないにもかかわらず、使用可能となっている。

このように、市が把握したハザード3の遊具に対し、ハザードを除去することなく使用可能としている例が、96件中79件と非常に多く見られる。この79件の遊具について、使用可能としている根拠を公園管理事務所に確認したところ、次の回答が得られた。

ハザードの種類	使用可能と判断した根拠	件数
落下時基礎露出	破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討	43
硬い設置面	現状で使用に支障はないと判断し、経過観察	18
出発部有害隙間 頭部胴体の挟み込み	破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察	11
	直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断	4
	直ちに補修が必要な隙間とは判断せず、経過観察	1
	隙間については格納時に必要な空間であるため対策困難	1
	未記入	1
計		79

(注)遊具によっては、複数のハザードが同時に内在しているものもあるが、ここでは、市が「使用可能と判断した根拠」から、主たるハザードの種類を1つに特定している。

ハザードが除去されていないにもかかわらず、使用可能としている理由として、最も多かったのが「破損遊具の補修を優先する」というものである。これは、予算に限りがあることから、公園管理事務所としては「優先順位をつけて対応せざるをえない」という判断が働いていることによるものである。

また、市が「現状で使用に支障はない」、「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低い」と判断し、ハザードが除去されていないものもある。しかし、市が委託した点検業者はハザード3であると結論づけていることからすると、市民にとっては、どちらの判断が正しいのかわかりにくい状態である。

### 【指摘】

浜松市の都市公園には、点検業者がハザード3（生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態）と判定した遊具が多数存在している。国土交通省の指針では「特に、生命に危険を及ぼす、重度又は恒久的な障害をもたらす、身体の欠損を引き起こすなどのおそれのある物的ハザードは、早急に取り除く」としているが、浜松市の場合、ほとんどのものはハザードの除去ができていないことがわかった。

これは、市全体として、遊具の安全確保ができていないことを意味しており、「安全・安心・快適」なまちづくりに取り組んでいる浜松市の目指している方向とも異なる結果である。また、予算の制約などを理由にハザード3の除去を先送りすることは、結果的には、ハザードを放置しておくことと変わらず、このままでは、公園管理者としての管理責任を果たしていないことになりかねない。

遊具の安全性を確保し、「安全・安心・快適」なまちづくりのため、最低限必要な予算を投じ、ハザード3の遊具をゼロにすることを最終目標とした取り組みが必要である。現状では、ハザード3に該当する遊具数が多いため、危険性の程度を考慮したうえで、計画的に除去を進めていくことが必要である。

【3】公園別視察結果は、次のとおり記載している。

	公園名	ページ		公園名	ページ
2	浜松城公園	105	13	香公園	181
3	佐鳴湖公園	113	14	半田公園	189
5	雄踏総合公園	121	15	西岸中央公園	194
6	都田総合公園	126	16	瞳ヶ丘西公園	198
7	四ツ池公園	131	17	西岸もくせい公園	202
8	和地山公園	142	18	ながどおり公園	206
9	花川運動公園	149	19	天竜川緑地	208
10	美蘭中央公園	157	20	三方原防風林緑地	215
11	芳川公園	160	21	有玉緑地	221
12	富塚公園	169		-	-

## (2) ハザード種類別の措置状況について

「(1) ③ハザードに対する市の措置状況」に記載したとおり、ハザードの種類は、落下時基礎露出、硬い設置面、有害隙間等の3つに大別され、半数以上は落下時基礎露出であった。以下は、ハザードの種類別に見た現地調査の結果である。

### ① 落下時基礎露出

ハザード3であるにもかかわらず、使用可能となっている遊具 79 件のうち、43 件のハザードが「落下時基礎露出」である。現地視察の結果、次のような例が見受けられた。

(富塚公園)



(瞳ヶ丘西公園)



(香公園)



落下は、頭部骨折などの重大な事故につながるおそれがあるため、落下するおそれがある遊具の下の基礎は露出させないというのが、現行の規準である。

基礎が露出している遊具の中には、監査人の目視では、それほど危険に見えないものもあったが、富塚公園の遊具のように、傾斜が急な斜面へ設置されており、雨天時など足下の滑りやすい環境下では、利用者が滑落する危険もあると思われるものもあった。

ハザード3であるにもかかわらず、市が使用可能と判断している根拠について確認したところ、「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討している」と回答があった。しかし、具体的な措置の実施予定日、実施方法について、明確に定まっているものはなかった。

## 【指摘】

これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。国土交通省の指針では、「基礎部分が露出している場合は、原則として埋め戻しなどによる対策が必要であるが、これらの対策が困難な場合は、露出している基礎部分をラバーなどの衝撃吸収材で覆う」と記載している。

市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

また、現地視察をしたところ、基礎露出については、同じハザード3でも遊具によって危険性の程度に差があるように思われた。市全体としてみると、基礎が露出している遊具が非常に多いことから、まずは、対象となる遊具全般につき、危険性の程度を判定したうえで、より危険性の高いものから優先的に措置を講じていく必要がある。

一方、リスクが低いと判定したものは、比較的簡便な応急措置が可能なものもあると思われる（実際に浜松城公園では、指定管理者が簡便的な措置を実施していた例があった）。このような遊具についても、危険性が低いことを理由に措置を先送りするのではなく、応急措置を実施し、ハザード3の遊具を1つでも減らすことを優先すべきである。

【3】公園別視察結果は、次のとおり記載している。

	公園名	ページ		公園名	ページ
2	浜松城公園	105	13	香公園	181
3	佐鳴湖公園	113	14	半田公園	189
5	雄踏総合公園	121	15	西岸中央公園	194
6	都田総合公園	126	16	瞳ヶ丘西公園	198
7	四ツ池公園	131	17	西岸もくせい公園	202
8	和地山公園	142	19	天竜川緑地	208
11	芳川公園	160	20	三方原防風林緑地	215
12	富塚公園	169	21	有玉緑地	221

## ② 硬い設置面

ハザード3であるにもかかわらず、使用可能となっている遊具 79 件のうち、18 件のハザードが「硬い設置面」である。

遊具は「落下・転倒の際に受ける衝撃が大きいコンクリートやアスファルトなどの硬い設置面には配置しない」というのが現行の規準である。

(富塚公園)



(香公園)



現地で確認したところ、コンクリートやアスファルトに設置されていない遊具も多く、見た目には危険性がわかりにくいものが多かったが（右写真）、コンクリートに設置されている遊具あった（左写真）。

ハザード3であるにもかかわらず、市が使用可能と判断している根拠について確認したところ、「現状で使用に支障はないと判断し、経過観察」と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法について、明確に定まっているものはなかった。

### 【指摘】

これらの遊具について、市は「現状で使用に支障はない」と判断しているが、市が委託した点検業者は「ハザード3」と判定している。国土交通省の指針では、「遊具は、落下・転倒の際に受ける衝撃が大きいコンクリートやアスファルトなどの硬い設置面には配置しない。必要に応じて安全領域には、砂やウッドチップ、ラバーなどの衝撃吸収材の使用について検討する。」と記載している。

市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

【3】公園別視察結果は、次のとおり記載している。

	公園名	ページ		公園名	ページ
6	都田総合公園	126	13	香公園	184
12	富塚公園	173	20	三方原防風林緑地	215

### ③ 出発部有害な隙間

「出発部有害な隙間」のハザードがある遊具については、現地視察の結果、次のような例が見受けられた。

(和地山公園)



(天竜川緑地)



(芳川公園)



前述したとおり、国土交通省の指針では「遊具にでっぱりや突起、狭い隙間がある場合には、衣服やかばんの吊るし紐などの絡まりや引っかかりによって首が絞められ、重大なケガや死に至ることがあるため注意する。特に、すべり台の上部にあるでっぱりや突起は注意する。」としている。

現地で確認したところ、すべり台の上部に絡まり・引っかかりの危険性があると思われる遊具が見受けられた。

ハザード3であるにもかかわらず、市が使用可能と判断している根拠について確認したところ、大半のものは「破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察」中と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法について、明確に定まっているものはなかった。

### 【指摘】

これらの遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。国土交通省の指針では「滑降系遊具の滑り出し部分や滑降面には、子どものフードや肩掛けかばんの紐などが引っかかる隙間を設けてはならない」と記載している。

市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

【3】公園別視察結果は、次のとおり記載している。

	公園名	ページ		公園名	ページ
6	都田総合公園	126	14	半田公園	190
8	和地山公園	142	15	西岸中央公園	194
9	花川運動公園	150	16	瞳ヶ丘西公園	198
10	美菌中央公園	157	17	西岸もくせい公園	202
11	芳川公園	162	18	ながどおり公園	206
12	富塚公園	172	19	天竜川緑地	209

#### ④ 頭部胴体などの挟み込み

「頭部胴体などの挟み込み」のハザードがある遊具については、現地視察の結果、次のような例が見受けられた。

(佐鳴湖公園)



(雄踏総合公園)



(ながどおり公園)



国土交通省の指針では「全身又は身体の一部を入れたとき、引き抜けなくなるような開口部、又は隙間の存在は、挟み込みなどによって重大な事故につながるおそれがあるため注意する」としている。

現地で確認したところ、頭部胴体などの挟み込みの危険性があると思われる遊具が見受けられた。

ハザード3であるにもかかわらず、市が使用可能と判断している根拠について確認したところ、出発部有害な隙間のある遊具と同様に「破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察」中と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法について、明確に定まっているものはなかった。

#### 【指摘】

これらの遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。国土交通省の指針では「特に、子どもが通り抜けようとした場合に、頭部又は首が挟み込まれて抜けなくなるおそれのある開口部又は隙間を設けてはならない」と記載している。

市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。



【3】公園別視察結果は、次のとおり記載している。

	公園名	ページ		公園名	ページ
2	浜松城公園	105	9	花川運動公園	149
3	佐鳴湖公園	113	10	美蘭中央公園	158
5	雄踏総合公園	121	15	西岸中央公園	194
6	都田総合公園	126	18	ながどおり公園	206

### （3）遊具履歴書の作成と保存について

都市公園法施行規則では、遊具の点検結果や損傷等の異常に対し講じた措置については、その内容を記録し、施設の利用期間中はこれを保存することを義務づけている（都市公園法施行規則第3条の2第1項第2号）。

また、国土交通省の指針では、遊具履歴書の作成と保管について、次のとおり記載されており、記載様式も例示されている。

#### 4-3 維持管理段階

##### （3）遊具履歴書の作成と保管等

遊具の維持管理に当たっては、遊具の名称、設置場所、設置年月、製造者、施工者、標準使用期間等を記載する遊具履歴書を遊具ごとに作成する。遊具履歴書には、点検記録書を活用して遊具の安全点検の実施状況や点検結果、遊具の補修・部材の交換、塗装の実施状況等、遊具の維持管理上必要な情報について定期的に記載し、履歴として保管する。

### 【指摘】

遊具履歴書の作成と保管について調査したところ、委託業者が作成した点検結果、担当者の管理用資料はあるものの、遊具の安全確保のために市が作成・保存している記録はなく、遊具ごとの遊具履歴書も作成していないことがわかった。

遊具の維持管理や更新等の安全管理を適切に行っていくため、都市公園法施行規則や国土交通省の指針にしたがい、遊具の修繕等の記録を作成し、保存する必要がある。

また、遊具履歴書の作成・保存を進めるうえで、タブレット端末などを利用し、日々の修繕記録をリアルタイムに反映させるような方法も有効と考えられるので、デジタルツールの具体的な活用方法についても検討しておく必要がある。

## 2 樹木の安全確保について

### 【国土交通省指針（概要）】

都市公園における公園施設の安全性の確保については、都市公園法施行令第7条に「公園施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければならない」と規定されている。これを踏まえ、国土交通省では、公園管理者に対する国の技術的助言（都市公園法第31条）の一環として「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）平成29年9月 国土交通省」を策定している。

この指針の目的は「樹木の健全な育成を図りつつ、都市公園の樹木を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心を確保すること」である。

浜松市では、都市公園の樹木の点検・診断について、独自のマニュアル等はないため、基本的には、国の指針に従って業務が行われることになる。

国土交通省の指針では、都市公園の樹木の倒伏等による重大な事故等の発生リスクと安全性の確保について、次のとおり記載している。

都市公園は、特に高度経済成長期や都市公園等整備五箇年計画期間に積極的に整備されてきた。このため、これらの初期に植栽された多くの樹木では、老齢化・大径木化が進行しており、倒伏や落枝による重大な事故等の発生リスクが高まることが懸念されている。

このため、樹木の持つ機能や効用の増進と樹木の安全性の確保を、継続的に両立させていく必要がある。よって、都市公園の安全対策の一環として樹木の点検・診断を適切かつ確実にを行うことによりさらなる安全性の向上を図ることが求められている。

浜松市においても、開設から年月が相当期間経過している公園は多く、樹木の老朽化が進行していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。

また、国土交通省の指針では、樹木の点検・診断の種類と作業について「点検・診断は、日常点検、定期点検、診断、災害対策点検があり、種類に応じて適切に行うことが望ましい」とし、各点検の内容について、次のように記載している。

- ① 日常点検は、日常業務の中で行う巡視や立ち寄りによる点検を主とする。  
なお、日常点検は毎日行う点検とは限らず、その頻度は公園利用等の特性に応じて公園管理者が定めるものである。
- ② 定期点検は、一定期間ごとに行うものであり、日常点検より詳細な点検である。

- ③ 診断は、日常点検や定期点検時に変状や異常を発見した樹木のうち、それらの変状及び異常の範囲や程度が不明な場合に、当該樹木の重要度に応じ、健全度をより詳細に把握し、正確に判定するために行うものである。
- ④ 災害対策点検は、災害が発生または想定されるときに臨時に行う点検である。

## 【浜松市の点検業務】

### ① 日常点検

樹木の日常点検は、外部の業務委託者、指定管理者により行われている。外部委託による公園巡視業務仕様書では、日常点検について、次のとおり定めている。

#### 第26条（巡視方法）

- 1 公園緑地等の外周及び敷地内を、樹木、施設等に異常がないか、隣接地等に支障を及ぼしていないか等の観点で、「公園維持管理業務共通仕様書」、「浜松市公園樹木等管理マニュアル」及び「公園施設維持管理巡視マニュアル」に基づき巡視点検すること。なお、巡視点検は可能な限り徒歩で行うものとし、実施後は、点検状況を報告書に記録して担当職員に提出すること。

仕様書で参照している「浜松市公園樹木等管理マニュアル」、「公園施設維持管理巡視マニュアル」には、樹木の点検について、次のとおり記載されている。

（「浜松市公園樹木等管理マニュアル」より一部抜粋）

#### 【参考】

樹木の点検について

1. 樹木そのものの生育状況を観察（目視点検）する
  - (1) 樹勢や樹形に異常はないか
    - ・枝の伸張量は正常か
    - ・梢や上枝の先端の枯損はないか
    - ・下枝の先端の枯損はないか
    - ・大枝・幹の欠損はないか
    - ・枝葉の密度は正常か
    - ・葉（芽）の大きさに異常はないか
    - ・葉色は正常か
    - ・樹皮の傷（剥皮・壊死）はないか
    - ・樹皮の新陳代謝は正常か
    - ・胴吹き、ひこばえはないか
    - ・その他、異常はないか

2. 害虫の発生を確認する
3. 幹から樹液がでていないか確認する  
(出ていれば中にカミキリムシ等がいる可能性がある)
4. 必要な場合は、打音検査や根に鋼棒を刺すなどをし、異常の確認をする

(「平成 31 年度版 公園施設維持管理巡視マニュアル」より一部抜粋)

### 3 公園巡視業務内容

#### (2) 年間重点点検事項

作業項目	内容	時期	対象公園
樹木	樹木の剪定	夏・冬	巡視公園
	刈り込み	5月～6月 10月～11月	巡視公園
	枯木・枯枝の処置	随時	巡視公園

#### 5 一般施設及び遊戯施設関係

##### 修景施設

点検箇所	点検項目	状況・処理等
樹木管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生育は順調か</li> <li>・ 枯れ木、枯れ枝、傾木はないか</li> <li>・ 不要枝（胴ぶき、ひこばえ、からみ枝、徒長枝など）はないか</li> <li>・ 民地侵入枝はないか</li> <li>・ 病虫害は発生していないか</li> <li>・ 支柱に不具合はないか</li> <li>・ 根の盛り上がりによる支障はないか</li> </ul>	

また、指定管理者に対する業務仕様書では、樹木の維持管理業務について、次のとおり定めている（以下、和地山公園の業務仕様書より一部抜粋）。

③公園の維持及び保全	
(オ) 業務別内容等	
業務種別	植物維持管理
内容	樹木、芝生、花壇、草地等の維持管理
仕様等	<p>②高木の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高木については、日常点検を行ない、適正な時期に手入れを行なうこと。また、異常のある場合（例：実生の樹木及び傾木、倒木、枯損したものなど）は、速やかに撤去又は安全確保などの対応をすること。</li> </ul> <p>⑧枯損木・枯枝の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枯損木や枯枝の早期発見と除去に努めること。枯木については指定管理者の責任において捕植を速やかに行なうこと。</li> </ul>
<p>(キ) 植物維持管理（高木）については、緊急若しくは速やかに対応すべきもの（例：公園利用に支障となる5m程度の高さまでの徒長枝などの剪定及び倒木又はその危険のあるものに対する安全確保や伐採など）がある場合は指定管理者が行ない、大規模な剪定や伐採等については、浜松市と協議して対応すること。</p> <p>(シ) 必要に応じて、作業種目・回数等は変更できるものとする。</p>	

## ② 定期点検

浜松市では、樹木の定期点検は行われていない。

## ③ 診断

浜松市では、令和4年（2022年）度から、外部委託により危険木の調査・伐採業務を開始しており、原則年2公園ずつ調査を進めていく予定となっている。

委託業務の概要は次のとおりである。

（業務委託仕様書より一部抜粋）

<p>（業務の目的）</p> <p>公園緑地内に存する樹林地において損傷や衰退、腐朽等による障害のある危険木を調査し、主に大径木の倒伏、幹折れ及び枝折れの危険性を事前に把握することで適切な維持管理（処置）につなげ、園路・広場利用者への被害の防止に資することを目的とする。</p> <p>（作業項目等）</p> <p>1-1 毎木調査</p> <p>現地において、調査対象区域に生育する幹周90cm以上の大径木（以下、「大径木」とい</p>
---

う。)及び大径木未満の樹木で損傷や衰退、腐朽等により障害を受けている樹木(以下、「大径木未満」という。)について、①位置、②幹周、③樹高(目視による)、④ナンバリングテープの貼付を行った後、①毎木調査図、②大径木・大径木未満リスト(一覧表)を作成する。

### 1-2 危険木調査・診断

現地において、①毎木調査図及び②大径木・大径木未満リストをもとに、一次調査として①樹種名、②木槌等による打音検査、③ピンポールによる貫入検査、④ルートカラーの本数確認を行う。一次調査にて、樹木医が「危険木(健全木以外)」と判定した樹木に関しては、①写真撮影、②危険性の程度の診断、③診断を踏まえた判定(対処方法(案))を行い、①危険木調査図(危険木の位置等を記録したもの)、②危険木診断リスト(一覧表)、③危険木写真帳を作成する。

### 2 危険木伐採・剪定

①毎木・危険木調査図、②危険木診断リスト(一覧表)に示された危険木の伐採及び枝折れ・落枝の危険性のある枝を剪定する。特に危険性の大きいものは早期に施工する。上記調査図及びリスト以外の危険木及び危険性のある枝について発見した場合は、委託者に報告し、指示を受ける。

また、危険木の調査・伐採業務の予定は、次のとおりである。

	公園 \ 年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1	四ツ池公園	調査	伐採							
2	有玉緑地	調査	伐採							
3	花川運動公園		調査	伐採						
4	都田総合公園		調査	伐採						
5	伊左地緑地		調査	調査	伐採					
6	佐鳴湖公園			調査	調査	調査	調査			
					伐採	伐採	伐採	伐採		
7	西之谷公園				調査	伐採				
8	染地台野鳥公園					調査	伐採			
9	富塚公園						調査	伐採		
10	牛山公園							調査	伐採	
11	荒巻川ほたる公園							調査	伐採	
12	住吉墓園								調査	伐採
13	和地山公園								調査	伐採

## (1) 潜在的な危険木の把握について

### ① 現地視察の結果

現地視察の結果、四ツ池公園の倒木を始め、樹幹の不自然な傾斜、樹幹の亀裂等、樹幹のキノコ、落枝などが散見された。以下はその一例である。

#### ア 倒木

(四ツ池公園)



#### イ 樹幹の不自然な傾斜

周囲に被圧する樹木や建築物がある場合、特に陽樹の場合は、光のある方へ枝や幹を曲げながら成長することが多いので、そのような幹は立地環境への対応として傾斜している。しかし、根系の支持不足による傾斜は問題であり、根張りの状態や地面、舗装の亀裂と浮き上がりに注意する（「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）参考資料」より。以下「指針参考資料」とする。）。

(遠州灘海浜公園)



(浜松城公園)



#### ウ 樹幹の亀裂等

樹幹の亀裂は、外観から直接見つけることができる変状及び異常である。幹が裂ける途中段階であり、非常に危険な状態にある。腐朽によるものの他、落雷や衝突によって発生する場合もある（「指針参考資料」）。

(四ツ池公園)



(和地山公園)



#### エ 樹幹・地際のキノコ

一般に大型のキノコが幹の下部や地際部に発生している場合には、樹体内で腐朽がかなり進行していると考えられる。木材腐朽菌のキノコはほとんどの場合、樹木の根、幹、枝上に直接形成される。しかし、根の周囲や樹皮上に菌類のキノコが発生しても、木材腐朽力をほとんど持たない落葉や樹皮の分解菌であることや、菌根菌のこともある。このため、発生しているキノコが腐朽菌のキノコであるか否かを注意して判断する必要がある（「指針参考資料」）。



(和地山公園)



(浜松城公園)



### オ 落枝

落枝は、園路広場等に落下し公園利用に支障を及ぼすものについては、速やかに除去する。落枝が発生した樹木は、枯れ枝や腐朽した枝等が他にも発生している可能性があるため、枯れ枝やぶら下がり枝がないかについても点検する（「指針参考資料」）。

(和地山公園)



(遠州灘海浜公園)



### カ 松枯れ

(遠州灘海浜公園)



このように公園視察の結果、複数の倒木や、樹幹の不自然な傾斜、樹幹の亀裂等、樹幹のキノコ、落枝などが散見されている。つまり、浜松市の公園内には、危険木の可能性のある樹木が存在していると考えられる。

## ② 倒木の実績

浜松市の都市公園において、令和4年(2022年)度に発生した倒木の内容は、次のとおりである。

	発生年月日	公園名	樹種	本数	けが人	物損
1	2022/3/31	伊左地第二緑地	タケ	複数	無	無
2	2022/5/16	有玉西第一緑地	不明	1	無	無
3	2022/5/16	四ツ池公園	不明	1	無	無
4	2022/5/27	花川運動公園	不明	複数	無	無
5	2022/6/7	四ツ池公園	タケ	1	無	無
6	2022/6/10	花川運動公園	不明	2	無	無
7	2022/6/14	竜南緑地	不明	1	無	無
8	2022/6/27	四ツ池公園	コナラ	1	無	無
9	2022/7/4	大平台第二緑地	不明	不明	不明	不明
10	2022/7/4	内野4号緑地	不明	不明	不明	不明
11	2022/8/16	竜南緑地	不明	3	無	無
12	2022/8/16	天竜川弁当野緑地	不明	1	不明	不明
13	2022/8/22	三ヶ日佐久城公園	不明	1	無	無
14	2022/9/20	西之谷公園	サクラ	1	無	無
15	2022/9/26	花川運動公園	不明	不明	不明	不明
16	2022/10/2	湖人見緑地	タケ	複数	無	無
17	2022/11/25	天竜川緑地(国吉)	ヤナギ	1	無	無
18	2022/11/30	四ツ池公園	サクラ	不明	不明	不明
19	2022/12/23	花川運動公園	不明	不明	不明	不明
20	2023/1/4	有玉西第一緑地	不明	複数	無	無
21	2023/1/13	小宮公園	サクラ	複数	無	無

(注) 倒木であることが明白なものを記載している(落枝等は除いている)。

また、令和5年（2023年）度に発生した倒木は、監査日現在13件あり、内容は次のとおりである。

	発生年月日	公園名	樹種	本数	けが人	物損
1	2023/4/11	荒巻川ほたる公園	カツラ	1	無	無
2	2023/4/15	佐鳴湖公園	サクラ	1	無	無
3	2023/5/8	四ツ池公園	サクラ	2	無	無
4	2023/4/26	花川運動公園	サクラ	1	無	無
5	2023/6/12	四ツ池公園	サクラ	1	無	無
6	2023/8/7	花川運動公園	不明	1	無	無
7	2023/8/28	花川運動公園	サクラ	1	無	無
8	2023/8/28	花川運動公園	サクラ	1	無	無
9	2023/8/30	佐鳴台緑地	コナラ	1	無	無
10	2023/9/6	四ツ池公園	コナラ	1	有	有
11	2023/9/7	四ツ池公園	マツ	1	無	無
12	2023/9/14	四ツ池公園	サクラ	1	無	無
13	2023/9/18	四ツ池公園	コナラ	1	無	有

※

(※)公園の沿道に停止中の車に倒木があり、運転手の軽傷、車の損傷が発生している。

令和4年度、5年度ともに、四ツ池公園、花川運動公園での倒木が多く見られ、令和4年度は四ツ池公園が4件、花川運動公園が4件、令和5年度は四ツ池公園が6件、花川運動公園が4件となっている。

(令和5年度の倒木例)

2 2023年4月15日 佐鳴湖公園



3 2023年5月8日 四ツ池公園



5 2023年6月12日 四ツ池公園



(写真は浜松市より提供)

10 2023年9月6日 四ツ池公園



「【浜松市の点検業務】③診断」に記載したとおり、四ツ池公園は、令和4（2022）年度に危険木の調査が行われている。令和5（2023）年度は、その調査結果を受け、危険木の伐採が行われているが、それでも6件の倒木が発生している。また、花川運動公園は、令和5（2023）年度に危険木の調査を実施し、令和6（2024）年度から伐採が行われる予定であるが、調査中の令和5（2023）年度に4件の倒木が発生している。

国土交通省の指針には「安全確保のための点検・診断が後手に回り、倒木や落枝の除去処理のような事後の措置に追われることのないよう、点検・診断は適切かつ計画的に実施する」と記載がある。

しかし、市の状況からすると、先手を打って倒木を未然に防ぐというより、事後的な対応となっている感は否めない。

### ③ 潜在的な危険木の把握について

都市公園の樹木を起因とした事故を未然に防ぐためには、調査の対象となっている公園以外でも、事故のリスクが高い樹木を事前に把握することが重要と考えるが、市が把握している情報は、基本的には、委託業者から報告があったもののみである。つまり、現状では、潜在的に危険な木であっても、委託業者からの報告がなければ、その存在はほとんど把握できていないということになる。委託業務は、樹木以外にも点検項目が多く、点検する公園数も多いことから、危険木の調査時間には限りがあると想定される。

この状況からすると、潜在的な危険木の存在について、市がどこまで正確に把握できているのか疑問である。また、公園管理者の立場としては、情報収集の方法が受動的であり、市の積極的な関与が少ないという印象を受ける。

#### ④ 安全確保の重要度について

国土交通省の指針では、樹木の点検範囲について「点検にあたっては、対象都市公園の規模や利用者数等の諸条件を踏まえ、安全確保の重要度の高い区域等を重点化するなど、効率的に実施することが望ましい」と基本的な考え方を示している。また、その解説として「一の都市公園の中での区域の重点化だけでなく、小規模な都市公園を多数管理する場合は、安全確保の重要度の高い都市公園を重点的に点検することも考えられる」と記載している。

しかし、浜松市では、調査対象となっている公園以外は、安全確保の重要度の高い区域等を決めることはしていない。

以上①～④について、まとめると次のことが言える。

- 浜松市の都市公園には、危険木の可能性のある樹木が存在し、実際に公園では倒木が発生しているが、先手を打って未然に防ぐというより、事後的な対応となってしまっている。
- 潜在的な危険木については、委託業者からの報告がなければ、把握できない状況であり、市がどこまで正確に情報を把握できているのか疑問である。また、情報収集の方法についても、市の積極的な関与は少ない。
- 潜在的な危険木を効率的に把握するためには、安全確保の重要度の高い区域等を重点的に点検することも必要だが、特に決まっているわけではない。

#### 【指摘】

公園利用者の安全・安心を確保するため、まずは、公園管理者として、潜在的な危険木の存在について、市が率先して情報の収集に努めるべきである。そのためには、市の主導により、安全確保の重要度の高い公園、重要度の高い区域を決定し、点検業務受託者や指定管理者と認識を共有したうえで、重点的かつ効率的な点検を実施し、潜在的な危険木を把握することが必要である。

【3】公園別視察結果は、次のとおり記載している。

	公園名	ページ		公園名	ページ
1	遠州灘海浜公園	97	8	和地山公園	147
2	浜松城公園	110	11	芳川公園	167
3	佐鳴湖公園	116	21	有玉緑地	224
7	四ツ池公園	135	-	-	-

## (2) 公園外周の樹木について

### 【指摘】

国土交通省の指針には「都市公園の樹木は園外への倒伏・落枝等により、園外へ影響を及ぼす可能性があることから公園利用者の他、都市公園周辺の第三者の安全の確保にも配慮する」と記載がある。

四ツ池公園の外周の樹木は、園外へ影響を及ぼす可能性も考えられるが、令和4年度の危険木調査では調査対象には含まれていなかった。しかし、令和5年度には四ツ池公園の周辺道路で倒木が発生し、それによって人的・物的事故が発生する結果となっている。

公園管理者には、公園利用者のみならず、周辺の第三者の安全確保も求められているため、安全確保の重要度の高い区域を決める際には、公園外周の樹木も視野に入れ、重要度を検討する必要がある。

【3】公園別視察結果は、次のとおり記載している。

	公園名	ページ		公園名	ページ
7	四ツ池公園	135		-	-

## (3) 日常点検項目の明記（指定管理業務）について

国土交通省の「指針参考資料」では、日常点検で実施することが望ましい項目の具体例を示しており、内容は次のとおりとなっている。

段階	点検項目
1 日常点検	徒歩または車両からの目視によって発見可能な高木・中低木の変状及び異常 (高木) ・倒伏、落枝による利用障害 ・枯れ枝、ぶら下がり枝（かかり枝）で落枝危険性の高いもの ・その他明らかに確認できる変状及び異常 (高木、中低木) ・視距の阻害 ・突出枝 ・樹体の不自然な傾斜など、定期点検以上の段階の点検項目でも明らかに確認できる変状及び異常

### 【指摘】

指定管理業務の仕様書には、「高木については、日常点検を行ない、適正な時期に手入れを行なうこと」と記載があるが、日常点検の具体的内容までは明記されていない。上記の項目を参考に具体的な日常点検項目を仕様書に明記する必要がある。

### (4) 定期点検について

国土交通省の「指針参考資料」では、定期点検で実施することが望ましい項目についても具体例を示しており、内容は次のとおりとなっている。

段階	点検項目
2 定期点検	徒歩による目視等によって発見可能な高木・中低木の変状及び異常 (日常点検に追加される項目) (高木) (遥動による点検) ・樹幹の揺らぎ (目視による点検) ・樹幹の不自然な傾斜 ・樹幹の亀裂 ・樹幹・大枝・地際のキノコ ・樹勢、樹形 ・外周道路の建築限界侵害 ・支柱の腐朽・損傷・浮上・結束の緩み ・支柱の樹幹への食込み ・舗装部の根上がり ・踏圧防止板の損傷・不陸・根元への食込み ・利用者に被害を及ぼすおそれのある実生の樹木 ・その他特記すべき変状及び異常

### 【指摘】

浜松市では、日常点検は行われているが、定期点検は行われていない。上記の定期点検項目を巡視業務や指定管理者の仕様書に具体的に明記し、業務を委託することにより、市の点検業務を補完することも可能と考えられる。

指定管理者との協議などを通じて、外部委託による点検業務の具体的な項目を再検討し、仕様書に明記する必要がある。

## (5) 点検結果の記録と公園別の重要な情報について

国土交通省は、樹木点検票（個表）、樹木点検票（総括表）などの様式を示しているが、浜松市では、このような点検票は作成していない。委託業者が異常を発見した場合に、手書きの報告書を作成し、市へ提出することとなっている。

しかし、この手書きの報告書には、以下のような問題がある。

- ・委託業者には、樹木以外の点検項目も多くあり、公園数が多いにもかかわらず、公園別には整理されておらず、報告順にファイルされているだけである。
- ・資料が膨大であり、必要な資料を探すのに手間がかかる。
- ・担当者の異動時に次の担当者への引継ぎのため、公園別にメモを残しておくことはあるが、これがルール化されているわけではない。

### 【指摘】

点検結果の記録について、国土交通省の指針では「公園管理者の現場担当職員の異動に備え、点検・診断の結果や措置の実施状況等の記録が散逸しないようにすることが、次回以降の安全点検に活用するために重要である。そこで、対象樹木ごとに点検票等を作成し、点検・診断項目ごとに発見された変状及び異常等を記入して整理保存する必要がある。その場合、樹木の位置が示された図面と合わせることを望ましい。」と基本的な考え方を示している。

樹木に起因する事故を防止し、公園利用者の安全・安心を確保するため、委託業者が危険と判断した樹木など、重要な情報については、別途、記録を残し、記録が散逸しないように整理保存しておく必要がある。

また、「(4) 定期点検について」で述べたように、巡視業務や指定管理者の仕様書において、樹木点検票の作成・提出を求めることで、市の点検業務を補完することも可能なため、外部委託による方法も検討する必要がある。

なお、現状の手書き報告書のファイルでは、担当者の異動により重要な事項が引き継がれない可能性があるため、樹木に限らず、公園ごとの重要な情報は、デジタルツールなどを活用し、検索可能な状態で整理保存しておく必要がある。



## (6) 公園の景観について

### 【意見】

都市公園の樹木は、設置当初の予想を上回るほど、木々が巨木に成長し、密集化や病気による枯れが発生しているにもかかわらず、市は予算の範囲内での維持・管理に手一杯であるように感じられた。

公園である以上、景観の保持も重要なはずであるが、残念ながらそこまでは手が回っていない印象を受けた。具体的には、公園の景観を市の誰がコントロールしているのかが見えてこない状態である。

樹木の管理監修については、外部から専門の人材を招聘し、公園の景観における「理想形」を明確に定義したうえで、これを管理作業員（いくつかの公園では指定管理者）に託すことも、検討することが望ましい。

### 3 その他施設の安全確保について

#### (1) グラウンドの安全確保について

令和5年4月に、愛知県西尾市のコミュニティ公園多目的広場でソフトボールの練習をしていた男子児童が、地面から突き出ていた釘で10針縫う怪我をしていたことが8月に報道された。以下は、中日新聞の一部引用である。

愛知県西尾市吉良町の市コミュニティ公園多目的広場で4月、運動をしていた男子児童(10)が、地面から突き出たくぎで左膝付近を10針縫う大けがをしていたことが、市への取材で分かった。市は、くぎを打ち込んだ利用者に一義的な責任があるものの、市側にも一定の管理責任はありと判断し、治療費などを賠償する方針。

市によると、4月8日、地元子ども会がソフトボールの盗塁の練習をしていた際、男子児童が二塁へ滑り込んだところ、突き出たくぎが刺さり、8センチ以上の裂傷を負った。盗塁の練習で地面が削られたため、地中のくぎが出てきたとみられる。

連絡を受けた市は同月10日、二塁付近を捜索。長さ23～8センチのくぎ5本を見つけた。5月30日には金属探知機などを使用してグラウンドを調べ、新たに14本のくぎを発見した。

くぎはベースを置く際の目印として使用していたが、取り除かれずに残っていたとみられる。誰が打ち込んだのかは不明で、多くは腐食していた。

<中日新聞朝刊 令和5年8月2日>

これを受けて、愛知県内では同様の施設で調査が実施され、複数の施設で地中から釘が発見されている。

例えば、名古屋市では、「令和5年4月に西尾市内公園の多目的広場で発生した児童負傷事故を受けて、緑政土木局管理の公園の広場において、釘等の残留物について目視による緊急点検をしましたので、結果を公表します」とし、市のホームページでも次の内容を公開している。

#### 1 点検の概要

##### (1) 点検対象

緑政土木局が管理する公園1,491公園のうち、野球場、児童球技場、多目的広場等のある207公園

##### (2) 点検期間

令和5年8月8日(火)から8月17日(木)

##### (3) 点検者

土木事務所の職員及び指定管理者

## 2 点検の結果

点検対象 207 公園のうち、57 公園でピン等を発見し、速やかに撤去しました。ピン等は主に野球のベース位置を示すものでした。

## 3 今後について

今後も巡視等によりピン等を発見した場合は、速やかに撤去します。また、利用者の方に点検結果とピン等の危険性について周知します。

また、名古屋市以外でも、岡崎市では、市の管理する公園・スポーツ施設 152 ヶ所で釘等の埋設金属片 1,280 本を発見・撤去しており、犬山市では、小中学校、子ども未来園、公園など 182 ヶ所を調査し、163 ヶ所で 7,534 本を発見・撤去したと発表している。さらに愛知県の緊急点検では、小幡緑地のグラウンドゴルフ場の地中からも 21 本の釘が発見されている。

このように、愛知県では、公園から相当多くの釘等が発見され、撤去されていることから、浜松市においても、同様の調査を実施すべきと思われる。

グラウンドの安全性調査の実施の有無について、公園管理事務所に確認したところ、令和 5 年 9 月 8 日時点においては「特に上記の報道を受けて、釘の調査や利用者への注意喚起等は実施していない」との回答を得た。

### 【指摘】

愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、西尾市のケースが特別ではないと考えられる。

公園利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、浜松市においても、グラウンド内の釘等の有無について、調査を実施する必要がある。

なお、西尾市では、地中に埋め込んだロープやゴム棒など、安全性の高いマーカーの場合は、届け出制により常設を認める方針であり、浜松市においても、調査の結果、問題がある場合は、今後の対応を検討しておく必要がある。

【3】公園別視察結果は、次のとおり記載している。

	公園名	ページ		公園名	ページ
9	花川運動公園	154	21	有玉緑地	226
11	芳川公園	166		-	-

## (2) 園路の安全確保について

公園視察の結果、段差のある園路、水捌けが悪く雨が降ると滑りやすいと思われる園路、舗装の劣化した園路などが見受けられた。

石畳のアートにより段差が生じている園路（浜松城公園）



水捌けの悪い園路（四ツ池公園）



劣化した園路（舘山寺総合公園）



### 【指摘】

「公園施設の安全点検に係る指針(案) 平成 27 年 4 月 国土交通省」では、公園施設に関連する事故の要因の例として「暗がりにある分かりにくい段差や滑りやすい路面状態などによる転倒」を挙げている。

監査人が公園を視察した際には、地元の高齢者、幼児連れの親子、ベビーカーを使用している親子が散歩している姿を多く見かけた。

監査で指摘した公園に限ることなく、市全体の課題として、公園利用者が躓いたり、転倒したりすることのないよう、園路の安全確保に努める必要がある。

【3】公園別視察結果は、次のとおり記載している。

	公園名	ページ		公園名	ページ
2	浜松城公園	112	7	四ツ池公園	137
4	舘山寺総合公園	119	9	花川運動公園	156

### (3) ベンチ等の劣化について

浜松市は、公園利用者の休憩や憩い等に資するため、公園にベンチを設置している。浜松市におけるベンチの取扱いは、以下のとおりである。

- ・ベンチの材質に決まりはなく、木製とプラスチック製が多い。  
木製は傷みやすいが、傷んだ箇所のみを修理することができる。  
プラスチック製は傷みづらいが、傷んだ箇所のみを修理することができない。
- ・ベンチの構造に決まりはなく、様々である。
- ・ベンチの設置数に関する決まりはなく、公園の規模とベンチ数は必ずしも比例しない。
- ・ベンチの状態確認は、外部委託業者による巡視が中心である。

現地視察の結果、木製のベンチやテーブルの劣化が進んでいるもの、破損しているものも多く見受けられた。以下はその一例である。

(四ツ池公園)



(天竜川緑地)



(富塚公園)



こうしたベンチ等への対応について、公園管理事務所に問い合わせたところ、以下の回答があった。

ベンチについては、公園毎の課題というよりも、全体的な課題と考えており、総論として以下の対応が必要と考えています。

- ・巡視等により破損が見られた場合は、使用禁止措置等の応急措置を取ったのち、補修を実施する。
- ・周囲の状況を鑑みの中で、必要に応じて個所数を減ずることも検討していく。

### 【指摘】

「公園施設の安全点検に係る指針(案) 平成 27 年 4 月 国土交通省」では「公園施設の変状及び異常の例」として「ベンチの座板部が破損して、隙間やぐらつきがある」例を挙げている。また「応急措置の例」として「座板が破損したベンチ全体を、シートで覆い、そのシートをしっかりと固定したうえで、使用禁止テープを張り、注意喚起を行う」と記載している。

公園内には、破損したベンチや劣化したベンチが多数あり、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。また、仮に利用したとしても、破損しているベンチでは、利用者の安全確保の問題がある。

ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。

【3】公園別視察結果は、次のとおり記載している。

	公園名	ページ		公園名	ページ
6	都田総合公園	127	13	香公園	188
7	四ツ池公園	141	15	西岸中央公園	197
11	芳川公園	164	19	天竜川緑地	212
12	富塚公園	178	20	三方原防風林緑地	219

### (4) 看板の劣化について

浜松市は、公園における安全性や管理上の問題を踏まえ、浜松市都市公園条例で行為の制限や禁止事項を定め、公園利用者が安全・安心して利用できるように周知を図るべく、看板を設置している。

現地視察の結果、公園内の看板が見えなくなっているもの、剥がれているもの、内容が更新されておらず古いものも多く見受けられた。以下はその一例である。

(四ツ池公園)



(都田総合公園)



(三方原防風林緑地)



(芳川公園)



こうした看板への対応について、公園管理事務所に問い合わせたところ、以下の回答があった。

看板については、公園毎の課題というよりも、全体的な課題と考えており、総論として以下の対応が必要と考えています。

- ・「案内看板」については、板面の劣化や情報の更新の必要性等を再確認し、適正な状態が保たれるよう措置を行う。
- ・「注意看板」については、巡視等において看板の必要性を確認のうえ、撤去又は更新により適正な状態が保たれるよう措置を行う。

### 【指摘】

劣化した看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。特に危険性を表示する注意看板の場合は、公園利用者の安全確保に重要な影響を及ぼす可能性もある。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。

市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要と考える。指定管理者が管理する公園についても、指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。

【3】公園別視察結果は、次のとおり記載している。

	公園名	ページ		公園名	ページ
1	遠州灘海浜公園	100	11	芳川公園	163
2	浜松城公園	109	12	富塚公園	177
3	佐鳴湖公園	114	14	半田公園	192
4	舘山寺総合公園	120	18	ながどおり公園	207
5	雄踏総合公園	123	19	天竜川緑地	211
6	都田総合公園	127	20	三方原防風林緑地	220
7	四ツ池公園	140	21	有玉緑地	226
9	花川運動公園	155	22	ゆたか緑地	229
10	美蘭中央公園	158	-	-	-



## II 法令等にもとづく台帳の整備について

### 1 都市公園台帳

現地視察を行った公園、緑政課と公園課が所管する公園について、都市公園台帳の提出を依頼したところ、緑政課と公園課からはデータの打ち出し資料、公園管理事務所からは都市公園台帳のファイルが提出された。以下の内容は、それらの提出資料を閲覧した結果である。

#### (1) 規則に定める記載事項について

都市公園法施行規則第10条第2項		遠州灘 海浜	浜松城	佐鳴湖	館山寺 総合	雄踏 総合	
1	名称	○	○	○	○	○	
2	所在地	○	○	○	○	○	
3	設置の年月日	○	○	○	○	○	
4	沿革の概要	○	○	○	○	○	
5	敷地面積	○	○	○	○	○	
	土地所有者別の内訳	○	○	○	○	×	
	公園管理者の有する権原	○	○	○	○	×	
6	建築物、その他主要な公園施設						
	イ 種類及び名称	○	○	○	×	○	
	ロ 工作物の構造	○	○	○	×	○	
	ハ 建築物の建築面積	○	○	○	×	×	
	ニ 運動施設の敷地面積	○	○	○	×	×	
	ホ 設置許可	許可を受けた者の氏名及び住所	—	—	×	×	×
		管理する期間の初日及び末日	—	—	×	×	×
7	建築物の敷地面積に対する割合	○	○	○	×	×	
8	運動施設の敷地面積に対する割合	○	○	○	×	×	
9	主要な占用物件						
	イ 種類及び名称	○	○	○	×	×	
	ロ 構造	×	×	○	×	×	
	ハ 建築物の建築面積	×	○	○	×	×	
	ニ 許可を受けた者の氏名及び住所	許可を受けた者の氏名及び住所	○	○	○	×	×
占用の期間の初日及び末日		×	△	△	×	×	
10	公園一体建物の概要	—	—	—	—	—	

○：記載あり、×：記載なし、または、記載された資料なし、—：該当事項なし  
△：記載のあるものと記載のないものがある

都市公園法施行規則第10条第2項		都田 総合	四ツ池	和地山	花川 運動	美蘭 中央		
1	名称	○	○	○	○	○		
2	所在地	○	○	○	○	○		
3	設置の年月日	○	○	○	○	○		
4	沿革の概要	○	○	○	○	○		
5	敷地面積	○	○	○	○	○		
	土地所有者別の内訳	○	○	○	×	○		
	公園管理者の有する権原	○	○	△	×	○		
6	建築物、その他主要な公園施設							
	イ	種類及び名称	○	○	○	○	○	
	ロ	工作物の構造	○	○	○	○	○	
	ハ	建築物の建築面積	○	○	×	○	○	
	ニ	運動施設の敷地面積	○	○	×	○	×	
	ホ	設置許可		—	×	×	○	—
		許可を受けた者の氏名及び住所		—	×	×	○	—
管理する期間の初日及び末日		—	×	×	○	—		
7	建築物の敷地面積に対する割合		○	○	×	○	○	
8	運動施設の敷地面積に対する割合		○	○	×	○	○	
9	主要な占用物件							
	イ	種類及び名称	○	○	×	○	○	
	ロ	構造	○	×	×	×	○	
	ハ	建築物の建築面積	×	○	×	○	×	
	ニ	許可を受けた者の氏名及び住所		○	○	×	○	○
占用の期間の初日及び末日		△	×	×	△	×		
10	公園一体建物の概要		—	—	—	—	—	

○：記載あり、×：記載なし、または、記載された資料なし、—：該当事項なし  
△：記載のあるものと記載のないものがある

都市公園法施行規則第10条第2項		芳川	富塚	香	半田	西岸中央		
1	名称	○	○	○	○	○		
2	所在地	○	○	○	○	○		
3	設置の年月日	○	○	○	○	○		
4	沿革の概要	○	○	○	○	○		
5	敷地面積	○	○	○	○	○		
	土地所有者別の内訳	○	○	○	○	○		
	公園管理者の有する権原	○	○	○	×	○		
6	建築物、その他主要な公園施設							
	イ	種類及び名称	×	○	○	○	○	
	ロ	工作物の構造	×	○	○	○	○	
	ハ	建築物の建築面積	×	○	×	○	○	
	ニ	運動施設の敷地面積	×	○	○	—	—	
	ホ	設置許可		×	×	×	—	—
		許可を受けた者の氏名及び住所		×	×	×	—	—
管理する期間の初日及び末日		×	×	×	—	—		
7	建築物の敷地面積に対する割合		×	○	×	×	○	
8	運動施設の敷地面積に対する割合		×	○	—	—	—	
9	主要な占用物件							
	イ	種類及び名称	×	×	×	○	×	
	ロ	構造	×	×	×	○	×	
	ハ	建築物の建築面積	×	×	×	×	×	
	ニ	許可を受けた者の氏名及び住所		×	×	×	×	×
占用の期間の初日及び末日		×	×	×	×	×		
10	公園一体建物の概要		—	—	—	—	—	

○：記載あり、×：記載なし、または、記載された資料なし、—：該当事項なし  
△：記載のあるものと記載のないものがある

都市公園法施行規則第10条第2項		瞳ヶ丘 西	西岸も くせい	なが どおり	天竜川 緑地	三方原 防風林	
1	名称	○	○	○	○	○	
2	所在地	○	○	○	○	○	
3	設置の年月日	○	○	○	○	○	
4	沿革の概要	○	○	○	○	○	
5	敷地面積	○	○	○	○	○	
	土地所有者別の内訳	○	○	○	○	○	
	公園管理者の有する権原	○	○	○	○	○	
6	建築物、その他主要な公園施設						
	イ	種類及び名称	×	○	○	○	
	ロ	工作物の構造	×	○	○	○	
	ハ	建築物の建築面積	×	○	○	○	
	ニ	運動施設の敷地面積	×	○	—	○	
	ホ	設置許可	×	×	—	×	—
		許可を受けた者の氏名及び住所	×	×	—	×	—
管理する期間の初日及び末日		×	×	—	×	—	
7	建築物の敷地面積に対する割合	×	○	×	○	○	
8	運動施設の敷地面積に対する割合	×	○	—	○	○	
9	主要な占用物件						
	イ	種類及び名称	○	×	○	×	
	ロ	構造	×	×	○	×	
	ハ	建築物の建築面積	×	×	×	×	
	ニ	許可を受けた者の氏名及び住所	○	×	○	×	○
占用の期間の初日及び末日		×	×	×	×	×	
10	公園一体建物の概要	—	—	—	—	—	

○：記載あり、×：記載なし、または、記載された資料なし、—：該当事項なし  
△：記載のあるものと記載のないものがある

都市公園法施行規則第10条第2項		有玉 緑地	ゆたか 緑地	飯田	万斛 庄屋	
1	名称	○	○	○	○	
2	所在地	○	○	○	○	
3	設置の年月日	○	○	×	○	
4	沿革の概要	○	○	○	○	
5	敷地面積	○	○	○	○	
	土地所有者別の内訳	○	○	○	○	
	公園管理者の有する権原	○	○	○	○	
6	建築物、その他主要な公園施設					
	イ 種類及び名称	○	×	×	○	
	ロ 工作物の構造	×	×	×	○	
	ハ 建築物の建築面積	×	×	×	○	
	ニ 運動施設の敷地面積	×	×	×	—	
	ホ	設置許可	—	×	×	—
		許可を受けた者の氏名及び住所	—	×	×	—
管理する期間の初日及び末日		—	×	×	—	
7	建築物の敷地面積に対する割合	×	×	×	—	
8	運動施設の敷地面積に対する割合	×	×	×	—	
9	主要な占用物件					
	イ 種類及び名称	○	×	×	—	
	ロ 構造	○	×	×	—	
	ハ 建築物の建築面積	×	×	×	—	
	ニ	許可を受けた者の氏名及び住所	○	×	×	—
占用の期間の初日及び末日		△	×	×	—	
10	公園一体建物の概要	—	—	—	—	

○：記載あり、×：記載なし、または、記載された資料なし、—：該当事項なし  
△：記載のあるものと記載のないものがある

### 【指摘】

都市公園台帳は、都市公園法の規定により、作成が求められており、その記載内容は、都市公園法施行規則に定められているものである。しかし、都市公園台帳を閲覧したところ、都市公園法施行規則に定める事項について、記載されていないものが多く見受けられた。記載のない項目については、規則の定めにしたがい、都市公園台帳に記載する必要がある。

## (2) 最終更新日について

現地視察を行った公園について、都市公園台帳のファイル等、提出された資料を閲覧したところ、都市公園台帳と調書（施設調書、建蔽率調書、許可調書1・2）の最終更新日は、次のとおりとなっていた。

		都市公園台帳	調書
1	遠州灘海浜公園	平成13年3月31日	平成26年3月31日
2	浜松城公園	平成29年3月31日	平成29年3月31日
3	佐鳴湖公園	平成29年3月31日	平成29年3月31日
4	舘山寺総合公園	未記入	資料なし
5	雄踏総合公園	平成21年7月31日	平成21年7月31日
6	都田総合公園	平成20年3月31日	平成26年3月31日
7	四ツ池公園	平成15年3月31日	平成16年3月31日
8	和地山公園	平成19年3月31日	平成19年3月31日
9	花川運動公園	平成16年3月31日	平成16年3月31日
10	美蘭中央公園	平成22年3月12日	平成22年3月12日
11	芳川公園	未記入	資料なし
12	富塚公園	平成14年3月31日	平成14年3月31日
13	香公園	未記入	平成4年3月27日
14	半田公園	平成11年3月31日	平成11年3月31日
15	西岸中央公園	平成11年3月31日	平成11年3月31日
16	瞳ヶ丘西公園	未記入	資料なし
17	西岸もくせい公園	平成9年3月31日	平成9年3月31日
18	ながどおり公園	平成21年2月27日	平成21年2月27日
19	天竜川緑地	平成18年3月31日	平成18年3月31日
20	三方原防風林緑地	平成26年3月31日	平成26年3月31日
21	有玉緑地	昭和50年4月1日	資料なし
22	ゆたか緑地	昭和62年5月30日	資料なし

(注) 調書によって、作成日が異なるものがあったが、その場合は、最新の作成日を記入している。

監査対象として選んだ22公園の都市公園台帳は、すべて最新の情報が記載されたものとはなっていなかった。なかには、作成年月日が昭和50年4月1日と相当古いものもあり、長期間にわたり更新されていないものも多かった。また、都市公園台帳の作成日が未記入なもの、調書がないものも見受けられた。

### 【指摘】

都市公園法施行規則第 10 条は、「都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成」し、「調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない」と定めている。また、都市公園法第 17 条第 3 項は、「公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない」と定めている。実際に閲覧を求められる機会は多くはないと思われるが、仮に市民が都市公園台帳の閲覧を求めたとしても、現状の台帳には、最新の情報が記載されていないため、閲覧の目的が達成できない状態である。

都市公園台帳の記載事項のうち、更新が必要なものについては、規則の定めにしたがい、速やかに更新する必要がある。

### 【指摘】

監査の対象となった 22 公園のうち、4 公園については、都市公園台帳の作成日が未記入となっていた。この状態だと、閲覧者は、台帳を見ただけでは、いつの情報であるかが把握できないことになる。閲覧者に対し、情報の時点を明確にするためには、更新日の入力が必要である。

また、5 公園については、都市公園台帳の調書がなく、内容を確認することができなかった。前述したとおり、都市公園法施行規則において、調書は都市公園台帳を組成するものであり、記載が義務づけられているものである。調書のない公園については、調書を作成し保管しておく必要がある。

### (3) 他の公園の都市公園台帳について

監査人がヒアリングしたところ、公園管理事務所が管理する都市公園台帳は、監査対象となった 22 公園以外の台帳についても、上記と同様な状態にあることがわかった。すなわち、都市公園台帳のほとんどは、都市公園法施行規則に定める事項が記載されておらず、長期間にわたり更新されていない状態となっている。

これは、過去に都市公園台帳の閲覧をする人がほとんどなく、台帳を何年も更新していなくても、特に問題が生じなかったことが背景にあると考えられる。

市は、都市公園台帳のシステム化について、検討を始めたところであるが、今のままでは、せつかく新システムを導入したとしても、そこに移行する情報そのものがないか、情報が最新のものではないという状態である。

### **【指摘】**

公園管理事務所には、最新の情報を反映させるべき台帳が 500 以上もある。これらをすべて整備するには、相当な労力と時間がかかることが予想される。現状の人員は限られており、日常業務に支障をきたす可能性もあるため、費用対効果を考慮し、業務委託の活用や専従職員の確保等も視野に入れ、台帳整備を集中的に進めていく必要がある。

現状の把握と把握した内容の入力・更新作業については、事前に計画を策定し、計画通りに進めることで、すべての都市公園台帳が規則の要件を満たすようにする必要がある。また、それと同時に、台帳の記載内容に修正が必要なときは、放置することなく速やかに情報が修正されるよう、管理業務体制を構築しておく必要がある。

## **(4) 都市公園台帳の整理について**

### **【指摘】**

公園管理事務所が管理する都市公園台帳のファイルには、調書や図面のほか、担当者のメモ書きや電化製品の取扱説明書など、雑多なものが順不同にファイルされ、雑然とした状態となっているものが多く見受けられた。また、ファイルの数も膨大な数となっている。

都市公園台帳ファイルについては、必要な情報の取捨選択を行い、デジタルツールなどを活用して、不要な書類を処分するなど、ファイル内の整理をすべきである。



## 2 公有財産台帳

### (1) 財産台帳（工作物等）の記載件数について

浜松市公有財産管理規則では、主管の長は、その管理に属する公有財産については、財産台帳を作成しなければならないと定めている。そこで、現地視察を行った 22 公園について、土地建物以外の工作物等を対象に財産台帳の監査を行った。財産台帳上、工作物等として記載されている公有財産の件数は、次のとおりであった。

		財産台帳（記載件数）		（参考） リスト上の遊具数
		工作物等	左記のうち遊具	
1	遠州灘海浜公園	1	0	3
2	浜松城公園	44	0	16
3	佐鳴湖公園	12	0	16
4	館山寺総合公園	(注)	0	6
5	雄踏総合公園	2	0	13
6	都田総合公園	0	0	10
7	四ツ池公園	2	0	12
8	和地山公園	4	0	13
9	花川運動公園	2	1	11
10	美蘭中央公園	2	0	23
11	芳川公園	0	0	11
12	富塚公園	5	1	22
13	香公園	0	0	19
14	半田公園	0	0	26
15	西岸中央公園	0	0	35
16	瞳ヶ丘西公園	0	0	13
17	西岸もくせい公園	0	0	18
18	ながどおり公園	0	0	10
19	天竜川緑地	0	0	126
20	三方原防風林緑地	7	0	24
21	有玉緑地	0	0	15
22	ゆたか緑地	1	0	20

(注) 館山寺総合公園は、工作物等が多数記載されているため、件数の記載は省略した。

財産台帳を閲覧したところ、工作物等の記載がまったくない公園が10公園あり、遊具について記載があるのは2件のみであった。遊具は、地方自治法上、不動産の従物であり、公有財産に該当するため、財産台帳の記載対象となるはずであるが、22公園でリスト上462件ある遊具のうち、記載は2件しかない。

公園管理事務所が管理する遊具は2,400件以上あるが、他の公園についても財産台帳を調査したところ、上記2件も含め、全部で6件しか記載はなかった。

これは、浜松市公有財産管理規則に定める財産台帳の整備、更新についての理解が必ずしも十分でなく、それにもとづく事務手続が長期間にわたり適切に実施されてこなかったことが背景にあると考えられる。

### 【指摘】

浜松市公有財産管理規則第5条第4項は「主管の長及び区役所の区振興課長は、その管理に属する財産について財産台帳及び図面を作成しなければならない」と定めている。しかし、実在する工作物等の件数からすると、財産台帳に記載されていない公有財産があまりにも多く、市の公有財産の台帳としては、網羅性に問題がある。記載のない工作物等については、規則の定めに従い、財産台帳を作成する必要がある。

### (2) 修繕履歴の記載状況について

浜松市公有財産管理規則では、修繕等の事実が生じたときは、直ちにその内容を財産台帳に記録することが定められている。そこで、現地視察を行った22公園のうち、財産台帳に記録のある遊具2件について、調査したところ、台帳上は、次のとおり記載されていた。

	施設名称	取得日	用途	取得価格
9	花川運動公園	平成12年11月30日	総合遊具	2,000,000
12	富塚公園	平成13年3月12日	ネットクライム遊具	1,700,000

この2件の遊具はともに取得日から相当年月が経過しているため、修繕等の実施状況について、公園管理事務所を確認したところ、花川運動公園の遊具は補修実績不明（ただし、この年月で補修が1回もないことは通常考えにくい）、富塚公園の遊具は、令和3年3月に更新されているとのことであった。

しかし、財産台帳には、補修や更新の履歴は記載されていなかった。

また、公園管理事務所が管理する他の公園についても、財産台帳を閲覧したところ、遊具の修繕履歴が記載されているものは1件もなかった。

これについても「(1) 財産台帳 (工作物等) の記載件数について」と同様に、規則に定める財産台帳の理解が十分でなく、事務手続が長期間にわたり適切に実施されてこなかったと考えられる。

### 【指摘】

浜松市公有財産管理規則第6条は、「(1)財産の取得又は処分」、(5)増改築、修繕、災害その他の事由による形質の変更又は価格の変動」などの事実が生じたときは、「主管の長及び区役所の区振興課長は、その所管する財産について、直ちにその内容を財産台帳に記録し、財務部長に報告しなければならない」と定めている。しかし、財産台帳を閲覧したところ、遊具の修繕履歴については1件も記載がなかった。

財産台帳の記録に変更が必要な事実が生じた場合には、規則の定めに従い、速やかにその内容を記録する必要がある。

### (3) 管理対象物件の具体的記載について

公園管理事務所が管理する財産台帳を閲覧したところ、工作物の「用途欄」や「備考欄」に以下のような記載が見受けられた。

施設名称	取得日	用途	取得価格	備考
三方原防風林緑地	平成25年10月31日	公園 (整備工事)	7,836,150	整備工事
三方原防風林緑地	平成26年2月6日	公園 (整備工事)	8,685,600	整備工事 (その2)
東部やすらぎ公園	平成25年2月7日	公園	15,340,500	整備工事
浜松城公園	平成24年3月30日	公園	3,466,050	補助対象外事業
名塚公園	平成27年2月27日	公園 (整備工事)	774,360	整備工事
名塚公園	平成27年1月23日	公園 (整備工事)	30,000,240	整備工事
名塚公園	平成25年12月6日	公園 (整備工事)	30,000,600	整備工事
天竜川鹿島上島緑地	平成27年3月10日	公園 (整備工事)	50,001,840	整備工事
天竜川鹿島上島緑地	平成26年1月24日	公園 (整備工事)	27,563,550	整備工事 (その2)
西都中央公園	平成25年2月28日	公園	40,602,450	整備工事
白昭公園	平成25年2月25日	公園	27,014,400	整備工事

### 【指摘】

財産台帳の「用途欄」に「公園」、「公園 (整備工事)」、「備考欄」に「整備工事」、「整備工事 (その2)」などと記載され、公有財産として管理する対象が、具体的に何であるのか、財産台帳から把握できないものが見受けられた。

せっかく財産台帳に記載されていても、その財産が何かわからないのでは、その財産台帳は、財産の一覧表としての機能を有していないことになる。また、対象となる財産が特定できないと、担当者が交代したときなどには、財産台帳を適時適切に更新することも困難である。

財産台帳を見れば、対象となる財産を容易に把握できるよう、用途欄、備考欄の具体的かつ適切な記録が必要である。

#### **(4) 他の公園の財産台帳について**

監査人がヒアリングしたところ、公園管理事務所が管理する財産台帳は、監査対象となった 22 公園以外の台帳も、上記 1～3 と同様な状態にあることがわかった。すなわち、ほとんどの公園は、財産台帳に工作物や修繕履歴等の記載がなく、管理対象となる財産を具体的に把握できない記載も多くなっている。

管理の対象となる公有財産は、取得から長期間を経過している財産が多く、取得価額の不明なもの、これまでの履歴が不明なものも多いため、財産台帳を適正な状態に整備することは、困難な作業と考えられる。

#### **【指摘】**

都市公園台帳の監査結果にも記載したとおり、公園管理事務所には、最新の情報を反映させるべき財産台帳が 500 公園以上もあり、これらをすべて整備するには、相当な労力と時間がかかることが予想される。現状の人員は限られており、日常業務に支障をきたす可能性もあるため、費用対効果を考慮し、業務委託の活用も視野に入れ、台帳整備を進めていく必要がある。

財産台帳に載せるべき公有資産の範囲や取得価額の算出方法などについて、再度検討し明確にしたうえで、浜松市公有財産管理規則にもとづいた財産台帳へと整備する必要がある。また、それと同時に、台帳への記録が必要なときは、放置することなく速やかに情報が記録されるよう、管理業務体制を構築しておく必要がある。

## (5) 指定管理者との協定書について

### ① 緑政課

「館山寺総合公園の管理に関する基本協定書」には、次の記載がある。

(管理物件)

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件という。」は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙1のとおりとする。

2 指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

そして、「別紙1 管理物件」には、次のとおり記載されている。

1 管理施設（※詳細については、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照のこと。）

・フラワーパーク

便益施設（メインエントランス、レストラン、売店、事務所）

花みどり館（研修室、応接室、カフェ）

詰所（事務所）

倉庫（遊具、バックヤード）

研究室

大温室（クリスタルパレス）

温室（栽培用、養生用）

こども広場（遊具、授乳室、休憩所）

エレベーター棟など

・動物園

正門（売札所含む）

売店

授乳室など

・敷地内の外構及び植栽

・その他施設（休憩所、トイレ等）

協定書別紙には「管理施設（※詳細については、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照のこと。）」と記載されている。上記の管理施設のうち、遊具を例にとると、協定書には遊具の内訳は記載されていないため、管理の対象となる遊具の内訳は、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照して把握することになる。

しかし、監査人が財産台帳（各種財産一覧表）を確認したところ、遊具の記載はなく、指定管理者が参照できる情報は存在していなかった。また、遊具以外の施設についても、財産台帳に記載のないものがあり、財産台帳を見ても、それが具体的に何の施設なのか、特定することが困難なものも多かった。

## ② 公園管理事務所

公園管理事務所が管理する公園について、指定管理者との協定書を閲覧したところ、「遠州灘海浜公園（白羽地区・中田島中地区・江之島地区）の管理に関する基本協定書」には、次の記載があった。

（管理物件）

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件という。」は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙1のとおりとする。

2 指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

そして、「別紙1 管理物件」には、次のとおり記載されている。

1 管理施設（※詳細については、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照のこと。）

### ①白羽地区

- ・球技場
- ・管理事務所
- ・道具小屋
- ・自由広場

### ②中田島中地区

- ・風車
- ・野鳥観察小屋
- ・便所付建屋
- ・津波避難マウンド
- ・相撲場
- ・風紋広場
- ・自由広場
- ・野鳥の森

### ③江之島地区

- ・ビーチコート

④全地区（白羽地区・中田島中地区・江之島地区（ビーチコート））

- ・敷地外の外構及び植栽
- ・駐車場
- ・その他施設

上記の管理施設のうち、協定書には、遊具の内訳は記載されていないため、この協定書によると、管理の対象となる遊具の詳細は、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照して把握することになる。

しかし、監査人が遠州灘海浜公園の財産台帳を確認したところ、工作物の記録は1件（津波避難マウンド）のみであり、遊具の記載はなく、指定管理者が参照できる情報は存在していなかった。

また、遠州灘海浜公園以外でも、指定管理者が管理する公園については、協定書の文言は同じものであり、財産台帳を参照しても、管理施設の詳細は把握できない状態となっている。

**【指摘】**

現状では、指定管理者は、財産台帳を参照しても、管理施設の詳細を把握できないため、「詳細については、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照のこと」という、協定書の記載内容を改める必要がある。

また、財産台帳を参照すれば、指定管理者が管理する施設の詳細が把握できるよう、財産台帳の記載内容を整備しておく必要がある。

### Ⅲ 政策・事業について

#### 1 館山寺総合公園運営事業

##### (1) 公園施設長寿命化計画策定業務について

緑政課では、平成30年(2018年)度に館山寺総合公園施設長寿命化計画を策定している。長寿命化計画とは、公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的とした計画である。計画の概要は、次のとおりである。

計画期間	令和2年(2020年)度～令和11年(2029年)度
対象公園数	1(はままつフラワーパーク)
対象公園施設数	61
概算費用合計(10年間)	68,181千円
コスト縮減効果(単年度)	3,147千円

緑政課の公園施設長寿命化計画は、外部に委託し策定されている。

他方、公園管理事務所においても、遊戯施設と一般施設の2つの長寿命化計画があり、この2つの計画も外部委託により緑政課と同一の業者が策定している。つまり、市全体としてみれば、公園施設長寿命化計画は、3つの計画が同一の外部の業者により策定されている状態である。

これら3つの外部委託による計画策定業務について、契約金額、対象公園数、対象施設数を比較したものが、次の表である。

	緑政課	公園管理事務所	
	①館山寺総合公園	②遊戯施設	③一般施設
契約金額	4,536,000円	4,015,000円	7,776,000円
対象公園数	1	589	8
対象施設数			
一般施設	46	0	2,443
遊戯施設	6	2,415	0
施設計	52	2,415	2,443

館山寺総合公園と公園管理事務所が管理する公園とでは、施設の性質が異なるため、一概には言えない部分もあるが、単純に数値だけを見る限り、館山寺総合公園のほうが、公園数、施設数当たりの計画策定金額が割高となっている。



また、委託業務の設計価格の算定資料を入手し、事業費の内訳を確認したところ、①館山寺総合公園と③一般施設では、直接原価の積算項目が同一となっているため、両者を比較することが可能であった。結果は次のとおりである。

直接原価（長寿命化計画策定）	緑政課		公園管理事務所	
	①館山寺総合公園		③一般施設	
積算項目	人工（日）	金額（円）	人工（日）	金額（円）
基本方針検討	4.5	172,500	4.5	274,756
修繕または改築工法の検討	4.5	154,950	4.5	246,803
修繕または改築の時期の検討	6.5	230,750	7.1	407,414
消耗部材の交換計画	5.0	161,300	5.7	296,795
ライフサイクルコストの検討	9.5	376,100	11.6	725,344
長寿命化計画の取りまとめ	9.0	375,250	10.7	701,795
報告書の作成	7.0	260,350	8.1	473,826
合計	46.0	1,731,200	52.2	3,126,733

（注）③一般施設の人工と金額は、監査人が補正後のデータから算出している。

③で積算価格の算定に使用している単価は、面積補正等により、①よりも高くなっているが、人工を見ると、①が1公園で46.0日、③は8公園で52.2日となっており、公園数ほど大きな差がないことがわかる。むしろ、1公園当たりの人工からすると、館山寺総合公園のほうが、設計価格が割高であるといえる。

### 【指摘】

フラワーパークの管轄は、公園管理事務所ではなく、緑政課であるが、フラワーパーク1公園のみで4百万円超の計画策定業務委託料が発生していることは不経済である。計画策定業務も長寿命化事業の1つであり、こうしたコストも考慮のうえ、長寿命化事業全体のコスト削減を図ることが必要である。

公園施設の長寿命化計画策定業務については、緑政課と公園管理事務所が別々に業務を発注するよりも、併せて1つの業務として発注するほうが、コストを削減できると考える。長寿命化計画の策定業務は、1つの業務として委託することにより、市全体のコスト削減を図り、修繕等の予算は、緑政課と公園管理事務所別々にして、それぞれの業務を実施していくことが必要である。

## 2 浜松城公園長期整備構想推進事業

### (1) 浜松城公園長期整備構想について

緑政課は、2014年2月に策定・公表した浜松城公園長期整備構想（以下、当構想）にもとづき、埋蔵文化財包蔵地である旧元城小学校跡地と駐車場エリアについて遺構調査を行い、その調査結果を踏まえた遺構の保存、活用、整備手法を考慮した公園づくりを検討するために、浜松城公園長期整備構想推進事業を実施している。

当構想は、「浜松城公園の位置付け」や「構想検討区域と関連計画等」、「対象区域の課題の整理」を踏まえ策定しているが、監査日現在より約10年前に策定したものであることから、関連する情報が古いものが散見された。

#### ① 構想検討区域の記載

当構想策定以後、以下の変化があった。

- ・元城小学校は2017年に閉校となり、跡地は現在、大河ドラマ館として使用している。
- ・浜松城公園の一角に、2018年スターバックスコーヒーが開店した。

#### ② 構想検討区域における関連計画等の記載

当構想策定以後、以下の更新があった。

関連計画等	当構想時点	現在
浜松市総合計画	2011年度～2014年度	2015年度～2044年度
浜松市緑の基本計画	2010年度～2019年度	2021年度～2030年度
浜松市教育総合計画	2011年度～2014年度	2020年度～2024年度
浜松市ユニバーサルデザイン計画	2012年度～2021年度	2022年度～2031年度
浜松市文化振興ビジョン	2009年度から概ね10年	2020年度から概ね10年

各計画は、それぞれの当初計画終了後、取組みの検証と課題の抽出を行い、今後見込まれる社会情勢の変化等に対応して更新している。そのため、新計画策定後、目標を達成するための具体的な取組み内容等は変わり続けている。

#### ③ 対象区域の課題の整理の記載

当構想では、2012年度に実施した市民の意見聴取をもとに、市民から寄せられた意見としてまとめており、以降の更新はない。

当構想の見直しに当たっての検討内容とその必要性を緑政課に質問したところ、「ゾーニング（下図1）や動線（下図2）に変更が生じるような情勢の変化があった際には見直しが必要であるが、関連計画の改定時等において随時情報収集した結果、現状においても見直しは不要」とのことであった。

<図1> ゾーニング（公園内を構想区域/ゾーンに分けている）



<図2> 動線



**【意見】**

図からは、現在においても、ゾーニングや動線に大きな変更がないことは確認できた。一方、随時実施している情報収集と検討結果については、文書やデータ等で確認できなかった。

当構想は長期にわたるものであり、緑政課担当者が定期的に人事異動で変わっていくことを踏まえると、今後、当構想の見直しが必要となった場合のために、その都度収集した情報を整理し、変更箇所や検討結果等を残しておくことが望ましい。

### 3 公園整備事業

#### (1) 市民1人当たりの公園敷地面積について

浜松市は、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、浜松市都市公園条例を定め、第2条で以下の基準を定めている。

浜松市都市公園条例	
第2条 法第3条第1項に規定する条例で定める都市公園の配置及び規模に関する基準は、次に定める基準とする。	
(1) 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は8平方メートル以上とする	

ここで、市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積（以下、①都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積）と、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積（以下、②市街化区域内の市民1人当たりの公園敷地面積）は、以下のとおりである。

#### ① 都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積

年度	H19年度 ※1	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
都市計画区域内公園面積 (ha)	591.89	642.30	642.72	645.24	645.24	647.35
都市計画区域内人口 (人) ※2	756,900	781,202	779,462	777,243	773,552	771,132
都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積 (ha×10,000/人)	7.82	8.22	8.25	8.30	8.34	8.39

※1 平成19年度は浜松市が政令市へ移行した年度であり、現在と比較できる最も古い年度になる。

※2 平成19年度における都市計画区域内人口は、当時の詳細な資料がないため、都市計画区域内の1人当たり都市公園面積と都市公園面積をもとに算出した。

都市公園面積は概ね毎年増加している一方、都市計画区域人口は平成31年度をピークに減少しており、両者が相まって、都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積は毎年増加している。

条例の基準を達成するためには、令和5年度の都市計画区域人口が変わらなると仮定した場合、都市計画区域内面積を7,711,320㎡とする必要があり、令和5年度より1,237,820㎡増やす必要がある。平成19年度から令和5年度までの

16年間で554,600 m<sup>2</sup>増えた実績をもとに計算すると、あと36年程度かかる見込みとなる。

② 市街化区域内の市民1人当たりの公園敷地面積

年度	H19年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
市街化区域内公園面積 (ha)	データ無	316.14	316.55	318.00	318.00	320.11
市街化区域内人口 (人)	データ無	503,896	502,774	501,559	499,177	497,614
市街化区域内の市民1人 当たりの公園敷地面積 (ha×10,000/人)	データ無	6.27	6.30	6.34	6.37	6.43

市街化区域内公園面積は概ね毎年増加している一方、市街化区域内人口は毎年減少しており、両者が相まって、市街化区域内の市民1人当たりの公園敷地面積は毎年増加している。

条例の基準を達成するためには、令和5年度の市街化区域内人口が変わらなると仮定した場合、市街化区域内面積を3,980,912 m<sup>2</sup>とする必要があり、令和5年度より779,812 m<sup>2</sup>増やす必要がある。平成31年度から令和5年度までの4年間で39,700 m<sup>2</sup>増えた実績を基に計算すると、あと79年程度かかる見込みとなる。

直近の進捗状況を踏まえ、公園課に対して、以下の事項を確認した。

<条例の基準を満たすために要する期間について>

公園整備には10年以上の期間を要することが多く、また、とくに市街地は、再開発や区画整理など大規模な事業がないと公園の整備が難しい場所が多く、これらの事業には地権者の同意が必要であるため、市が主体的に事業を進めることが難しく、短期間で条例の基準を達成することは困難である。

<条例の基準を満たしていないことが長期間続いていることについて>

条例の基準は努力義務であり、途中段階の目標値としての性格を有していることから、基準に適合しないことをもって直ちに都市公園法違反の問題が生じるわけではない。

これらの事項を踏まえると、短期間に条例の基準を満たすことは困難であり、やむを得ないと考える。しかし、条例の基準を満たしていないことが長期間続くことから、市民に対し、丁寧に説明していくことが必要と考える。

## 【意見】

①都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積については、緑の基本計画や政策事業シートに指標値として設定し、各年度の目標値と実績値、1年間の実施内容をコンパクトに記載している。ここで、都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積は、都市公園面積（能動的な要因）と都市計画区域人口（受動的な要因）の影響を受けるため、市民に対し、それぞれの増減内容がわかるように記載することが望ましい。

## 【意見】

②市街化区域内の市民1人当たりの公園敷地面積については、緑の基本計画や政策事業シート等に記載がない。公園課に確認したところ、こちらは国の基準（都市公園法及び施行令）は満たしており、行政上の課題は都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積であることを明確にするため記載しないとのことであった。②の面積について、他に開示している書類は見当たらず、現状のままでは、市民に対し、この面積が条例の基準を満たしていないことについて、何も説明がない状態が続いている。そのため、緑の基本計画や政策事業シート等に記載しないとしても、浜松市ホームページの「浜松市における都市公園の推移」に載せる等、市民に対して進捗状況等を開示することが望ましい。

## （2）公園整備事業の指標（整備率）について

公園整備事業では、浜松城の南エントランスゾーンと天守曲輪南側土塀延長整備率を事業指標としており、直近年度の目標値と実績値の推移は、以下のとおりであった。

<全体（浜松城の南エントランスゾーン整備率＋天守曲輪南側土塀延長整備率）>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	100%	100%	100%	100%
実績	75%	75%	75%	75%

2019年度以降、実績値が75%のまま変わらない要因を公園課に質問したところ、南エントランスゾーンの整備は終了したが、天守曲輪南側土塀延長整備は、発掘調査の成果や土塀の安全性を踏まえ復元方針を検討中であるため、工事が止まっているとのことであった。

<うち、浜松城の南エントランスゾーン整備率>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	100%	100%	100%	100%
実績	100%	100%	100%	100%

<うち、天守曲輪南側土塀延長整備率>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	100%	100%	100%	100%
実績	50%	50%	50%	50%

### 【意見】

公園整備事業は重要な施策であるという公園課の意見を勘案しても、事業指標の設定時には、天守曲輪南側土塀の復元方針が決まらないことを想定しておらず、事業が中断している状況を踏まえると、この整備率は事業指標から外すことが適当である。

### (3) 公園整備事業の指標（県協議）について

公園整備事業では、新野球場を含めた遠州灘海浜公園の施設整備等に向けた進捗状況を事業指標としており、直近年度の目標値と実績値の推移は、以下のとおりであった。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	県協議	県協議	県協議	県協議
実績	県協議	県協議	県協議	県協議

目標と実績が「県協議」となっている要因を公園課に質問したところ、以下の回答を得た。

- ・事業指標の名称が「新野球場を含めた遠州灘海浜公園の施設整備等に向けた進捗状況」であることから、進捗状況として各年度の実施内容を記載している。
- ・新野球場の整備は県が実施主体であるため、新野球場を含めた浜松市による遠州灘海浜公園の施設整備に係る進捗状況を数値化することは難しい。
- ・新野球場を含めた遠州灘海浜公園の施設整備は、市にとって行政上の重要課題であるため、進捗状況を数値化できないとしても、事業シートに載せて開示したい。

### 【意見】

事業シートには、前年度と当年度の事業実施内容の記載欄があるが、県協議の具体的な内容の記載が見当たらないため、できるだけ具体的な内容を記載することが望ましい。

また、数値化できない事業指標では、目標と実績の管理ができず、数値化できないのであれば、指標を削除することが適当である。



## 4 公園施設長寿命化事業

### (1) 公園施設長寿命化計画（遊戯施設）について

公園管理事務所では、平成 25 年（2013 年）3 月に浜松市公園施設長寿命化計画（遊戯施設）を策定している。長寿命化計画とは、公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的とした計画である。計画の概要は次のとおりである。

計画期間	平成 26 年（2014 年）度～令和 5 年（2023 年）度
対象公園数	386 公園
対象公園施設数	2,151 基
概算費用合計（10 年間）	392,735 千円
コスト縮減効果（単年度）	3,431 千円

2014 年度～2023 年度の長寿命化計画の実績は、次のとおりである。

年度	計画事業費（千円）	実績金額（千円）	差額（千円）	
2014	26,720	16,529	-10,191	
2015	11,720	15,071	3,351	
2016	12,105	11,599	-506	
2017	8,895	22,775	13,880	
2018	12,790	19,808	7,018	
2019	83,760	38,749	-45,011	
2020	58,905	25,669	-33,236	
2021	34,465	53,229	18,764	
2022	44,080	46,671	2,591	
小計	293,440	250,100	-43,340	
2023	99,295	81,900	-17,395	(注)
合計	392,735	332,000	-60,735	(注)

(注) 2023 年度の実績金額は 12 月末現在の金額のため、差額も含め確定値ではない。

実績金額が確定している 2014 年～2022 年の 9 年間の計画事業費合計は、293,440 千円、実績金額の合計は 250,100 千円である。金額ベースで見た場合の進捗率は 85.2%であり、計画に比べると実績に遅れが出ている。2023 年度までに更新・補修の予定があったものの、実施をしていない遊具は、基本的には、2024 年度以降に事業が繰り越されることになる。

また、公園管理事務所では、令和5年（2023年）3月に2024年度～2033年度の浜松市公園施設長寿命化計画（遊戯施設）を新たに策定している。計画の概要は次のとおりである。

計画期間	令和6年（2024年）度～令和15年（2033年）度
対象公園数	589公園
対象公園施設数	2,415基
概算費用合計（10年間）	880,313千円
コスト縮減効果（単年度）	計画対象施設は全て遊戯施設のため算定していない。

新計画において、前計画から2024年度以降に繰り越される遊具がどのくらいあるかを確認したところ、合計で481件、計画事業費は130,347千円であった。年度別の事業計画は次のとおりである。

（金額：千円）

年度	補修		更新		合計	
	基数	金額	基数	金額	基数	金額
2024	4	4,569	1	2,100	5	6,669
2025	7	4,602	1	286	8	4,888
2026	27	7,968	4	8,892	31	16,860
2027	22	8,147	2	1,336	24	9,483
2028	27	6,890	-	-	27	6,890
2029	54	26,183	-	-	54	26,183
2030	70	16,613	-	-	70	16,613
2031	131	18,575	-	-	131	18,575
2032	60	10,023	-	-	60	10,023
2033	71	14,163	-	-	71	14,163
計	473	117,733	8	12,614	481	130,347

この計画を見ると、コストの高い更新よりも、コストの低い補修のほうが圧倒的に多いこと、事業の実施予定は、計画期間の前半よりも後半のほうが多くなっていることがわかる。理由を確認したところ「小規模な修繕等を実施することにより、遊具の健全度判定が改善され、次回の補修時期を先送りすることが可能となった」とのことであった。市は、このような方法により、遊具の長寿命化に努めていることが理解できる。

一方で、新計画は、前計画と異なり、公園管理事務所の所管するすべての公園を対象としており、対象施設もすべての遊具を含んでいる。その影響もあり、10

年間の概算費用合計は 880,313 千円であり、単年度当たりになると 88,031 千円となっている。

さらにこれに加えて、一般施設（8公園が対象）の長寿命化計画の概算費用が 9,879 千円、それ以外にも、長寿命化計画の対象とはなっていない一般施設の補修費、照明施設の LED 化などのコストも事業費に含まれることになる。これらを合算すると、今後 10 年間で平準化された長寿命化事業費は、年間 1 億円を超えることが見込まれる。

長寿命化事業費の令和 5 年度予算は、遊具以外の施設も含めて概ね 88,000 千円であり、来年度以降の概算見込額 1 億円を下回っている。今後、予算を増額しない限り、計画に比べて、遊具などの補修が先送りされることが予想される。

### 【指摘】

前述したとおり、浜松市の公園には、ハザードを除去しなければならない遊具が多数存在している。現状の予算では、本来必要な遊具の補修・更新が実施できず、年々計画との乖離が大きくなるおそれがある。遊具の安全性が確保できなくなるのではないかと危惧されるところである。

長期的に遊具の安全性を確保し、利用者の事故を未然に防ぐためには、まずは、最低限必要となる予算を確保し、必要な補修や更新を先送りすることなく、確実に実施することが必要である。

また、予算が確保できない場合には、将来的には遊具や一般施設を減らして、コストを削減することについても検討する必要がある。2,400 を超える遊具があれば、それだけの維持管理コストが長期的には発生することになる。利用状況によっては、削減可能な遊具もあると考えられる。

さらに、予算確保のためには、新たな収入源を増やすための方法も検討しておく必要がある。

## （２）事業内容と事業指標について

公園管理事務所では、「市公園における公園施設について、今後進行する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の削減と平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修費等の予防保全的な管理の下で、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を図ることにより、市民に安全安心で快適な公園を提供する」ために、公園施設長寿命化事業を実施している。

この事業は、浜松市公園施設長寿命化計画（遊戯施設）と浜松市公園施設長寿命化計画（一般施設）の 2 つ計画にもとづいて実施しており、2022 年度の事業実施内容と事業指標は、以下のとおりである。

## ① 事業実施内容

浜松市公園施設長寿命化計画（遊戯施設）と浜松市公園施設長寿命化計画（一般施設）の「公園施設の長寿命化のための基本方針」にもとづき、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等は、『※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）』によって決められており、監査対象年度である令和4年度の実績は以下のとおりである。

- ・遊戯施設長寿命化事業の次期計画（2024年度～2033年度）のための健全度調査、計画策定を行った。
- ・中田公園ほか6公園で7基の遊具の更新を行った。
- ・遠州灘海浜公園ほか1公園で2施設（四阿 アズマヤ、トイレ）の更新を行った。

### 【意見】

浜松市公園施設長寿命化計画（遊戯施設）と浜松市公園施設長寿命化計画（一般施設）における長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等は、各計画ともに、別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）によるとしているが、浜松市ホームページを探しても見当たらなかった。

各計画は10年という長期にわたるものであり、市民に対し、具体的対策、対策内容・時期等を明確にするためにも、各計画と併せて「公園施設長寿命化計画調書」もホームページ等で開示することが望ましい。

## ② 事業指標

### 【指摘】

公園施設長寿命化事業においては、事業の指標がないため、公園管理事務所に確認したところ、公園施設（特に遊戯施設）については、毎年の点検結果を踏まえた対策順位の見直しを行うほか、日々の巡視や市民からの通報等による修繕依頼に伴う随時補修対応を実施していることから、長寿命化計画に即した目標設定は困難であるとのことであった。

しかし、「市民に安全安心で快適な公園を提供する」ことを目的として、長寿命化計画を策定し、事業に取り組んでいることを鑑みれば、各計画期間内で達成可能な何らかの目標設定は必要である。

### 【3】公園別視察結果

#### 1 遠州灘海浜公園

##### 【公園の概要】

公園名	遠州灘海浜公園
所在地	南区中田島町
開設年月日	1961年7月1日
面積	432,859.63 m <sup>2</sup>
公園種別	広域公園
環境地形特徴	天竜川河口から舞阪町境までの約15km、面積670.5haの広大な計画区域をもち、松林と砂丘が連坦する景勝地である。5月の浜松祭り(凧揚げ)など浜松市の観光拠点のひとつである。

なお、【公園の概要】について、本報告書では、都市公園台帳または市の提供資料の内容を記載している（以下同じ。）。

##### 【監査結果】

視察日：2023年8月25日、11月27日

#### （1）樹木の状況（風車公園）

現地視察の結果、樹幹の不自然な傾斜、樹幹の亀裂等、樹幹のキノコ、落枝などが散見された。以下はその一例である。

##### ① 樹幹の傾斜





② 樹幹の亀裂等



③ キノコの生えた木



④ 落枝



## ⑤ 伐採後の樹木



### 【指摘】

風車公園内には、樹幹が傾斜した木、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木などが見受けられた。木によっては、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。

遠州灘海浜公園は、昭和 36 年（1961 年）7 月開設の公園であり、開設から 60 年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。

倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。

### 【指摘】

伐採した木が、短く切られたうえ、丸太状態で長期間置かれたままになっている箇所が散見された。自然分解のための放置、再利用のための仮置きなどによることも考えられるが、基本的には、公園利用者の支障とならないよう、置き場所やその後の管理に留意する必要がある。

## （2）樹木の状況（江ノ島地区）

2023 年 8 月 25 日



11 月 27 日



## 【指摘】

江ノ島地区の駐車場付近にある一部の松には松枯れがあり、その中には、枝が隣接道路上に伸びている松や、伸びつつある松があった。

指定管理者に質問したところ、松枯れの治療方法がなく、過去に枝の落下があった（被害はなかった）とのことであった。

江ノ島地区の隣接道路は通行量が多く、松枯れにより松が落ちると被害が出る可能性があるため、早めの松枯れ対策が必要である。

## （3）看板の劣化

浜松市は、公園における安全性や管理上の問題を踏まえ、浜松市都市公園条例で行為の制限や禁止事項を定め、公園利用者が安全・安心して利用できるように周知を図るべく、看板を設置している。

遠州灘海浜公園（風車公園、凧場公園、江ノ島地区）を視察したところ、設置してある看板が、2012年8月31日に江ノ島プールを閉鎖した事実を反映しておらず、古いままであった。また、看板の劣化もあった。

（風車公園）



看板に江ノ島プールが載ったままである  
（グレーにはなっている）

（江ノ島地区）



看板に江ノ島プールが載ったままである



(凧場公園) 看板が劣化



### 【指摘】

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。

### (4) 野鳥観察小屋の環境整備

風車公園内の野鳥広場の一角に野鳥観察小屋があり、水辺や自然に集まる野鳥を観察することができるようになっている。

小屋の内部を視察したところ、以下のとおりであった。

#### ① 白紙の看板



### 【指摘】

小屋内部の壁に、白紙の看板がならんでいた。担当者に質問したところ、過去の具体的な展示内容は不明であるが、本来、野鳥公園小屋の利用者に対し、野鳥の名前や種類などを明示していたと考えられるとのことであった。

今一度、看板の目的を振り返り、看板を有効活用すべきである。また、看板を使用しないのであれば、景観上、撤去することが必要である。

### ② 野鳥のフン

#### 【意見】

小屋の内部のいたるところに、野鳥のフンが散見された。担当者に質問したところ、鳥の飛来時期によるところがあり不定期で清掃を行っているとのことであった。

小屋の立地上、ある程度の野鳥のフンはやむを得ないと考えるが、利用者からすると、できるだけ清潔であることが望ましい。清掃をこまめに行ったとしても、すぐに汚されることが考えられるため、小屋内への侵入を防ぐ方策（ネット等）で対応することが望ましい。

### （５）津波避難マウンドの鍵付きベンチ

風車公園には津波避難マウンドがあり、そこには鍵付きのベンチがある。

公園管理事務所と指定管理者にベンチ内の保管物を質問したところ、ベンチの管理は危機管理課であるためわからないとのことであった。



後日再確認したところ、以下のとおりであった。

- ・ 鍵付きベンチ内に保管物はなく、空である
- ・ 鍵付きベンチの鍵は、風車公園内にあり市職員が常駐している「浜松まつり会館」で管理している

### 【指摘】

風車公園は日常的に指定管理者が管理しており、仮に津波避難があったときのことを考えると、鍵付きベンチの鍵の保管場所や保管物について、継続的に指定管理者と危機管理課の両方で情報共有しておく必要がある。

### （６） 凧場公園の健康遊具

凧場公園のひょうたん池周辺には、複数種類の健康器具が、使用方法を紹介した看板とともに設置してある。

公園内にある各遊具について、委託業者が作成した点検報告書により現地踏査を実施したところ、これらの遊具は点検報告書に記載されていなかった。担当者に質問したところ、「担当課（及び委託業者）が当遊具を把握できていなかったため点検報告書はないが、指定管理者による日常点検並びに専門業者による年1回の点検の対象としていたことから、遊具の使用に関しては問題ない」とのことであった。



### 【指摘】

遊具の点検にあたっては、点検報告書にすべての遊具を漏れなく記載し、それぞれの状態（総合判定、使用可否、ハザート、劣化判定、塗装判定等）を一目でわかるように、継続的にとりまとめる必要がある。

### （７） マンホールの露出

#### 【意見】

公園内にマンホールが露出している箇所があり、利用者の転倒の危険があるように思われた。転倒による事故を未然に防ぐため、応急措置を実施することが望ましい。



## **(8) 利用者増加への取り組み**

遠州灘海浜公園（中田島地区）は、馬込川をはさんで南側が浜松市営の「風車公園」、北側が静岡県営の「石人の星公園」という立地関係にある。

新聞報道によれば、県営の遠州灘海浜公園の2022年度の利用者数（実績）は111,751人で、2028年度の目標利用者数は118,000人とされている（2023年11月25日付静岡新聞）。監査人が現地を視察したのは平日であったことも影響していると考えられるが、市の公園利用者数は、県の実績値や目標値と比較すると少ないという印象を受けた。また、県は「目標達成に向け、計画案にはデジタルトランスフォーメーション（DX）や持続可能な開発目標（SDGs）の視点も取り入れた。イベントの発信や園内情報の提供、施設管理などにデジタル技術を活用し、多様化する利用者ニーズに対応する。」としている（同新聞）。

両公園とも指定管理者が管理しているため、それぞれのホームページでイベントの開催情報を確認したところ、県の公園では、2024年1から3月までほぼ週1回のペースで定期的にイベントが開催される予定である。ホームページにはイベントカレンダーが掲載されており、カレンダーをクリックすれば、詳細な情報が確認できるようになっている。一方、浜松市の公園については、イベントが実施されていることはわかるが、具体的な開催日時などは、ホームページを見てもまったくわからない状態である。また、イベント以外の情報を見ても、県の公園のほうが、情報の充実度が高いように感じられた。

### **【意見】**

風車公園は、園内に浜松まつり会館があり、日本三大砂丘の一つである中田島砂丘に隣接する公園である。イベントの内容やホームページ等による情報提供を充実させ、積極的にPRを行うなど、利用者増加への取り組みが必要と考える。

## 2 浜松城公園

### 【公園の概要】

公園名	浜松城公園
所在地	中区元城町
開設年月日	1950年5月1日
面積	97,409.53㎡
公園種別	総合公園
環境地形特徴	浜松市の中心街にある唯一の総合公園である浜松城公園は、古くから徳川家康の出世城として広く全国に知られている浜松城の城郭（市史蹟）を中心にした公園であり、春には“さくらの花”を楽しむ市民の憩いの場所となっている。浜松市の戦災の国民的復興と呼応するように作左山を中心とした丘陵地に、昭和25年浜松子供博覧会が開催されると同時に動物園を開園し、「フジヤマのトビウオ」と言われた古橋廣之進を生んだプールでは、昭和32年、国民体育大会が開催された。又、昭和33年、浜松城天守閣が市民の浄財により再建された。その後、昭和52年に天皇御在位五十年記念公園として全国11カ所の一つに指定され、建設省から事業認可を受け施工面積11.8haを中心市街地にふさわしい総合公園として整備すべく、昭和57年迄にはプールを遠州灘海浜公園江之島水泳場に移転、動物園をフラワーパークに隣接する地に建設しながら、その跡地を浜松城公園として経済的、社会的な困難を克服しながら整備した。

### 【監査結果】

視察日：2023年9月26日、10月10日

#### (1) 遊具

浜松城公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載されているものは6件、そのうち「使用不可」と判定されているものは4件あった。

「特記事項」の記載のある6件のうち、修繕実施済のものが3件、撤去済のものが1件あり、残り2件の内容は、次のとおりである。

なお、以下では、遊具の名称、点検業者の調査結果については、市の提供資料の内容を原文のまま記載している。

① フィールドアスレチック (デコボコピクニック)

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C001-1	C	不可	3	c	3歳～6歳
備考 (総括書)					
頭部胴体の挟み込み 落下時基礎露出 支柱部腐朽 修繕が必要です。					



落下時基礎露出箇所については、指定管理者により埋められており、支柱部腐朽についても、2023年6月に腐朽部材の交換が行われ、対応済であった。

ただし、頭部胴体の挟み込み（ネット部分と梯子部分）については、措置が行われておらず、使用禁止にもなっていない。

**【指摘】**

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。指定管理者により、修繕等の措置は行われているが、頭部胴体の挟み込みの危険性がなくなったわけではない。

頭部胴体の挟み込みについても、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

② フィールドアスレチック (丸太のトンネル)

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C001-4	C	可	2	c	3歳～6歳
備考 (総括書)					
支柱部腐朽 手すり部腐朽 修繕が必要です。					



### 【意見】

支柱部腐朽も手すり部腐朽も対応済であったが、円筒内のボルトのキャップが外れているもの（写真右）が、複数見受けられた。ネジが露出している箇所については、子どもの衣服等が引っかからないよう、何らかの措置を実施することが望ましい。

また、遊具まわりに樹木の根が出ており、子どもが躓く恐れがあると思われるため、これについても取り除くことが望ましい。

### （２）冒険広場のスズメバチ



### 【指摘】

冒険広場にスズメバチの巣があり、視察した日にも、何匹かスズメバチがいた。子どもの遊び場（冒険広場）であり、近くに遊具もたくさんあるため、スズメバチの巣ごと駆除することが必要である。

なお、市では、監査日現在は、スズメバチが活発に動いている時期であることを考慮し、11月以降に駆除する方針とのことである。

### (3) 冒険広場の立入禁止場所

#### 【意見】

交換・補充用の土・砂の置き場となっている箇所があった。

バックヤードがないため、子ども用プールの自転車置き場の横に置いているとのことである。

屋外で風雨にさらされた状態となっているため、他の保管方法についても検討することが望ましい。



### (4) 立入禁止の案内



浜松城公園内の立入禁止区域については、柵がきれいに設置されているところもあれば、テープが貼られているところ、工事で利用される木製のバリケードが置かれているところもあった。立入禁止の目的は達成されるだろうが、公園としての景観は損なわれていると思われる。

担当者に確認したところ、柵の設置は、文化財保護法との関連で手を加えることが難しく、公園管理事務所の意向だけでは決められないとのことであった。



### 【意見】

浜松城公園が市外からの来園者も非常に多い公園であることを考慮すると、本来は、都市公園としての安全性と景観を損なわないような方法により、立入禁止とすることが望ましい。文化財課と話し合いのうえ、最善の方法について検討することが必要である。

### (5) 看板①

#### 【意見】

半分埋まったような看板があり、何のためのものかわからなかったため、指定管理者に確認したところ、ここは落ち葉の集積場所となっており、当該看板は落ち葉を堰き止めるために使用しているとのことであった。



本来必要な看板が落下して、半分埋まったようにも見えるため、他の方法があれば、この看板は撤去することが望ましい。

### (6) 看板②

#### 【意見】

「城内禁煙」の右側にある張り紙が剥がれており、その柵も割れているように見える。張り紙も柵も直すことが望ましい。



## (7) 石垣の雑草

浜松城石垣に雑草が生えているが、崩落の危険等があり、除草が困難な状況となっている。

この除草は、作業の面からは、作業者の安全確保が求められる一方で、文化財課からは、石垣の保護が求められており、公園管理者としては、ベストな手法がわからないのが現状とのことであった。



### 【意見】

公園管理者として非常に難しい立場にあることは理解できるが、このまま時間が経過すると、雑草がどんどん成長してしまい、除草作業がいつそう大変なことになると思われる。他市の対応等を参考に、引き続き、ベストな手法を探っていただきたい。

## (8) 樹木の状況

### ① 倒木



倒木が置かれていた場所

### ② 樹幹の傾斜



### ③ キノコの生えた木



公園内には、倒木（枝）注意の看板が散見された。また、園路に向かって傾斜した木、樹幹に亀裂等がある木、サルノコシカケ等のキノコが発生している木も見受けられた。サルノコシカケが幹の下部に発生しているということは、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。これは、まだ措置を取るほどの危険性はないという、指定管理者の判断による対応とのことであった。

#### 【指摘】

浜松城公園は、昭和 25 年（1950 年）5 月開設の公園であり、開設から 70 年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。

倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。

## (9) 石畳のアート (バリアフリー化)



美術館前の歩道には、石畳のアートが施されているが、このアートが段差となっており、歩きにくいだけでなく、躓く危険があると思われる。実際、歩行者を見ると、このアートを避け、脇にあるバリアフリー通路を利用している人が多かった。歩道に段差の生じるアートを埋め込んでいる状態は、園路として適さないと感じられた。



この点について担当者に確認したところ、「アートのある園路ができたのが相当古い時期のため、当初の設置の経緯がわからなくなっている」とのことであった。

### 【意見】

浜松城公園は、観光客だけではなく、散歩やラジオ体操等の目的で地元の高齢者も多く訪れている。歩行者の転倒などによる事故を防ぐため、石畳アートの必要性について検討するとともに、園路のバリアフリー化についても検討することが望ましい。

## (10) 園内案内等

### 【意見】

浜松城公園の案内図では、それぞれの場所の名称が記載されているが、実際にその場所に行っても、その場所には名称が表示されていないか、あったとしても気がつきにくい。監査人は園内で「スターバックスへはどう行けばいいのか?」「美術館へはどう行けばいいのか?」と聞かれたこともある。園内での案内表示が不足しているように思われる。また、作左の森、石舞台などについても、何かしらの説明があったほうが、観光客にとっては望ましい。

### 3 佐鳴湖公園

#### 【公園の概要】

公園名	佐鳴湖公園
所在地	西区入野町
開設年月日	1968年12月1日
面積	504,308.64㎡
公園種別	総合公園
地形特徴	JR浜松駅より西へ約4.0kmに位置し、水と緑に恵まれた風向明媚な環境にあり、古くから自然散策や野鳥観察等の場として市民に親しまれている。

#### 【監査結果】

視察日：2023年8月18日

#### (1) 遊具

佐鳴湖公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが2件あった。内容は次のとおりである。

##### ① フィールドアスレチック

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W004-1	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 頭部胴体の挟み込み 支柱部腐朽 梁部腐朽					

委託業者の点検では、「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察」とのことであった。



### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出、頭部胴体の挟み込み等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

### ② フィールドアスレチック

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W004-2	D	不可	3	d	6歳～12歳
備考（総括書）					
【使用禁止】頭部胴体の挟み込み 梁部腐朽					

### 【指摘】

委託業者の点検では、「使用不可」と判定されており、現地視察の時点では、使用禁止の措置が取られていた。理由については、「支柱部の腐食が進行したため」とのことである。

今後は、補修により対応する方針であるが、具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まってはいない。早急に対応する必要がある。



### (2) 看板の劣化

佐鳴湖公園を視察したところ、看板の劣化が見受けられた。



## 【指摘】

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。

## (3) サンクンガーデンのせせらぎ水路

公園の北西部にはサンクンガーデンがあり、中央部にせせらぎ水路がある。水路を視察したところ、水が通っておらず、景観が整っていない状態であった。

速やかな修繕の実施による景観の保全が必要と考え、公園管理事務所に確認したところ、以下のとおり回答があった。

- ・令和5年6月に噴水が故障し、現在、修繕方法等を調整中である
- ・予算の優先順位から、噴水が故障したままでも、やむを得ないと考えている
- ・浜松市内の都市公園である雄踏総合公園では、水路に水が通っていない状態にしている



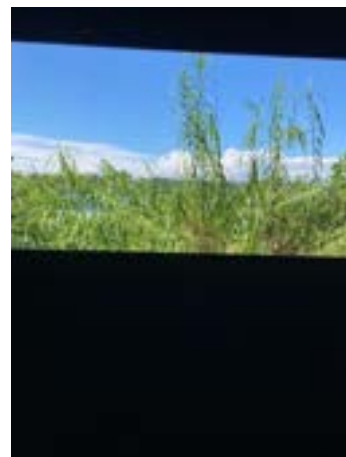
## 【意見】

予算の都合により、噴水の速やかな修繕ができない点については、やむを得ないと考える。一方、従来と異なり噴水の修繕を控える状態が続くようであれば、空の水路につき、景観や安全性等に問題がないよう、取り組んでいただきたい。

#### (4) 野鳥観察小屋

公園の南東岸には野鳥観察舎があり、舎内の窓から野鳥を観察することができるようになっている。

観察舎を視察したところ、湖畔の雑草により、野鳥を観察しづらい環境にあった。公園管理事務所に質問したところ、「湖畔の雑草管理は県の管轄であり、市は要請することしかできない」との回答であった。



#### 【意見】

現状、野鳥観察舎は上記の環境であり、野鳥を観察するという本来の設置目的を果たしていないと考えられるため、今後も継続して、県へ雑草処理を依頼していただきたい。

#### (5) 設置者不明の自然道

<市が整備した山道>



<自然道（過去から利用者が歩いてきた道）>





公園の北東部と北西部には多くの山道があり、公園利用者が散策できる環境になっている。

山道を視察したところ、市が整備した山道（以下、市整備山道）と、設置者不明の山道（以下、自然道）があった。

### **【指摘】**

今回の視察において、市整備山道と自然道を歩いたが、双方とも問題なく歩くことができた。しかし、設置者不明の自然道には朽木があったため、担当課に管理責任者を確認したところ、自然道は公園区域内であるため、市が管理責任者として、朽木等の危険木や危険個所の補修等を実施するとのことであった。

視察時に確認した朽木については、伐採の有無を検討するとともに、自然道についても、市整備山道と同様の管理体制を整備、運用する必要がある。

## 4 館山寺総合公園

### 【公園の概要】

公園名	館山寺総合公園
所在地	西区館山寺町
開設年月日	1979年4月1日
面積	450,960 m <sup>2</sup>
公園種別	総合公園
環境地形特徴	浜名湖随一の景勝地として名高い館山寺温泉に隣接し、フラワーパークと動物園の2つの施設からなる。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月18日

#### (1) 遊具

館山寺総合公園には、点検業者が「ハザード3」と判定した遊具（こども広場の複合遊具）が1点あったが、現場視察をした時点では、使用不可の措置が講じられていた。この遊具については、2023年10月に改修工事が終了し、現在は使用可能となっているとの回答を得た。また、それ以外にも、監査人が気になった遊具が1点あり、その内容は次のとおりである。

##### ① 観覧車

こども広場の観覧車について、2022年7月15日付で点検業者から提出された定期点検報告書では、「使用年数が40年に近づいています。施設の老朽化が見受けられますので、施設更新をご検討をお願いします。」との指摘がある。現場視察した時点では、この観覧車は通常稼働していた。この点について、緑政課に確認したところ、「37年が経過しているが、メーカーからは、駆動部等の部品交換など法定点検とメンテナンスを実施していれば、今すぐの更新ではなく、長寿命化させることは出来ると確認している。当面は、安全運転に必要なメンテナンスを実施し、稼働させていく。」との回答を得た。

### 【指摘】

緑政課では、法定点検等と維持管理を適正に実施し、安全が確認できれば、稼働は可能と考えている。しかし、この観覧車について、点検業者は「使用年数が40年に迫り、老朽化のため更新の検討が必要」と指摘しており、近い将来、更新の可否について、市の判断が必要になることが想定される。観覧車の更新は、

多額の予算が必要となるため、早い段階から更新計画を策定するなど、今後の対応について検討しておくことが必要である。

## (2) 園路

### ① 舗装の劣化

園路(こなみの森コース)に、舗装が劣化している箇所があった。この劣化について、緑政課に確認したところ、指定管理者による応急的な修繕が必要な状況と考えられるとの回答を得た。



#### 【指摘】

公園を視察した際には、高齢者や幼児連れの親子が散歩している姿を見かけた。

車いすは通行できない園路ではあるが、通常の歩行でも躓く可能性のある舗装の劣化である。市は、指定管理者との協議、適切な指示等により、公園利用者が転倒することのないよう、安全性の確保に努める必要がある。

### ② 通行禁止の園路



#### 【指摘】

原種つつじ園と八重桜並木の中の園路(こなみの森コース上、つり橋付近)には、通行禁止となっている箇所がある。この場所では、通行禁止の措置が続いているとのことであるが、それは、園路としての機能が維持されていないことを意味する。このような状態が長期化することを避けるため、市は、指定管理者と協議し、廃止を検討するなどの対応が必要である。

### (3) 樹木の説明表記

原種つつじ園と八重桜並木の中の園路（こなみの森コース西側入り口付近）に、表面が劣化し不明瞭な説明表示があった。この点について、緑政課に確認したところ、「指定管理者と協議し、作成し直すべきである」との回答を得た。



#### 【指摘】

この表示板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、案内板設置の目的が十分に達成できない。

また、本来であれば、表示板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が表示板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。

## 5 雄踏総合公園

### 【公園の概要】

公園名	雄踏総合公園
所在地	西区雄踏町
開設年月日	1982年3月25日
面積	169,000 m <sup>2</sup>
公園種別	総合公園
環境地形特徴	浜名湖や、県立自然公園に接する恵まれた自然景勝地に位置する。浜名湖広域レクリエーションの一端を担う施設を配置し、浜名湖の景観の向上及び自然環境に対応した豊かな植物社会の形成を図る。

### 【監査結果】

視察日：2023年9月1日

#### (1) 遊具

雄踏総合公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが4件あった。内容は次のとおりである。

##### ① 複合遊具（木製、鋼製）

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W021-6	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 頭部胴体の挟み込み 登行部腐朽 床部腐朽 支柱部腐朽 滑降部破損 ロープ摩耗 修繕が必要です。					

##### ② 丸太トンネル

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W021-8	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

③ フィールドアスレチック (丸太平均台)

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W021-11	C	不可	3	c	3歳～6歳
備考 (総括書)					
落下時基礎露出 支柱部腐朽 修繕が必要です。					

①複合遊具 (木製、鋼製)

②丸太トンネル

③丸太平均台



委託業者の点検では、「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」とのことであった。

**【指摘】**

これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

④ フィールドアスレチック (丸太登攀ロープ)

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W021-13	C	不可	3	b	6歳～12歳
備考 (総括書)					
頭部・胴体の挟み込み 修繕が必要です。					

委託業者の点検では、「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察」とのことであった。

### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

頭部・胴体の挟み込みについて、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。



### (2) 昇降台（施設番号なし）

雄踏総合公園の芝生広場にある複合遊具（施設番号 06）とフィールドアスレチック/丸太平均台（施設番号 11）の近くの急斜面に昇降台があるが、遊具の点検報告書に記載されていなかった。

公園管理事務所に質問したところ、この昇降台は廃棄予定のため、点検報告書には載っていないが、指定管理者が他の遊具と同様の管理をしているとのことであった。



### 【意見】

点検報告書に載っていない遊具は、点検対象から漏れる可能性があるため、廃棄予定であっても廃棄前であれば、報告書に載せて管理することが望ましい。

また、この遊具は急斜面にあることから、利用者がバランスを崩して落ちて怪我をする可能性がある。現在、廃棄予定の遊具に利用制限はかかっていないが、定期的に利用の可否を検討すべきである。

### (3) 看板の劣化

公園内を視察したところ、劣化している看板が見受けられた。

<剥がれ>



<色が薄い>



<内容が古い>



<色が薄い>



利用料金 300 円のまま

料金改定（令和 4 年 4 月）  
が載ったまま

### 【指摘】

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。

### （４）亀崎ファミリーランドプールの告知

公園内には亀崎ファミリーランドプールがあり、2023年7月14日～8月31日までの利用期間で、利用者が30,000人を超える盛況ぶりであった。

プールの休日は毎週月曜日であり、公園のホームページで告知するとともに、有料駐車場に入る手前に、休日案内看板を設置している。



## 【意見】

プールの休日である月曜日に公園を視察したところ、プールが休みとは知らずに有料駐車場に入ったプール利用者が散見された。

プール利用者に周知方法が十分ではない可能性があるため、休日案内看板を目立つ箇所に置いたり、置く場所を増やしたりするなどの対応が望ましい。

## (5) 駐輪場の屋根破損

公園南部にあるゲートボール場近くの駐輪場を視察したところ、屋根と風よけ板が破損していた。指定管理者に質問したところ、「令和5年6月2日の台風等の影響によるものであり、使用に問題がないため、年度内に修繕をする予定である」との回答であった。



## 【指摘】

現状、駐輪そのものは問題なく使えるとしても、雨が降った際は不便であり、景観はよくないため、計画的な修繕が必要である。

## (6) 電話ボックスの跡地

北駐車場から管理棟に向かう通路にある電話ボックスを視察したところ、すでに固定電話は撤去されており、中には入れない状態になっていた。



## 【意見】

この通路は、駐車場から各公園施設に行くための主要通路であり、今後の利用予定がないのであれば、撤去することが望ましい。

その際、電話ボックスは通路より若干高い場所に設置しており、単純にボックスだけ撤去すると段差が残り躓く可能性があるため、修繕の必要性も併せて検討する必要がある。また、撤去の有無にかかわらず、撤去費用を設置者と設置許可者のどちらが負担するかを、事前に明確化しておく必要がある。

## 6 都田総合公園

### 【公園の概要】

公園名	都田総合公園
所在地	北区新都田
開設年月日	1992年3月31日
面積	236,000 m <sup>2</sup>
公園種別	総合公園
環境地形特徴	都田土地区画整理事業区域内の中ノ町都田線から北西の増沢池周辺部までの区域で、谷部の地形となっている。両側は斜面林に接し、周辺部から隔絶された静かな環境である。自然植生も豊かで湧水もあり、良質な自然環境を有している。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月16日

#### (1) 遊具

都田総合公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが3件あった。そのうち2件は、指定管理者により修繕実施済みであり、残り1件の内容は、次のとおりである。

##### ① 複合遊具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N012-1	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
固い接地面 動線の交差 頭部・胴体の挟み込み 落下時基礎露出 出発部有害な隙間 支柱部破損 梁部腐朽 床部腐朽・摩耗 ロープ摩耗 修繕が必要です。					

委託業者の点検では、「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「ロープほつれ部を補修」とのことであった。

### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出、頭部・胴体の挟み込みなどについて、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。



## （2）ベンチの破損

公園内を視察したところ、破損しているベンチが見受けられた。

### 【指摘】

公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態のため、ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施する必要がある。



## （3）看板の劣化

浜松市は、公園における安全性や管理上の問題を踏まえ、浜松市都市公園条例で行為の制限や禁止事項を定め、公園利用者が安全・安心して利用できるように周知を図るべく、看板を設置している。

都田総合公園を視察したところ、湿気がたまりやすい水辺空間等の自然地形等もあって、看板の劣化が見受けられた。

### <看板の剥がれ>



### <看板の劣化>



### 【指摘】

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。

### (4) わんぱくゲレンデ

公園内には、無料でソリ遊びができる人工芝のゲレンデである「わんぱくゲレンデ」があり、直近年度の利用延べ人数は以下のとおりである。

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
利用延べ人数 (人)	157,626	51,761	49,567	85,295
営業日数 (日)	271	230	190	238

コロナの影響もあるため単純な比較はできないが、徐々に利用延べ人数が戻りつつある状況である。

「わんぱくゲレンデ」の定休日は、毎週火曜日と年末年始(12/29～1/3)となっているが、利用者であるこどもの安全性を考慮し、雨天を休場日としている。また、晴天であっても、人工芝の状態によっては休場としている。実際、公園視察日(2023年8月16日)は本来、夏休み中の営業日であったが、雨空けの人工芝の状態を考慮し休場となっていた。

都田総合公園について、浜松市と指定管理者のホームページを閲覧したところ、当日の営業情報を開示しているページは見当たらなかった。公園管理事務所に確認したところ、従来、指定管理者のホームページで営業情報を案内していたが、新たに都田総合公園のホームページを構築した際に案内がなくなったとのことであった。

### 【意見】

わんぱくゲレンデは、近所のこども達以外も利用することから、ホームページにわんぱくゲレンデの電話番号を載せるだけでなく、当日の営業情報も載せることが望ましい。

### (5) 増沢池の周辺通路

公園内には増沢池があり、池の北側には周辺通路があるため、池畔を歩くことができるようになっている。

周辺通路を視察したところ、雑草が生い茂っていた。指定管理者に質問したところ、「公園利用者の使用頻度が低いため、雑草駆除の優先順位が低い」とのことであった。



## 【意見】

池周辺は湿気が多く、まむしやムカデが多いとのことであり、雑草が生い茂っている周辺通路を歩くのは危険かもしれない。費用対効果の関係から、雑草駆除の優先順位が低いのであれば、周辺通路の入口にマムシ注意の看板を設置する等して、利用者に注意喚起することが望ましい。

## (6) 陥没現場の原因究明と対策

公園内を視察したところ、多目的広場と芝生広場の間にある斜面の一部に陥没現場があり、周辺を立入禁止としていた。指定管理者に陥没の経緯や対策等を確認したところ、以下のとおりであった。

発生年月	内容
令和元年7月	多目的広場と芝生広場の間にある斜面の一部に陥没被害発生
令和元年9月	陥没対策として、浸透マスを設置
令和2年7月	再度、同じ場所で、陥没被害発生
令和2年11月	陥没対策として、土を搬入して埋め込む
令和3年3月	再度、同じ場所で陥没被害発生
令和3年3月以降	陥没原因が不明で改修方法が確定できず、陥没のまま安全対策として、陥没周辺に立入禁止処置



## 【指摘】

陥没現場を立入禁止としており、公園利用者の安全性に大きな問題はないと考える。しかし、令和5年度においても陥没範囲は拡大しており、修繕費用の増加が想定されるため、早期の原因究明と対策の実施が必要である。

## 7 四ツ池公園

### 【公園の概要】

公園名	四ツ池公園
所在地	中区上島
開設年月日	1941年9月1日
面積	188,570.6㎡
公園種別	運動公園
環境地形特徴	運動場地区は、西側が松林に覆われた傾斜地で、他の三方は住宅街に囲まれている。四ツ池地区は、南北が自然林に囲まれ、灌漑用のため池がある。 四ツ池地区には食虫植物が自生していたが、現在は絶滅した。

### 【監査結果】

視察日：2023年9月26日、10月13日、10月17日

#### (1) 遊具

四ツ池公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載されているものは3件（うち「使用不可」と判定されているものは2件）あった。内容は次のとおりである。

##### ① 複合遊具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C007-1	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 支柱部腐朽 修繕が必要です。					

(遊具全体)



(落下時基礎露出)



この遊具は、支柱部腐朽により使用禁止としていたが、人気のある遊具で修繕を要望する声が多かったことから、2023年7月に支柱部腐朽部材の交換を行い、現在は使用可能となっている。ただし、落下時基礎露出については、応急措置等は実施されておらず、具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まってはいない。

#### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

#### 【指摘】

遊具のリスト上は、対象年齢が「6歳～12歳」となっているが、大人向けの健康器具であるため、リストの修正が必要である。

#### 【意見】

この遊具には、使用法の記載されたプレートがあるが、日焼け等により表示が不鮮明となっていた。更新することが望ましい。

(使用法の表示が不鮮明)





② 4人用ぶらんこ

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C007-9	C	可	2	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
着座部・腐朽 修繕が必要です。					

（着座部腐朽）



（塗装の剥がれ）



ぶらんこ着座部の樹脂シートが手で剥がせそうな状態であり（写真左）、ぶらんこ上部も塗装の剥がれが目立っていた（写真右）。

点検業者は「修繕が必要」としているが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、修繕は行われていない。

**【指摘】**

この遊具は、点検業者が「着座部・腐朽 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。

事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

③ ぶらんこ柵

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C007-10	C	可	2	c	
備考（総括書）					
支柱部腐食 修繕が必要です。					

ぶらんこ柵は、支柱部腐食が始まっている箇所があり、点検業者は「修繕が必要」としているが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、修繕は行われていない。

また、委託業者に特記事項の記載はないが、ぶらんこ柵の下のコンクリートは「落下時基礎露出」にあたる部分があり（写真左）、点検表では「否」の判定となっている。

（落下時基礎露出）



（支柱部腐食）



#### 【指摘】

ぶらんこ柵は、点検業者が「支柱部腐食 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。

柵自体は、子どもの使用するものではないが、遊具と同様、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

#### 【指摘】

国土交通省の指針には、「基礎部分が露出している場合は、原則として埋め戻しなどによる対策が必要であるが、これらの対策が困難な場合は、露出している基礎部分をラバーなどの衝撃吸収材で覆う」とある。

ぶらんこの支柱と柵の下のコンクリートが剥き出しになっている部分については、国土交通省の指針に従い、応急的な措置により、露出している基礎部分をラバーなどの衝撃吸収材で覆うなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

また、以下の遊具（砂場）は、点検業者の調査結果には特記事項の記載はないものの、気になる点が見受けられた。

#### ④ 砂場

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C007-12	B	可	2	B	3歳～6歳
備考（総括書）					
記載事項なし					

（砂場内の雑草）



（砂場内の遊具）



#### 【意見】

この砂場には雑草が生えており、砂も固い状態であった。また、砂場内に遊具が設置されている。当初は、このような設置も可能であったが、現行の基準では、砂場内に遊具を設置することはできないことになっている。本来は、同一箇所に複数の遊具が混在している状態を避ける必要がある。

この砂場は、一般の砂場に比べると、面積が相当広いため、砂場の部分を縮小し、雑草のない箇所だけを砂場とするなど、再整備することが望ましい。

#### （２）樹木の状況

##### ① 倒木



② 樹幹の傾斜



③ 樹幹の亀裂等



④ キノコの生えた木



⑤ 落枝



四ツ池公園内には、複数の倒木があり、それ以外にも、傾斜した木、樹幹に亀裂等がある木、キノコが生えている木、落枝などが多く見受けられた。

倒木箇所は危険表示がなされていたが、倒木の恐れがある木に対する対応がどうなっているのか気になるところである。

公園管理事務所に確認したところ、四ツ池公園は老朽化した樹木が非常に多いため、まずは園路から10m以内にあり、園路に向かって倒れる危険性がある木に限定して、危険性の調査を実施している（令和4年度）。そして、調査により危険と判断された木については、伐採を始めている（令和5年度）とのことであった。

### 【指摘】

四ツ池公園では、今年度においても、複数の倒木が発生しているが、事前に危険性を察知し、伐採するなどの対応を取ることはできなかった。今年度は、四ツ池公園の周辺道路で発生した倒木により、人的・物的事故も起こっており、危険木の調査、伐採が後手に回っている印象がある。

また、市は令和4年度から危険木の調査を開始し、5年度に伐採が終了する予定であるが、この業務では、園外周の樹木など、調査の対象外となっているものも多い。

現在、調査対象外となっている区域についても、倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高いと判断した区域については、引き続き調査等を実施していく必要がある。

### （3）園路

水捌けが悪いように見える園路があった。公園管理事務所に確認したところ、これは、雨が降った後、山のほうから雨水が流れてくることから生じる自然現象であり、特に危険なレベルではないと判断し、現状では、特に対策を検討しているわけではないとのことであった。



### 【指摘】

四ツ池公園を視察した際には、高齢者やベビーカー利用者が散歩している姿を多く見かけた。雨が降った後など、園路が滑りやすくなり、公園利用者が転倒することのないよう、安全性の確保に努める必要がある。

#### (4) 芝生公園

##### ① 雑草

2023年9月26日撮影



雑草が生い茂っており、芝生と呼べる状態ではなかった。

雑草の処理については、年に4回実施しており、年内にもう1回実施する予定とのことであった。

2023年10月17日撮影



10月17日の午後には、雑草がきれいに刈り取られており、公園が使用可能な状態となっていた。

##### 【意見】

9月26日、10月13日の公園視察時には、大人の膝近くまで雑草が伸びており、子どもが芝生で遊べる状態ではなかった。実際、9月26日午後の視察時に、3人の子どもたちが公園内に入ろうとして、雑草の状態を見て入るのをあきらめ、他へ移動していったのを監査人は目撃している。

また、園路から大人用の遊具までは、雑草が踏みならされた跡がある。大人は雑草を踏んで遊具を利用するが、子どもは雑草を避け、公園の利用をあきらめているかのようにであった。

四ツ池公園は、来園者の多い公園であるため、芝生公園においても、子どもが楽しめるよう、雑草の処理回数を増やすことが望ましい。

## ② 遊具

2023年9月26日撮影



(雑草で遊具が見えない)



芝生公園に遊具（健康器具：足ふみ）があるが、雑草により、遊具があることに気がつきにくい状態となっている。

2023年10月17日撮影



(雑草処理後も遊具が見えない)



10月17日の午後には、雑草がきれいに刈り取られていたが、芝生公園内にある健康器具（足ふみ）については、雑草処理後も、遊具があることに気がつきにくい状態のままであった。

### 【指摘】

芝生公園内にある健康器具（足ふみ）については、雑草処理後も、遊具があることに気がつきにくい状態となっており、利用されていないのではないかと危惧される場所である。

遊具が見える状態にして利用を促すか、不要と判断し撤去するなど、状況に応じた措置が必要である。

## (5) 看板等

芝生公園内の看板は、雑草だらけで近づきにくい状態であった。また、剥がれや劣化があり、何の案内なのか、わからないものもあった。



### 【指摘】

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。



## (6) ベンチ



### 【指摘】

四ツ池公園内には、劣化しているベンチが散見された。また、利用しにくい場所に設置されているテーブルとベンチもあった。

ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。

## 8 和地山公園

### 【公園の概要】

公園名	和地山公園
所在地	中区和地山
開設年月日	1969年4月1日
面積	87,471.19 m <sup>2</sup>
公園種別	運動公園
環境地形特徴	市街化区域の中心部に近い、第1種住居地域に位置する三方原台地上部の平坦地で、周辺地区は区画整理事業により造成された住宅地である。以前は、旧陸軍浜松練兵場及び作業所跡地を借用し、年1回凧揚げ会場として利用されていた。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月8日、11月27日（樹木視察のみ）

#### （1）遊具（使用不可となっているもの）

和地山公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが5件あった。内容は次のとおりである。

##### ① ジャングルジムすべり台

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C006-4	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
出発部有害な隙間 支柱部腐食・破損 修繕が必要です。					

#### （遊具全体）



② すべり台

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C006-6	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
出発部有害な隙間 修繕が必要です。					

（遊具全体）



（出発部有害な隙間）



上記①②のすべり台は、委託業者の点検では、ともに「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、どちらも使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察」とのことであった。

**【指摘】**

これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

出発部有害な隙間等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

③ その他遊具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C006-7	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

(落下時基礎露出)

委託業者の点検では「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。



市が使用可能と判断している根拠については、「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まっていない。

**【指摘】**

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

④ ジャングルジムすべり台

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C006-10	D	不可	3	d	6歳～12歳
備考（総括書）					
【使用禁止】 出発部有害な隙間 落下時基礎露出 滑降部腐食・摩耗・破損 早急に修繕が必要です。					

⑤ 複合遊具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C006-12	D	不可	3	d	6歳～12歳
備考（総括書）					
【使用禁止】 危険箇所 全体的に劣化が進んでいる為、撤去更新を提案します。					

④ ジャングルジムすべり台



⑤ 複合遊具



現地視察の時点では、どちらも使用禁止の措置が取られていた。

④は、指定管理者により、滑り台が撤去され、脚部腐食の補修が行われていた。また、⑤は、全体的に劣化が見られるため、令和6年度に更新することが予定されている。

## (2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの)

和地山公園の遊具について、点検業者の調査結果では「使用不可」とまでは判定されていないが、「特記事項」が記載されているものが3件あった。そのうち2件は修繕実施済であったが、残り1件の内容は次のとおりである。

### ① ブランコ2連

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C006-2	C	可	2	c	3歳～6歳
備考(総括書)					
支柱部腐食 修繕が必要です。					

この遊具について、修繕実施の有無等を確認したところ、指定管理者から以下の回答があった。

「直近で修繕は実施していない。本年5月の法定遊具点検ではC判定であり、次期修繕を視野に入れ注視している。次回法定点検は11月実施予定。」



また、市も「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」している。

### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「支柱部腐食 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。

事故の発生を未然に防ぐため、市は、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

### (3) 立入禁止の案内



#### 【指摘】

ロープに取り付けられている案内があるが、この内容が手前からは見えず（左写真）、ロープの反対側へ回ると、立入禁止の案内であることがわかる状態であった（右写真）。

危険を想定した場所のため、適切な案内へと改める必要がある。

なお、後日、案内を手前から見えるよう再設置したという報告を指定管理者から受けている。

### (4) 遊具広場のコンクリート

現地を視察すると、遊具広場の足下にあるコンクリートは、子どもにとって危険ではないかと思われた。指定管理者に問い合わせたところ、以下の回答があった。

「現時点でコンクリートによるけがの事例は報告されていないが、近くは崖のため、必要ならば撤去も妥当と思われる。措置方法については市と協議を進めたい。」



#### 【指摘】

ここは子どもの使用が想定される遊具広場であり、付き添いの高齢者等も含め、段差による転倒事故等を未然に防ぐため、市から指定管理者への適切な指示、両者による協議等を実施し、安全性の確保に努めることが必要である。

## (5) ロープがかけられた木

木の周りに立入禁止のロープが張られており、中の木にもロープがかけられているものがあった。その理由等を問い合わせたところ、指定管理者から以下の回答があった。

「木自体に問題はなし。そばに根本が腐食した外灯があり（修繕協議中）、立ち入り禁止と隣接する家屋への倒壊防止用に、木にロープを巻き付けている。」



### 【指摘】

根本が腐食した外灯の倒壊を防ぐため、引き続き、市と指定管理者との協議により、適切な措置を実施する必要がある。

## (6) 樹木の状況

### ① 樹幹の亀裂等



### ② 落枝



### ③ キノコの生えた木



#### 【指摘】

和地山公園内には、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木が多く見受けられた。木によっては、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。

和地山公園は、昭和44年（1969年）4月開設の公園であり、開設から50年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。

倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。



## 9 花川運動公園

### 【公園の概要】

公園名	花川運動公園
所在地	中区西丘町
開設年月日	1995年3月31日
面積	181,189.37㎡
公園種別	運動公園
環境地形特徴	市街地北西部の花川地区を流れる花川沿いに位置し、斜面林に囲まれた、緑豊かな自然環境の中のテニスコートを主体とした公園。硬式テニス・ソフトテニスができる。その他に自然散策ゾーンを有している。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月18日

#### (1) 遊具（使用不可となっているもの）

花川運動公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが3件あった。内容は次のとおりである。

##### ① ロープクライマー

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C144-4	C	不可	3	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
頭部または首の挟み込み（V字型開口部） 梁部腐朽・破損、床部腐朽 修繕が必要です。					

（頭部または首の挟み込み）



（足場のぐらつき）



このロープクライマーは、委託業者の点検では「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察」とのことであった。

また、スタートの足場にぐらつきもあった。これについては、直近の点検調査の結果が「b」判定（軽微な異常があり、経過観察が必要）であり「直ちに使用禁止措置とするほどではないと判断しています」と回答があった。

### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

頭部または首の挟み込み等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

### ② 複合遊具 b

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C144-7	C	不可	3	b	6歳～12歳
備考（総括書）					
出発部有害な隙間 修繕が必要です。					

（遊具全体）



（出発部有害な隙間）



複合遊具 b は、委託業者の点検では「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。市が使用可能と判断している根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察」とのことであった。

### 【指摘】

この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

出発部有害な隙間について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

### 【意見】

滑り台の表面は手で触れていられない程度に高温となっていたが、特に注意を促すシール等の表示はなかった。やけど防止のため、滑り台に高温注意のシールを添付するなどの措置が望ましい。

### ③ 複合遊具 a

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C144-1	A	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
頭部胴体の挟み込み、V字開口部、有害な隙間、内内寸、屋根に登れる形状 全体的に腐朽 撤去、更新を提案します。					

令和5年8月18日現在、旧遊具は撤去済で、更新工事中であった。

複合遊具 a については、令和3年9月に修繕(148,000円)が行われているが、令和4年に使用不可となり、更新計画が策定され、令和5年に更新工事が実施されている。この経緯について、公園管理事務所に質問したところ、「修繕の場合、法令上は、最新の安全基準を満たす必要はない。地域の要望もあり、使用する上で最低限必要な修繕を令和3年に実施した」との回答を得た。

### 【意見】

令和4年に点検業者が「ハザード3」と判定している理由が、頭部胴体の挟み込み、V字開口部、有害な隙間などであることから考えると、令和3年9月の修繕完了後も同様の状態であったと想定される。

法令上問題がないとしても、最新の安全性基準でハザード3、使用不可と判定される状態にとどまる修繕を実施して、遊具を使用可能にすることが適切であったか疑問である。

安全性の観点から、また予算の有効活用の観点からも、修繕を行わず使用中止とし、更新計画の前倒し等を検討すべきであった。

## (2) 遊具（「使用可」だが特記事項の記載があるもの）

花川運動公園の遊具について、点検業者の調査結果では「使用不可」とまでは判定されていないが、「特記事項」が記載されているものが6件あった。

そのうち、1件は「点検時に腐朽の進行が見られたため、使用不可とした」とのことであり、現地視察の際には、使用禁止の措置が講じられていた。残り5件の内容は、次のとおりである。

① その他遊具丸太トンネル

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C144-3	C	可	2	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
支柱部腐朽 床部破損 修繕が必要です。					

(遊具全体)



(支柱部)



その他遊具丸太トンネルについては、修繕済みか否か、見た目では判断が難しかったため、公園管理事務所に確認したところ、「一部腐朽が見られるが、経過観察しながら補修を検討」との回答を得た。

**【指摘】**

この遊具は、点検業者が「支柱部腐朽 床部破損 修繕が必要」と判断しているものである。

事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

② スプリング遊具（4件）

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C144-9	C	可	2	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
スプリング部腐食 修繕が必要です。					

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C144-10	C	可	2	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
スプリング部腐食 修繕が必要です。					

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C144-11	C	可	2	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
スプリング部腐食 修繕が必要です。					

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C144-12	C	可	2	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
スプリング部腐食 修繕が必要です。					



スプリング遊具4件は、スプリング部がカバーで覆われ、腐食の程度が分かりにくかったため、公園管理事務所に確認したところ、「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」との回答を得た。

### 【指摘】

これらの遊具は、点検業者が「スプリング部腐食 修繕が必要」と判断しているものである。

事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

### (3) グラウンドゴルフ場

#### ① ビニールシート

グラウンドゴルフ場の脇に、青いビニールシートに覆われ、雑草が生えた物体が見られた。公園管理事務所に確認したところ、「グラウンドゴルフをメイン活動とする地元公園愛護会が、グラウンド凹部への補充用に置いているサバ土である。現地確認のうえ管理の徹底を要請する」との回答を得た。



### 【指摘】

ビニールシートを突き破って雑草が生えていることからすると、この土は、一定期間使用されていないことが窺える。グラウンドゴルフ以外の公園利用者にも快適な利用環境を確保するため、適切な管理を指導すべきである。

#### ② 安全性調査の実施

【2】個別事項に記載したとおり、令和5年4月に愛知県西尾市のコミュニティ公園多目的広場でソフトボールの練習をしていた男子児童が、地面から突き出ていた釘で10針縫う怪我をしていたことが、同年8月に報道されている。これを受けて実施された愛知県の緊急点検では、小幡緑地のグラウンドゴルフ場の地中から21本の釘が発見されている。

グラウンドの安全性調査の実施の有無について、公園管理事務所に質問したところ、令和5年9月8日時点においては、「特に上記の報道を受けて釘の調査や利用者への注意等は実施していない」との回答を得た。

### 【指摘】

愛知県ではグラウンドゴルフ場においても釘が発見されている。公園利用者の怪我を防止し、安全を確保するため、浜松市でも、グラウンド内の釘の有無について調査する必要がある。

#### (4) 時計 (東側駐車場)

##### 【指摘】

この時計は、2023年8月18日午前11時56分に撮影したものであるが、時刻は7時25分を示しており、故障していることがわかる。この点について、公園管理事務所に確認したところ、「令和4年度末から不調で、巡視時に時刻修正を繰り返したため修繕(取替)を予定しているが、危険箇所等の対応を優先しているため、年度内の修繕を予定している。」との回答を得た。

公園利用者が時間を誤認する可能性があり、利便性を確保するためにも、早期に修繕すべきである。



#### (5) 不明瞭な看板

園路の脇に不明瞭な看板が設置されていた。この看板について、公園管理事務所に確認したところ、「スポーツ振興課所管(指定管理者管理)のテニスコート及び駐車場に数台設置してあり、人や車両の進路を簡易に制限するウマとして使用している。可否を確認し不要であれば撤去または撤去要請する。」との回答を得た。



##### 【指摘】

この看板は、テニスコートや駐車場といった通常使用されている場所とは異なり、園路の脇に設置されていた。

この状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。また、明確な使用目的がない場合には撤去すべきである。

## (6) 園路



排水溝が土と枯れ葉で埋まり、水が溢れている園路があった。公園管理事務所に確認したところ、以下の回答があった。

- ・常に山側からの湧水が多く流れる箇所である。時折降雨時に冠水するが湧水量が通常に戻れば解消している。
- ・今年8月18日市民から「台風7号の影響による8月14、15、16日の大雨以降冠水期間が長くなっている。」との通報があったため、排水枦から池への排水管の清掃を試み、概ね解消している状況である。
- ・通報者等との協議で、次回大雨時に現地確認を行うことになっている。状況を確認しつつ対応策を検討する。

### 【指摘】

視察当日は、大雨が続いた直後ではあったが晴天であり、公園を散策する利用者の姿も多く見られた。この場所は時折冠水するとのことであり、公園利用者の安全確保の観点から、冠水時の事後的な対応のみならず、抜本的な対策についても検討することが必要である。



## 10 美蘭中央公園

### 【公園の概要】

公園名	美蘭中央公園
所在地	浜北区西美蘭
開設年月日	1996年12月27日
面積	52,351 m <sup>2</sup>
公園種別	地区公園
環境地形特徴	浜北中心部の市街化区域内に位置し、地区公園として整備されている。公園の南側に北浜中学校、西側には遠州鉄道の駅がある。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月3日

#### (1) 遊具

美蘭中央公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが3件あった。そのうち補修済のものが1件あり、残り2件の内容は次のとおりである。なお、監査の対象とした遊具は、子どもたちが使用していたため、写真は撮影していない。

##### ① 複合遊具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
HN014-1	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
出発部有害な隙間 支柱部破損 手すり腐食 滑降部破損 ロープ摩耗・破損 修繕が必要です。					

委託業者の点検では「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、使用可能な状況となっていた。

修繕等の実施の有無を確認したところ、ロープネットは2023年2月に補修済であり、支柱部破損は同年7月に指定管理者により修繕済であったが、出発部有害な隙間、滑降部破損等については、応急措置等は実施されていなかった。具体的な措置の実施予定日、実施方法についても、明確に定まっていない。

### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

出発部有害な隙間等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

#### ② ネットクライマー

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
HN014-18	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
頭部胴体の挟み込み 床部破損 修繕が必要です。					

委託業者の点検では、「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

使用可能とした根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察」とのことであった。

### 【指摘】

この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

頭部胴体の挟み込み等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

## （2）看板等

①



②



③



① 複合遊具（HN014-2）に読解不能の破れた看板があった。

② この看板の設置方法では効果が期待できない。

③ 右側の看板が読み取れない状態になっている。

**【指摘】**

①から③の看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。

## 11 芳川公園

### 【公園の概要】

公園名	芳川公園
所在地	南区本郷町
開設年月日	1979年4月1日
面積	24,569 m <sup>2</sup>
公園種別	近隣公園
環境地形特徴	市街地中心部から南に位置する市街化区域内にある。周辺は、昭和39年～昭和52年まで土地区画整理事業（本郷、安松、頭陀寺）によって急速な住宅化が進んだところである。しかし、本地区には住区を単位とした公園がないため、緑のオープンスペースを確保するとともに、自由広場、児童広場等の動的なレクリエーション施設や、花壇、休息所、芝生広場等静的な施設を整備し、コミュニティ活動の増進を図った。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月8日、11月27日（樹木視察のみ）

#### （1）遊具

芳川公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが6件あった。内容は次のとおりである。

##### ① フィールドアスレチック（4件）

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
S020-3	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 梁部・腐朽 修繕が必要です。					

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
S020-4	C	不可	3	b	6歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
S020-5	C	不可	3	b	6歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
S020-6	D	不可	2	d	6歳～12歳
備考（総括書）					
一部使用禁止。支柱部・腐朽 修繕が必要です。					

(遊具全体)



(落下時基礎露出)



(落下時基礎露出)



(ロープの傷み)



委託業者の点検では、上記の遊具4点は、すべて「使用不可」と判定されているが、現地視察を行った時点では、すべて使用可能な状況であった。

これらの遊具について、修繕等の実施の有無を確認したところ、1点（S020-6）は、2023年10月に補修（腐朽部材の交換）が行われていたが、残りの3点は、修繕等の応急措置は特に行われていなかった。

市が使用可能と判断している根拠については、「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まっていない。

**【指摘】**

これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

② 複合遊具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
S020-7	C	不可	3	b	6歳～12歳
備考（総括書）					
出発部有害な隙間 修繕が必要です。					

(出発部有害な隙間)



委託業者の点検では、「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察」とのことであった。

**【指摘】**

この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

出発部有害な隙間について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

### ③ 鉄棒

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
S020-8	C	不可	3	c	3歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 支柱部・腐食 修繕が必要です。					

（落下時基礎露出）



委託業者の点検では「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」とのことであった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まってはいない。

#### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

### （2）看板



## 【指摘】

公園内の看板で、剥がれて内容が読めないものがあった。

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるように、業務の改善が必要である。

## (3) 木製ベンチ

芳川公園の視察を行ったところ、下記のベンチが見受けられた。

### ① テープが貼られているベンチ



ベンチ1脚が使用不可としてテープを貼っていたが、そのテープの記載内容が読めない状態だった。

### ② 使用禁止のベンチ



グラウンド脇のベンチで使用禁止としているものが2脚あった。



③ 傾いているベンチ

使用禁止とはしていないが、傾きがあるものが1脚あった。



④ 劣化しているベンチ



公園内にはベンチが多数あり、写真のベンチ以外にも、座面が木製のもので劣化が進んでいるものが多数見受けられる状態であった。

**【指摘】**

芳川公園内には、破損したベンチや劣化したベンチが多数あり、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。

ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。

## (4) ソフトボール場

### ① 雑草の手入れ



芳川公園には、ソフトボール場があるが、ダイヤモンドに当たる部分に雑草が多く生い茂っていた。この場にいた公園利用者から「この草はなぜきれいにしないのか？」と質問があったため、公園管理事務所に問い合わせたところ、以下の回答があった。

芳川公園については定期的に除草を行っているが、これまでダイヤモンド部分で除草が問題になったことがなかったため、定期業務の対象外となっている。

今年度このようになった要因については不明であるため、今後調査を進め、必要あれば次年度以降、定期業務の範囲に含めるなど対応策を検討する。

### 【意見】

監査当日、現地にはいた公園利用者から、「芳川公園の近くには中学校があり、生徒達がソフトボール場をよく利用している」と聞いた。

公園の快適な利用のためには、ダイヤモンド部分についても、除草の対象とすることが望ましいと考える。ただし、調査の結果、地元の中学生など特定の利用者による使用頻度が高い場合には、生徒に雑草の手入れを協力してもらうなど、委託以外の方法も考えられるため、他の方法についても同時に検討することが望ましい。

### ② 安全性調査の実施

【2】個別事項に記載したとおり、令和5年4月に愛知県西尾市のコミュニティ公園多目的広場でソフトボールの練習をしていた男子児童が、地面から突き出ていた釘で10針縫う怪我をしていたことが8月に報道された。

これを受けて、愛知県内では同様の施設で調査が実施され、複数の施設で地中から釘が発見されている。西尾市は届出制の導入により、安全性の高いマーカの常設を認める方針を示している。

グラウンドの安全性調査の実施の有無について、公園管理事務所に質問したところ、令和5年9月8日時点においては、「特に上記の報道を受けて釘の調査や利用者への注意等は実施していない」との回答を得た。

### 【指摘】

愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、西尾市のケースが特別ではないと考えられる。

公園利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、浜松市においても、グラウンド内の釘等の有無について、調査を実施する必要がある。

## （5）樹木の状況

### ① 樹幹の亀裂等



### ② キノコの生えた木



芳川公園内には、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木が散見された。木によっては、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。

### 【指摘】

芳川公園は、昭和 54 年（1979 年）4 月開設の公園であり、開設から 40 年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。

倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。

### ③ 落枝・ぶら下がり枝（かかり枝）



### 【指摘】

芳川公園内には、落枝が多く見受けられ、そのまま放置されていると思われるものが多かった。遊具の近くの落枝が多い点も気になる場所である。

公園利用者の怪我を防ぐため、遊具の近くの落枝などについては、処分することが必要である。

### 【指摘】

また、芳川公園内には、他の公園ではあまり見られないような、太くて大きな落枝も見受けられた。これは、落下後の危険だけでなく、落下時の危険も大きいと考えられる。

落下するおそれがある危険な枝については、日常点検等において発見し、速やかに除去しておくことが必要である。

## 12 富塚公園

### 【公園の概要】

公園名	富塚公園
所在地	中区富塚町
開設年月日	1988年3月31日
面積	19,783.7㎡
公園種別	近隣公園
環境地形特徴	JR浜松駅から北西3.5kmの権現谷川と段子川に囲まれ、三方原台地末端部に位置し、住宅地開発事業等による住宅建設された閑静な住宅が立ち並ぶ丘陵地である。

### 【監査結果】

視察日：2023年9月7日

#### (1) 遊具（使用不可となっているもの）

富塚公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され「使用不可」と判定されているものが9件あった。内容は次のとおりである。

##### ① フィールドアスレチック

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-1	C	不可	3	a	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

#### (落下時基礎露出)



委託業者の点検では、「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

この遊具は、傾斜が急な斜面へ設置されており、雨天時等、足下の滑りやすい環境下では、利用者が滑落する危険もあるのではないかと考えられた。

上記①フィールドアスレチックの他、以下6点の遊具についても「落下時基礎露出」により「使用不可」と判定されている。いずれの遊具も、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

## ② 健康器具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-6	C	不可	3	b	大人
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

## ③ 健康器具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-8	C	不可	3	b	大人
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

## ② 健康器具



## ③ 健康器具



## ④ その他遊具バランス

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-14	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 梁部腐朽 修繕が必要です。					

⑤ その他の遊具造形物(カバ)

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-20	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考(総括書)					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

⑥ その他の遊具造形物(ゴリラ)

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-21	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考(総括書)					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

⑦ その他の遊具造形物(クマ)

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-22	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考(総括書)					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

監査人は、現場視察において、④バランス遊具と⑤カバ、⑥ゴリラ、⑦クマの造形物を確認することができなかつたため、後日、公園管理事務所で点検業者の写真を確認した。④は基礎露出が見られ、⑤⑥⑦は遊具というより、カバとゴリラとクマの置物のように見えた。

以上①～⑦の7点の遊具は、いずれも基礎が露出しているものであり、①のように、傾斜が急な斜面へ設置されているものもあった。すべての遊具について、点検業者は「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには、どの遊具も使用可能となっていた。また、修繕等の実施の有無を確認したところ、いずれの遊具も修繕等は行われていなかった。

市が使用可能と判断している根拠については、「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まっていなかった。

**【指摘】**

これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

⑧ すべり台

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-9	C	不可	3	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
出発部有害な隙間 落下時基礎露出 出発部腐食 滑降部腐食 修繕が必要です。					

(遊具全体)



(出発部有害な隙間 出発部腐食)



(滑降部腐食)



(落下時基礎露出)



委託業者の点検では「使用不可」と判定されているが、現地視察を行った時点では使用可能な状況であった。

修繕等の実施の有無を確認したところ、2022年8月に「滑走部手摺の補修を実施した」との回答があったが、出発部有害な隙間、落下時基礎露出など、他の部分については、修繕等の応急措置は行われていなかった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まっていない。



### 【指摘】

この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

出発部有害な隙間、落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

### ⑨ スプリング遊具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-13	C	不可	3	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
固い設置面 スプリング・経年劣化 修繕が必要です。					



経年劣化は見受けられるが、遊具の使用には特に問題なさそうに思われた。固い設置面にある遊具であり、委託業者の点検では、「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、使用可能としているとのことだった。

### 【指摘】

緊急性は低いとはいえ、この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

固い設置面について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

## (2) 遊具（「使用可」だが特記事項の記載があるもの）

富塚公園の遊具について、点検業者の調査結果では「使用不可」とまでは判定されていないが、「特記事項」が記載されているものが4件あった。内容は次のとおりである。

### ① ロッキング遊具ラッコ

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-11	C	可	2	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
上物部破損 修繕が必要です。					

遊具の塗装は剥げてきているが、使用するには問題なさそうに思われた。

点検業者は「修繕が必要」としているが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、修繕は行われていない。



#### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「上物部破損 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。

事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

### ② 砂場

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-15	C	可	2	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
砂の硬さ 改善が必要です。					



**【指摘】**

この砂場には、草が生い茂っており、よく見ないと砂場であることすら気付かないような状態であった。公園管理事務所に問い合わせたところ、「砂場としての利用状況（市民からの意見等を含めて）を鑑みて対応を検討する。現状では滑り台の安全領域と重なるため、抜本的な対策検討（砂場の移設等）も必要」と回答があった。

今後の対応については、市の回答通りに進めていく必要がある。

③ 2人用ぶらんこ

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-16	C	可	2	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
吊り金具破損 修繕が必要です。					

(遊具全体)



(吊り金具破損)



点検業者は「修繕が必要」としているが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、修繕は行われていない。

### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「吊り金具破損 修繕が必要」と結論づけていることからすると、「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。

事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

#### ④ 4人用ぶらんこ

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
C112-17	C	可	2	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
衝撃吸収材・ぐらつき、破損 修繕が必要です。					

(衝撃吸収材・ぐらつき)



衝撃吸収材2か所の前部が剥がれていた（手で持ち上げられた）。また、そのうちの1つは斜めに設置されていた。公園管理事務所に問い合わせたところ、「剥がれや浮きがあったため、巡視時にマットを設置しなおしました」と回答があった。

また、このぶらんこについて、点検業者は「修繕が必要」としているが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、修繕等の措置は実施していない。

### 【指摘】

これらの遊具は、点検業者が「破損 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。

事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

### (3) その他（看板、ベンチ、トイレ等）

#### ① トイレ

##### 【意見】

トイレの一部に紙が貼られていたが、その表示内容が確認できなかった。公園管理事務所に問い合わせたところ、「建屋ガラリ窓の応急修繕となります。今後状況を見ながら補修を検討していきます」と回答があった。

今後の対応については、市の回答通り、補修の検討を進めていくことが望ましい。



#### ② 看板 2点



##### 【指摘】

劣化により文字が不鮮明となっている看板が2点あった。

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

なお、これについては、後日「巡視時に確認し、不要の看板であると判断できたため、撤去しました」と回答を入手した。

### ③ 八重紅枝垂れ桜の案内

#### 【指摘】

植樹塔が倒れているため、使用状況に応じた措置を実施する必要がある。

なお、これについては、後日「公園愛護会で設置したものです、損傷していたため撤去しました」と回答を入手した。



### ④ 段差のあるベンチ

#### 【意見】

丸いベンチに段差ができていた。公園管理事務所に問い合わせたところ、以下の回答があった。

「ベンチについては、巡視時に劣化状況を確認しつつ、特に危険性の高いものから順次修繕対応しています。現状で使用上の不具合は無いと考えていますが、当公園はベンチの数も多いことから、使用状況を確認しつつ、撤去も視野に入れて検討していきます。」

今後の対応については、市の回答通り、進めていくことが望ましい。



### ⑤ ベンチ、テーブル、イス

公園内には、劣化しているベンチ、テーブル、イスが多数見受けられた。

ベンチ





テーブル・イス①



テーブル・イス②



テーブル・イス③ (テーブル割れ)



### 【指摘】

富塚公園内には、破損したベンチや劣化したベンチが多数あり、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。

ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。

⑥ マンホールの露出

**【意見】**

公園内にマンホールが露出している箇所があり、利用者の転倒の危険があるように思われた。公園管理事務所に問い合わせたところ、以下の回答があった。

「災害時に使用するマンホールトイレです。汲み取り式のため、未使用時に雨が入らないよう、周りより若干高く設置されていますが、当該箇所は露出が大きいため、周辺に土を入れるなどして適正な高さとなるよう対応します。」  
今後の対応については、市の回答通り進めていくことが望ましい。



⑦ 空のプランター

**【意見】**

空のプランター3基が、トイレ横に置かれていた。公園管理事務所に問い合わせたところ、「公園愛護会のものと思われます。所有者と協議のうえ、使用しないようであれば撤去するよう指導してまいります。」と回答があった。

今後の対応については、市の回答通り、進めていくことが望ましい。





## 13 香公園

### 【公園の概要】

公園名	香公園
所在地	北区新都田
開設年月日	1991年3月30日
面積	9,607.25 m <sup>2</sup>
公園種別	近隣公園
環境地形特徴	都田土地区画整理事業区域内の住居地域の南端部に位置している。

### 【監査結果】

視察日：2023年9月7日

#### (1) 遊具（使用不可となっているもの）

香公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され「使用不可」と判定されているものが9件あった。内容は次のとおりである。

##### ① 健康器具 平均台

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-3	C	不可	3	b	大人
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

##### ② 健康器具 背伸ばしベンチ b

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-5	C	不可	3	b	大人
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

##### ③ 健康器具 傾斜板

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-7	C	不可	3	b	大人
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

④ 健康器具 ウマトビ

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-8	C	不可	3	b	大人
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

① 健康器具 平均台



② 健康器具 背伸ばしベンチ b



③ 健康器具 傾斜板



④ 健康器具 ウマトビ



⑤ 健康器具 背伸ばしつり輪

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-9	C	不可	3	b	大人
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					



⑥ ロープウェイ

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-12	C	不可	3	b	6歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					



⑦ その他遊具 丸太渡り

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-13	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 梁部・破損 修繕が必要です。					

(落下時基礎露出)



(梁部・破損)



以上①～⑦の7点の遊具は、いずれも基礎が露出しているものであり、⑦のように梁部が破損しているものもあった。すべての遊具について、点検業者は「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには、どの遊具も使用可能となっていた。また、修繕等の実施の有無を確認したところ、いずれの遊具も修繕等を行われていなかった。

市が使用可能と判断している根拠については、「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まってはいない。

### 【指摘】

これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

#### ⑧ その他遊具 トンネル a

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-15	C	不可	3	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
固い設置面 梁部・腐朽 修繕が必要です。					

#### ⑨ その他遊具 トンネル b

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-16	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
固い設置面 修繕が必要です。					

#### ⑧ トンネル a



#### ⑨ トンネル b



⑧と⑨は、ともに硬い設置面にある遊具と判定されているが、コンクリートやアスファルトに設置されているわけではないため、見た目には危険性がわかりにくいものではあった。

委託業者の点検では、どちらも「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、使用可能としているとのことだった。

### 【指摘】

緊急性は低いとはいえ、これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。また、1つの遊具は「梁部・腐朽」も指摘されている。

硬い設置面等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

## (2) 遊具（「使用可」だが特記事項の記載があるもの）

香公園の遊具について、点検業者の調査結果では「使用不可」とまでは判定されていないが、「特記事項」が記載されているものが6件あった。そのうち1件は修繕実施済であったが、残り5件の内容は、次のとおりである。

### ① 健康器具 背伸ばしベンチ a

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-4	C	可	1	c	大人
備考（総括書）					
化粧材部・腐朽 修繕が必要です。					

### ② 健康器具 腹筋ベンチ

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-6	C	可	2	c	大人
備考（総括書）					
化粧材部・破損 修繕が必要です。					

①背伸ばしベンチ a



②腹筋ベンチ



上記①②の遊具については、現場視察の時点でも、化粧材部の劣化が見られたが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、どちらの遊具も修繕等の措置は実施していない。

### 【指摘】

これらの遊具は、点検業者が「化粧材部・腐朽」または「化粧材部・破損」により「修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。

事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

### ③ その他遊具 ロープ登り

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-14	C	可	2	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
床部・腐朽、摩耗 吊り金具・腐食、摩耗 着座部・破損 撤去更新を提案します。					

現地視察の時点では、全体的に老朽化している印象はあったが、撤去更新を要する状況であるかは、監査人には判断が難しかった。公園管理事務所に確認したところ、「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、修繕等の措置は実施していないとのことであった。更新の実施予定日、実施方法についても、明確に定まっていない。



### 【指摘】

この遊具については、他の遊具と異なり、点検業者が「修繕が必要」と結論づけているのではなく、「撤去更新を提案」している。この結論からすると、すでに修繕や補修では対応が困難な状態にあると考えられる。

事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施するとともに、撤去・更新計画の策定についても検討する必要がある。

#### ④ その他遊具 つり橋

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-17	C	可	2	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
床部・腐朽 修繕が必要です。					

#### ⑤ その他遊具 切り株渡り

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N009-18	C	可	1	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
腐朽 修繕が必要です。					

#### ④つり橋



#### ⑤切り株渡り



これらの遊具には、一部、テープが巻かれている箇所や、穴・割れも見受けられた。点検業者は「修繕が必要」としているが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、どちらの遊具も修繕等の措置は実施していない。

### 【指摘】

これらの遊具は、点検業者が「腐朽 修繕が必要」と結論づけていることから「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。

事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努める必要がある。

### (3) ベンチ

公園内には、古くて汚れが目立つベンチが2脚あった。



#### 【指摘】

ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。



## 14 半田公園

### 【公園の概要】

公園名	半田公園
所在地	東区半田山
開設年月日	1998年3月31日
面積	10,515㎡
公園種別	近隣公園
環境地形特徴	JR浜松駅から北方約8kmに位置する半田土地区画整理事業区域中心部にあり、周辺は平坦で閑静な住宅街となっている。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月3日

#### (1) 遊具

半田公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが5件あった。そのうち撤去・更新済のものが2件、修繕実施済のものが1件あり、残り2件の内容は、次のとおりである。

##### ① 健康器具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E046-7	C	不可	3	a	大人
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

この遊具について、点検業者は「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには使用可能となっていた。修繕等の実施の有無を確認したところ、修繕等の応急措置は行われていなかった。

市が使用可能と判断している根拠については、「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まっていない。

また、同様の健康器具で、見た目では「落下時基礎露出」と思われるものが、①と同じ場所に2点あった（下記ア・イ）。これらに関しては「点検個表にて落下時基礎露出が指摘されているが、総合判断として3には達していないとの判断により特記事項が未記載となっていると考えられる」とのことであった。

ア 健康器具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E046-6	B	可	2	a	大人
備考（総括書）					
記載事項なし					

イ 健康器具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E046-8	B	可	2	a	大人
備考（総括書）					
記載事項なし					

①

ア

イ



**【指摘】**

少なくとも①の遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。  
 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

② すべり台

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E046-9	C	不可	3	b	6歳～12歳
備考（総括書）					
出発部有害な隙間 修繕が必要です。					

委託業者の点検では「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「直ちに補修が必要な隙間とは判断せず、経過観察する」とのことであった。



### 【指摘】

この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

出発部有害な隙間について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

その他、上記の遊具以外に、点検業者の調査結果では「使用不可」とはなっていないが、特記事項が記載されているものとして、以下のものがあった。

### ③ その他遊具トンネル

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E046-21	C	可	2	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
プラスチック・破損 修繕が必要です。					



この遊具は、ボルトの保護と握りを兼ねているとみられる黒い突起物の欠落が見受けられた。

公園管理事務所に問い合わせたところ、「当該箇所を含め、ボルトの欠損、保護カバーの欠損等が見られるが、安全上直ちに対策が必要な個所では無いとの判断により、経過観察をしながら補修を検討する」とのことであった。

## 【意見】

現時点では「安全上直ちに対策が必要な個所では無い」とのことであるが、点検業者が「プラスチック・破損 修繕が必要」と結論づけていることからすると、近い将来、修繕が必要となることが予想される。

プラスチックの破損とともに、ボルトの欠損、保護カバーの欠損等についても補修することが望ましい。

## (2) 看板等

次の①～③は、看板の張り紙が剥がれており、内容が読めなくなっていた。

①



②



③



④



(参考)



また、④の「飛び出し禁止」の看板は、進行方向と平行に設置されており、歩行者から見にくくなっていると思われる（写真左）。右の写真は美蘭中央公園のものであるが、このように角度があったほうが歩行者からは見やすい。子どもの目線から見やすい位置へ設置し直すほうがよいと思われるが、この点につき公園管理事務所に問い合わせたところ、「設置場所の関係上（背後の柵の形状）、角度を付けようとするとも板面が園路にはみ出してしまうことから、向きについてはやむを得ない」とのことであり、致し方ないものとする。

### 【指摘】

①から③の看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。

### (3) 立入禁止エリア



### 【意見】

これらの立入禁止は、今後何か工事をするためのものではなく、「すぐ近くに階段があり、そちらの利用を促すための措置」とのことであった。現場視察した印象としては、それなりの勾配があり、子供が侵入した場合に転倒等の恐れがある。また、公園の景観上も好ましくないと思われるので、通路を塞ぐ等の対応を図ることが望ましい。

## 15 西岸中央公園

### 【公園の概要】

公園名	西岸中央公園
所在地	西区大平台
開設年月日	1998年3月31日
面積	23,409㎡
公園種別	近隣公園
環境地形特徴	佐鳴湖西岸土地区画整理事業区域の西端に位置する。 南部は中高層住居専用地域。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月22日

#### (1) 遊具

西岸中央公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが6件あった。そのうち撤去・更新済のものが2件、一部使用禁止の措置が講じられていたものが1件あり、残り3件の内容は、次のとおりである。

##### ① 複合遊具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W040-1	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 頭部胴体の挟み込み 出発部有害な隙間 修繕が必要です。					



写真は令和4年度点検業務調査結果より

委託業者の点検では「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察」とのことであった。

### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

#### ② 鉄棒 a

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W040-32	C	不可	3	b	3歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です					

#### ③ 鉄棒 b

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W040-33	C	不可	3	b	3歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です					

鉄棒 a



鉄棒 b



どちらの鉄棒も点検業者は「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには、使用可能となっていた。修繕等の実施の有無を確認したところ、修繕等の応急措置は行われていなかった。

市が使用可能と判断している根拠については、「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まっていない。

### 【指摘】

これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

①複合遊具と同様、落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

その他、点検業者の調査結果に特記事項の記載はなかったが、次のような遊具も見受けられた。

#### ④ スプリング遊具チューブ

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W040-27	B	可	2	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
記載事項なし					



### 【意見】

鳥のフンで汚れている。頭上に木があり常態化しているように思われる。

この点につき、市に問い合わせたところ、「巡視時（月3回程度）に発見した場合は、その都度清掃を行っている」とのことであった。

現状の対応に問題があるわけではないが、子どもたちの快適な利用のためには、移設についても検討することが望ましい。



## (2) 木製ベンチ



### 【意見】

木製ベンチが朽ちており、ネジ金具が露出している箇所も見受けられた。

公園利用者が快適に使用できるよう、修繕等を実施することが望ましい。

なお、このベンチについては、「巡視時に露出ねじ金具は除去したが、その後劣化が著しいことから使用禁止措置をとった。今後修繕する予定」との回答を入手している。

## 16 瞳ヶ丘西公園

### 【公園の概要】

公園名	瞳ヶ丘西公園
所在地	西区古人見町
開設年月日	1981年4月1日
面積	3,160 m <sup>2</sup>
公園種別	街区公園
沿革の概要	財団法人浜松市建設公社が、瞳ヶ丘団地造成事業により建設した公園である。また昭和61年開発許可により、日本勤労者住宅協会が瞳ヶ丘団地隣接地に湖人見団地を宅地造成したことにより生じた公園を、従来の瞳ヶ丘西公園と一体的に増設した。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月22日

#### (1) 遊具

瞳ヶ丘西公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが3件あった。そのうち1件は撤去済みであり、残り2件の内容は、次のとおりである。

##### ① 複合遊具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W018-3	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 出発部有害な隙間 支柱部・腐朽 梁部・腐朽 床部・腐朽 登行部・破損 ロープ・経年劣化 修繕が必要です。					



この遊具について、点検業者は「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには使用可能となっていた。修繕等の実施の有無を確認したところ、「応急措置として、腐食部をテープで補強し使用可能としており、2024年度に更新を予定している」とのことであった。

### 【指摘】

応急措置を実施済みであり、今後の更新予定もあるが、この遊具には、落下時基礎露出、出発部有害な隙間等のハザードがあるため、2024年度に更新するまでは「ハザード3」の状態が続くことになる。

この遊具は、本来、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努めなければならないものである。更新するまでの期間についても、事故の発生を未然に防ぐ対応が求められる。

### ② シーソー

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W018-6	D	不可	2	d	6歳～12歳
備考（総括書）					
一部使用禁止中。緩衝部・破損 早急な修繕が必要です。					

この遊具について、点検業者は「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには使用可能となっていた。修繕等の実施の有無を確認したところ、2022年12月に緩衝部（タイヤ）を交換し、使用可能としているとのことであった。



現地視察時には、緩衝部（タイヤ）が地中に埋まっていたため、公園管理事務所に確認したところ、「反対側の緩衝部に劣化が見られるため、今後交換を予定している。」との回答であった。

### 【意見】

事故の発生を未然に防ぐため、劣化が見られる反対側の緩衝部についても、修繕等を実施することが望ましい。

上記の遊具の他、現地視察において監査人が気になったものとして、次の遊具があった。

③ ぶらんこ

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W018-12	B	可	2	b	6歳～12歳
備考（総括書）					
一部使用禁止中。湧き水、陥没の恐れあり。					



(左上写真)

ぶらんこの後ろに水たまりがある。

(右上写真)

ぶらんこ奥のベンチまで水たまりが広がっている。

(左下写真)

ぶらんこの着地箇所に大きな石がある。

点検業者の調査結果には「一部使用禁止中」とあるが、現地視察時は使用禁止にはなっていなかった。

また、「湧き水、陥没の恐れあり」の記載もあり、監査当日も、ぶらんこ付近は水たまりになっており、近くのベンチの足元まで水たまりが広がっていた。ベンチの脇には、水たまり注意の看板もあり、ベンチの使用にも支障がありそうな状況である。さらに、ぶらんこ着地箇所には、大きな石があり、危険と思われた。

これらにつき、公園管理事務所に確認したところ、「点検時に一部使用禁止としたが、その後、湧水が見られない時期があったため使用禁止措置を解除した。その後、再び湧水が見られたが、遊具の安全面では支障がないため使用禁止措置は取っていない。令和5年度に園内での移設を計画したが、移設予定地でも湧水が見られたため対策見送り。現在別の方法を検討中」とのことであった。

また、大きな石については「巡視時等に片づけるよう指導していく」と回答があった。

### **【指摘】**

市の判断は「遊具の安全面では支障がない」とのことであったが、点検業者は「陥没の恐れあり」と指摘している。安全・安心・快適の観点からは、早期の対応が必要である。

また、大きな石については置かれた経緯は不明であるが、事故につながりかねないので、日常点検等により、早期に対応することが必要である。

## 17 西岸もくせい公園

### 【公園の概要】

公園名	西岸もくせい公園
所在地	西区大平台
開設年月日	1997年3月31日
面積	5,027 m <sup>2</sup>
公園種別	街区公園
環境地形特徴	佐鳴湖西岸土地区画整理事業区域内に位置し、南側は、歩行者専用道に接しており、その南は幼稚園が整備されている。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月22日

#### (1) 遊具

西岸もくせい公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが3件あった。そのうち1件は補修済であり、残り2件の内容は、次のとおりである。

##### ① 複合遊具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W037-1	C	不可	3	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 出発部有害な隙間 床部・腐朽 チェーン部・破損 修繕が必要です。					



この遊具について、点検業者は「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには使用可能となっていた。修繕等の実施の有無を確認したところ、修繕等の応急措置は行われていなかった。

市が使用可能と判断している根拠については、「破損遊具の補修を優先するため、有害隙間については経過観察」と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まっていない。

### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出、出発部有害な隙間等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

### ② 鉄棒

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W037-2	C	不可	3	b	3歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

この遊具について、点検業者は「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには使用可能となっていた。修繕等の実施の有無を確認したところ、修繕等の応急措置は行われていなかった。



市が使用可能と判断している根拠については、「破損遊具の補修を優先

するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まっていない。

### 【指摘】

この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

その他、上記の遊具以外に、点検業者の調査結果では「使用不可」とはなっていないが、監査人が気になったものとして、以下の2点があった。

### ① 砂場

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W037-16	C	可	2	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
砂の硬さ 修繕が必要です。					

この公園内には、他に砂場と思われるものが見当たらず、すべり台下が砂場と思われるが、ここは雑草が生い茂っており、砂場としては機能していない。

公園管理事務所に問い合わせたところ、「砂場としての利用状況（市民からの意見等を含めて）を鑑みて対応を検討する。現状では滑り台の安全領域と重なるため、抜本的な対策検討（砂場の移設等）も必要」とのことであった。



### 【指摘】

現地視察時が真夏であり、他の時期であれば、雑草の状態も異なったのかもしれないが、この砂場は雑草が生い茂っている状態となっていた。砂場としての利用状況を鑑みてとのことであるが、そもそも砂場としては、すでに利用のしようがない状態である。

砂場の移設など、抜本的な対策の検討も必要ではあるが、砂場として利用可能な状態が保てるよう、管理運営する方法についても検討が必要である。

### ② ぶらんこ（4人用）

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
W037-17	B	可	2	b	6歳～12歳
備考（総括書）					
記載事項なし					



ぶらんこの支柱について、基礎が露出しているように見える。

公園管理事務所に問い合わせたところ、「点検個表にて落下時基礎露出が指摘されているが、総合判断としてハザードレベル3には達していないとの判断により特記事項が未記載となっていると考えられる」とのことであった。



### 【指摘】

ぶらんこの支柱のコンクリートが剥き出しになっている部分については、国土交通省の指針に従い、応急的な措置により露出部分をカバーするなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

## 18 ながどおり公園

### 【公園の概要】

公園名	ながどおり公園
所在地	浜北区貴布祢
開設年月日	1997年3月31日
面積	3,198 m <sup>2</sup>
公園種別	街区公園
環境地形特徴	浜北地域の中心部に位置し、貴布祢北部土地区画整理事業によって整備された公園である。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月3日

#### (1) 遊具

ながどおり公園の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが4件あった。そのうち3件は修繕実施済みであり、残り1件の内容は次のとおりである。

##### ① 複合遊具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
HN019-1	A	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
頭部胴体の挟み込み 出発部有害な隙間 支柱部・腐朽 登行部・腐朽 床部・腐朽 撤去更新を提案します。					

##### (出発部有害な隙間)



(テープによる補修)



(ボルトの飛び出し)



委託業者の点検では、「使用不可」と判定されているが、現地視察を行った時点では使用可能な状況であった。

踊り場と登り口等には、基準に適合しない隙間が見られ、支柱部・腐朽箇所はテープで補修しているが、青いテープには剥がれがあり、ボルトが飛び出している箇所もあった。また、複合名称等を示す看板のようではあるが、錆により記載内容がわからないものもあった。

ただし、監査時点では使用可能な状態となっていたが、遊具更新のため 2023 年 10 月に使用中止としたとのことである。現状の対応としては問題ないと考える。

## (2) 看板

トイレに看板があるが、内容が読み取りにくい状態であった。

### 【指摘】

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。



また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう業務の改善が必要である。

## 19 天竜川緑地

### 【公園の概要】

公園名	天竜川緑地
所在地	南区鶴見町
開設年月日	1969年4月1日
面積	310,028 m <sup>2</sup>
公園種別	緑地
環境地形特徴	天竜川右岸の高水敷きに位置する。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月10日

#### (1) 遊具

天竜川緑地の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが21件あった。そのうち3件を抽出し、確認した内容は次のとおりである。

##### ① 造形物（ゾウ）

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E008-5	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

##### ② 健康遊具（2円柱型昇降台 q）

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E008-99	C	不可	3	b	大人
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

① 造形物（ゾウ）



② 健康遊具（2円柱型昇降台 q）



委託業者の点検では「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」とのことであった。

**【指摘】**

これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

③ バナナスライダー

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E008-82	C	不可	3	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
出発部有害な隙間 登行部・破損 修繕が必要です。					



委託業者の点検では「使用不可」と判定されているが、現地視察の時点では、修繕等の応急措置は実施されておらず、使用可能な状況となっていた。

市が使用可能と判断している根拠としては、「隙間については格納時に必要な空間であるため対策困難」とのことであった。

### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

出発部有害な隙間について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

### (2) 遊具の管理

天竜川緑地には、スプリング遊具や造形物、すべり台等の 100 を超える遊具を設置している。

遊具の点検報告書により現地踏査を実施したところ、遊具の置き場所が詳細に記載されていない状態であった。担当者に質問したところ、「遊具の置き場所は、遊具と周囲の風景を映した写真で把握している」とのことであった。

### 【指摘】

天竜川緑地は面積が大きく分散して立地しているため、遊具も各所に点在している点を踏まえると、写真をもとに遊具を探すのは効率的ではないと考える。

各遊具には施設番号を付けていることから、緑地のマップと紐づけて、遊具の場所を把握管理することが必要である。

### (3) 天竜川緑地のホームページ

天竜川緑地の所在地は、浜松市東区白鳥町、中野町、国吉町、材木町、南区鶴見町の各地にわたり、浜松市内で上位の面積をもつ都市公園である。

<浜松市内の都市公園における開設面積トップ5>

	都市公園名	開設面積 (㎡)	遊具数
1	佐鳴湖公園	504,308.64	15
2	舘山寺総合公園	450,960.00	0
3	遠州灘海浜公園	432,859.63	3
4	天竜川緑地	310,028.00	126
5	都田総合公園	236,000.00	10

天竜川緑地には 12 面の野球場、2 面の球技場、自由広場があり、予約サイト「まつぼっくり」を通じて、無料で使用できる施設が揃っている。その他、運動広場や憩いの広場等には数多くの遊具やベンチがあり、予約がなくても寛げる環境である。

予約サイト「まっぼっくり」のホームページを閲覧したところ、緑地の所在地名、各施設のフロア図・配置図等が載っているが、緑地全体を示したマップが見当たらなかった。そのため、各施設や遊具等の具体的な場所が俯瞰的にわからなかった。

### 【意見】

天竜川緑地は面積が大きく、分散して立地していることも踏まえると、他の都市公園と同様に、公園全体のマップをホームページに載せることが、公園利用者にとって有益である。

### （４）看板の劣化

浜松市は、公園における安全性や管理上の問題を踏まえ、浜松市都市公園条例で行為の制限や禁止事項を定め、公園利用者が安全・安心して利用できるように周知を図るべく、看板を設置している。

天竜川緑地を視察したところ、増水時には水につかる立地条件等もあって、看板の劣化が見受けられた。



### 【指摘】

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。

## (5) ベンチの破損と劣化

現地を視察したところ、増水時には水につかる立地条件等もあって、ベンチの破損や劣化が見受けられた。



担当者に質問したところ、「コストの問題から、ベンチの材質や構造等も他公園と同じになっている」とのことであるが、増水時には水につかる立地条件を踏まえると、木製ベンチは特に破損・劣化しやすいと考える。

### 【指摘】

ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数や、ベンチの材質についても検討することが必要である。

## (6) 増水時の対応

担当課は、天竜川の水位観測情報や上流域のダム放流量の推移等により河川の増水状況を総合的に予測して、緑地が増水に伴い水につかる可能性があるかと判断した場合は、以下の対応をしている。

増水対応の内容	対応者	所用時間 (1回当たり)
増水時の流水阻害を最小限とするため、バナナスライダーの高さを下げる	公園管理事務所	約 15 人× 2 時間
洪水時における流水阻害防止と、工作物の流出防止のため、 ・野球場のバックネットを横に寝かす ・球技場のサッカーゴールネットを外しゴールバーに括りつけ、バックネットを傾倒する	公園課 緑政課	



増水による流出を防ぐため、トイレを撤去し移動する	一般財団法人浜松公園緑地協会	約 10 人× 3 時間
--------------------------	----------------	--------------

令和 5 年度の増水対応は、2 回であった。

	増水対応	対応日	公園管理事務所 対応人数
1 回目	撤去	令和 5 年 6 月 2 日	15 人
	復旧	令和 5 年 6 月 5 日	15 人
2 回目	撤去	令和 5 年 8 月 14 日	13 人
	復旧	令和 5 年 8 月 18 日	13 人

### 【意見】

異常気象が頻発する現在においては、増水対応回数が増加する可能性がある。また、増水対応の所要時間もそれぞれ延べ 30 時間ほどかかり、少人数で容易にできるものではない。

担当課は勤務時間の内外を問わず増水対応を実施することになるが、人員や資金に限りがある中、できるだけ対応を効率化し、負担を軽減することが望ましい。

### (7) 鶴見緑地の状況

天竜川緑地の最南端にある天竜川緑地南野球場 6 面の南側に鶴見緑地があり、円形の休憩場所がある。

鶴見緑地を視察したところ、入口や内部に雑草が生い茂っており、ベンチが利用できない、または利用しづらい状態であった。



公園管理事務所に確認したところ、鶴見緑地は、芝刈りや除草の対象で、低木刈込みの対象外ということであった。

**【指摘】**

他の公園と同様、鶴見緑地についても、ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。

## 20 三方原防風林緑地

### 【公園の概要】

公園名	三方原防風林緑地
所在地	北区三幸町
開設年月日	2002年3月31日
面積	35,577.67㎡
公園種別	緑地
環境地形特徴	防風林に沿った幅20mほどの土地で、アスレチック、ゲートボール、ドッジボールなど多目的に利用できる施設や、自然と共生した空間がある。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月28日

#### (1) 遊具

三方原防風林緑地の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが7件あった。内容は次のとおりである。

##### ① 健康器具 スロープ階段

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N024-2	C	不可	3	b	大人
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

##### ② 健康器具 丸太階段

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N024-3	C	不可	3	b	大人
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

##### ③ 健康器具 背筋伸ばし

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N024-4	C	不可	3	b	大人

備考（総括書）
落下時基礎露出 修繕が必要です。

④ 健康器具 つま先立ち

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N024-5	C	不可	3	b	大人

備考（総括書）
落下時基礎露出 修繕が必要です。

⑤ 健康器具 手足回し

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N024-6	C	不可	3	b	大人

備考（総括書）
落下時基礎露出 修繕が必要です。

⑥ 健康器具 階段昇降

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N024-9	C	不可	3	b	大人

備考（総括書）
落下時基礎露出 修繕が必要です。

⑦ 健康器具 ハンドル、ペダル

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N024-11	C	不可	3	b	大人

備考（総括書）
固い設置面 修繕が必要です。

①スロープ階段



②丸太階段



③背筋伸ばし



④つま先立ち



⑤手足回し



⑥階段昇降



⑦ハンドル、ペダル



これらの遊具7点について、点検業者はすべて「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには、すべて使用可能となっていた。修繕等の実施の有無を確認したところ、修繕等の応急措置は行われていなかった。

市が使用可能と判断している根拠としては、「落下時基礎露出」は「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」、また、「硬い設置面」については、「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については明確に定まっていない。

### 【指摘】

これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

その他、点検業者の調査結果では「使用不可」とまでは判定されていないが、現地視察において監査人が気になった遊具が3件あった。内容は次のとおりである。

① 健康器具 足上げ腹筋

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N024-12	C	可	2	c	3歳～6歳
備考（総括書）					
化粧材部 がたつき 修繕が必要です。					

この健康器具には、数センチのがたつきがみられた。今後の修繕計画等について確認したところ、「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」とのことであった。



**【指摘】**

この器具は、緊急性は低いとはいえ、点検業者が「修繕が必要」と判断しているものである。事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

② 2連 滑り台

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N024-20	B	可	2	b	3歳～12歳
備考（総括書）					
記載なし					

この2連滑り台は、点検業者の調査結果には特記事項の記載はなかったが、現地調査において、滑り台の降り口などに基礎露出が見受けられた。公園管理事務所に確認したところ、「落下時基礎露出については、危険性は承知しているものの、破損した遊具等の補修を優先して対応している状況のため、経過観察しながら必要に応じて対応する方針としています。」との回答があった。



**【指摘】**

事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

### ③ 4人用 ブランコ

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
N024-21	C	可	2	c	3歳～12歳
備考（総括書）					
吊り金具・腐食 修繕が必要です。					

この遊具は、点検業者の調査結果では「吊り金具・腐食 修繕が必要」と判定されている。修繕等の実施の有無を確認したところ、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」しており、修繕等の応急措置は行われていない。



#### 【指摘】

この遊具は、点検業者が「吊り金具腐食 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。

事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

#### 【指摘】

また、この4人用ブランコは、雑草が伸びていて利用できない状況になっていた。雑草の処理は、年4回実施しているとのことであるが、これだけ周囲に雑草が伸びていると、公園利用者がブランコを利用したくても利用できない状態である。適切な時期に草刈りを行い、利用可能な状態を保つことが必要である。

### (2) ベンチ



雑草が伸びているベンチ（左側）、座るとぐらつくベンチ（右側）が見受けられた。公園管理事務所に問い合わせたところ、以下の回答があった。

雑草については、定期業務として、年4回実施しています。2回目は7月上旬に実施しており、3回目は9月上旬に実施しています。

ベンチについては、月3回程の公園巡視を実施しており、必要に応じて使用禁止措置や補修等を行っています。

### 【指摘】

周囲に雑草が伸びているベンチや、劣化したベンチは、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。

ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施することが必要である。

### （3）看板



公園内には、剥がれていて内容が読めない看板があった。

公園管理事務所に確認したところ、「看板の内容等が不明確であり、撤去していく。今後は、巡視時に確認をしつつ、必要に応じて撤去や更新を行っていく。」と回答があった。

### 【指摘】

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。



## 21 有玉緑地

### 【公園の概要】

公園名	有玉緑地
所在地	東区有玉西町
開設年月日	1975年4月1日
面積	40,439㎡
公園種別	緑地
環境地形特徴	都市公園台帳に記載なし

### 【監査結果】

視察日：2023年8月28日

#### (1) 遊具

有玉緑地の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが7件あった。内容は次のとおりである。

##### ① ジャングルジム

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E019-13	C	不可	3	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 縦部材・腐食、破損 横架材・腐食 接合部・腐食、破損 修繕が必要です。					



② その他遊具造形物（6件）

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E019-2	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E019-3	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E019-4	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E019-5	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E019-7	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E019-10	C	不可	3	b	3歳～6歳
備考（総括書）					
落下時基礎露出 修繕が必要です。					



①②の遊具について、点検業者はすべて「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには、すべて使用可能となっていた。修繕等の実施の有無を確認したところ、修繕等の応急措置は行われていないとのことであった。

市が使用可能と判断している根拠としては、「破損遊具の補修を優先するため、露出基礎については状況を見据えながら対応を検討」と回答があった。具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まっていない。

### 【指摘】

これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。

また、市の回答には「破損遊具の補修を優先する」とあったが、①ジャングルジムには、落下時基礎露出のほか、接合部や縦部材に腐食と破損があることも、点検業者の調査結果で指摘されている。

落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。

その他、点検業者の調査結果では「使用不可」とまでは判定されていないが、「特記事項」が記載されているものが1件あった。内容は次のとおりである。

### ③ 4人用ブランコ

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E019-14	C	可	2	c	6歳～12歳
備考（総括書）					
着座部・腐朽 修繕が必要です。					

点検業者の調査結果に記載されているように、このブランコには、着座部の腐朽が見られた。今後の修繕計画等について確認したところ、「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」とのことであった。



#### 【指摘】

緊急性は低いとはいえ、この遊具は、点検業者が「着座部腐朽 修繕が必要」と判断しているものである。

事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

## （2）樹木の状況

### ① 樹幹の亀裂等、キノコの発生



有玉緑地には、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木が見受けられた。キノコが発生していれば、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。公園管理事務所に確認したところ、「一部枯れてはいるが、損傷調査の結果、危険木ではないため、経過観察とする。なお、今後の現況に変化が現れた際は、その時々で適切に対応する。」との回答を得た。

なお、有玉緑地では、令和4年度に損傷や衰退、腐朽等による障害のある危険木の調査を実施し、令和5年度に危険木の伐採、危険性のある枝の剪定作業を行っているとのことである。

### 【指摘】

有玉緑地は、昭和50年（1975年）4月開設の公園であり、開設から48年が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。

現在、調査対象外となっている区域についても、倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高いと判断した区域については、引き続き、樹木の調査等を実施していく必要がある。

### ② 落枝

公園内には、散乱した枝が見受けられた。公園管理事務所に確認したところ、「折れ枝と思われるが、園路内ではないため、経過観察とする。」との回答を得た。



### 【意見】

落枝が多く見られた箇所は、園路内ではないとはいえ、園路から近く平坦で容易に進入できる場所にある。このような場所にある落枝は、安全性確保の観点から処分することが望ましい。

### （3）割れたポール

上部の割れたポールが木に括り付けられていた。公園管理事務所に確認したところ、「現場の特定ができないが、状況を確認し、必要ないものであれば撤去する」とのことであった。



### 【指摘】

市はポールが括り付けられた目的を把握していなかったが、その破損状況から、適切に管理されているとは言えない。速やかに状況を確認したうえで、必要な措置である場合には適切に管理し、必要性が明確でないものは撤去すべきである。

#### (4) 看板

緑地内に、剥がれていて、内容が不明瞭な看板があった。

##### 【指摘】

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。



#### (5) ソフトボール場

【2】個別事項に記載したとおり、令和5年4月に愛知県西尾市のコミュニティ公園多目的広場でソフトボールの練習をしていた男子児童が、地面から突き出ていた釘で10針縫う怪我をしていたことが、同年8月に報道されている。

これを受けて、愛知県内では同様の施設で調査が実施され、複数の施設で地中から釘が発見されている。

このように、愛知県では、公園から相当多くの釘等が発見され、撤去されていることからすると、浜松市においても同様の調査を実施すべきと思われる。

グラウンドの安全性調査の実施の有無について、公園管理事務所に確認したところ、令和5年9月8日時点においては、「特に上記の報道を受けて、釘の調査や利用者への注意喚起等は実施していない」との回答を得た。

有玉緑地のソフトボール場において、監査人が目視により確認したところ、2塁ベースの位置に緑のビニール紐が付いた目印と思われるものが見受けられた。

##### 【指摘】

西尾市の事故は、グラウンドの使用により、埋まっていた釘が露出したことによるものとされている。愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、西尾市のケースが特別ではないと考えられる。

公園利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、有玉緑地のソフトボール場においても、目印と思われるものを掘り起こして確認するなどの調査を実施し、危険なものは撤去する必要がある。

## 22 ゆたか緑地

### 【公園の概要】

公園名	ゆたか緑地
所在地	東区豊町
開設年月日	1987年5月30日
面積	36,196 m <sup>2</sup>
公園種別	緑地
環境地形特徴	浜松市の中心街より北東約10kmに位置している。敷地は天竜川に沿って続いている2本の堤防にはさまれた平坦地にある。緑地に隣接して浜松市東部衛生工場がある。

### 【監査結果】

視察日：2023年8月21日

#### (1) 遊具（使用不可となっているもの）

ゆたか緑地の遊具について、点検業者の調査結果に「特記事項」が記載され、「使用不可」と判定されているものが2件あった。内容は次のとおりである。

##### ① スプリング遊具(台5)

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E030-11	D	不可	2	d	3歳～6歳
備考（総括書）					
【使用禁止】スプリング部腐食、破損					

##### ② スプリング遊具(台8)

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E030-14	D	不可	2	d	3歳～6歳
備考（総括書）					
【使用禁止】スプリング部腐食、破損					

委託業者の点検では、上記の遊具2点は、ともに「使用不可」と判定されているが、現地視察を行った時点では、どちらも使用可能な状況であった。

これらの遊具について、修繕等の実施の有無を確認したところ、どちらの遊具も指定管理者により、破断したスプリングの交換が行われ（2022年8月）、使用可能となっているとのことであった。



## （２）その他遊具

### ① 健康器具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E030-1	B	可	1	b	大人
備考（総括書）					
記載事項なし					

### ② 健康器具

施設コード	総合判定	使用可否	ハザード	劣化判定	対象年齢
E030-2	C	可	1	c	大人
備考（総括書）					
構造部２腐朽 修繕が必要です。					



健康器具には、留め金部分の木が割れている箇所が見受けられた。点検業者は「修繕が必要」としているが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、どちらの遊具も修繕等の措置は実施していない。



### 【指摘】

これらの遊具は、点検業者が「構造部腐朽 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。

事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。

### 【意見】

監査人（2名）が、この健康器具を使用してみたところ、正しい使用方法がわからなかった。

大人向けの遊具ではあるが、子どもも使用可能であり、誤った使い方により怪我等が起こるのを防ぐため、使用方法を表示することが望ましい。

### （3）看板

ゆたか緑地内に剥がれていて、内容が読めない看板があった。



### 【指摘】

この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。

また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。